

農業・農村の動向等に関する
年次報告

令和3年9月

福島県

目 次

I	令和2年度の施策の推進	
1	令和2年度の施策の概要	3
II	農業及び農村の動向	
1	令和2年度の農業及び農村の動向	
(1)	本県の概要	7
(2)	県全体の動向	8
(3)	農作物等の自然災害	18
(4)	新型コロナウイルス感染症に係る農業等への影響と対応	20
(5)	トピックス	22
III	農業及び農村の振興に関して講じた施策	
1	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害からの農業再生に向けた取組	
(1)	農産物等の安全・安心を確保する取組	32
(2)	被災農地・農業用施設等の災害復旧	39
(3)	除染等の推進	40
(4)	農業者の経営安定に向けた取組	42
(5)	風評の払拭に向けた取組	42
(6)	避難地域等の営農再開に向けた取組	45
(7)	東日本大震災復興特別区域法に基づく取組	48
2	「ふくしま農林水産業新生プラン」に基づく取組	
(1)	避難地域における農林水産業再生プロジェクト	51
(2)	安全・安心な農林水産物供給プロジェクト	51
(3)	ふくしま“人・農地”新生プロジェクト	56
(4)	「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト	60
(5)	地域産業6次化の推進プロジェクト	64
(6)	みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト	68
(7)	地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト	69
(8)	「ふくしまからはじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」の取組	70
3	各地方における取組	
(1)	県北地方	71
(2)	県中地方	76
(3)	県南地方	79

(4) 会津地方	82
(5) 南会津地方	84
(6) 相双地方	86
(7) いわき地方	89

【参考資料】

1 農業及び農村の振興に関する基本計画の指標（県全体）	97
2 農業及び農村の振興に関する基本計画の指標（地方別）	102
用語解説	106
福島県農業・農村振興条例	109

I 令和2年度の施策の推進

1 令和2年度の施策の概要

令和2年度においては、平成25年に策定した福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」に基づき、東日本大震災及び原子力災害から復興・再生を成し遂げ、以前よりも豊かで魅力ある農林水産業・農山漁村として創造され、若い世代に引き継がれていくことを目指し、プランの重点戦略を最優先として施策を展開しました。

「避難地域における農林水産業再生プロジェクト」では、引き続き放射性物質除去・低減技術の開発・実証に取り組んだほか、被災した農地・農業水利施設等の復旧に取り組みました。また、福島県営農再開支援事業や原子力被災12市町村農業者支援事業等により、避難地域等における営農再開に向けた取組を進めるとともに、先端技術を導入した営農を推進するための展示会を開催しました。

「安全・安心な農林水産物供給プロジェクト」では、県産農産物の安全・安心の確保を図るため、放射性物質検査の徹底と検査結果の積極的な情報発信による「見える化」に取り組みました。また、「ふくしま県GAP（FGAP）」を含むGAPの第三者認証の取得促進と認知度向上のための情報発信に取り組むとともに、有機栽培等の環境と共生する農業を推進しました。さらに、消費者や流通関係者等の信頼回復を目指し、本県農林水産物の高い品質と安全性確保に係る取組のPRや、地産地消、食育活動の推進に取り組ましました。

「ふくしま“人・農地”新生プロジェクト」では、人・農地プランに位置づける中心経営体の育成や、新規就農者の確保・育成、女性農業経営者の育成、集落営農の推進、地域と連携した企業等の農業参入支援等により、様々な担い手を育成するとともに、農地中間管理事業による担い手への農地集積など、力強い農業構造の実現に向けた取組を推進しました。

『ふくしまの恵みイレブン』強化プロジェクト」では、米・きゅうり・もも・りんどう・福島牛など11品目（ふくしまの恵みイレブン）について、収益性の高い産地づくりや地域の特色をいかした産地づくりを戦略的に進めるとともに、コロナ禍においても、様々な手段により販路拡大や輸出の拡大のためのプロモーション活動を展開しました。また、園芸産地の拡大に向けた研修会の開催や、「福、笑い」を含む県オリジナル米のプロモーション活動などにより、ふくしまブランドの回復・強化に取り組ましました。

「地域産業6次化の推進プロジェクト」では、農林漁業者が原料生産のみに留まることなく加工や販売まで総合的に行う地域産業6次化の取組を支援するとともに、人材の発掘・育成、幅広い人材のネットワーク化などに取り組ましました。また、平成29年度に立ち上げた6次化商品ブランド「ふくしま満天堂」のもと、県内外でのテスト販売、大型展示会への出展、商品改良などによりブランド化を推進しました。

「みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト」では、農業水利施設等のストックマネジメントを推進するため、地域で行う維持管理体制の構築のための住民理解の促進を図るとともに、防災・減災対策を強化するため、ため池のハザードマップの作成を推進し、地域住民の防災意識向上を図るなど、安全・安心な農村づくりに取り組ましました。

「地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト」では、小水力等発電

の導入促進を行うなど、農村に豊富に存在する地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進しました。

また、関係機関・団体と連携した「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」を展開し、安全対策の徹底による食の安全確保と消費者の安心感の醸成を進める「食の安全・安心運動」、力強い農林水産業の生産体制の確立と福島ブランドの回復・強化を進める「生産再開運動」、県産農林水産物に対する消費者の理解促進と地産地消等による消費拡大と食育を進める「風評払拭・消費拡大運動」、国内外への情報発信を推進する「情報発信運動」に取り組みました。

Ⅱ 農業及び農村の動向

1 令和2年度の農業及び農村の動向

(1) 本県の概要

令和2年2月1日現在の本県の農業経営体は4万2,598戸で、平成27年と比べて1万559戸(19.9%)減少しました。農業経営体のうち個人経営体に占める主業、準主業、副業的農家の割合は、それぞれ17.6%、17.7%、64.7%となっています。

令和2年における主要品目の生産状況の概要(前年からの増減)は次のとおりです。

水稻は、作付面積が6万5,300ha、収穫量は36万7,000tでともに前年より減少、作柄は作況指数102の「やや良」でした。

小麦・大豆・そば等の穀物類は、小麦は作付面積が増加しましたが、収穫量はやや減少、大豆は作付面積が減少し、収穫量は増加、そばは作付面積がやや増加し、収穫量も増加しました。

野菜は、主力品目であるきゅうりは作付面積、収穫量ともに前年並み、トマトは作付面積が前年並みで、収穫量はやや増加しました。

果樹は、本県の主力品目であるももや日本なし、りんごは作付面積、収穫量ともに減少、ぶどうは作付面積が増加しましたが、収穫量は減少しました。

花きは、作付面積及び出荷数量が宿根かすみそう及び鉢物類でやや増加、きく、りんどう、トルコギキョウで減少しました。

畜産は、乳用牛及び肉用牛の飼養頭数(令和2年2月1日現在)はやや増加しました。

(2) 県全体の動向

ア 農業構造

(ア) 農家数

令和2年の販売農家数は4万1,060戸で、平成27年と比べて1万1,210戸(21.4%)減少し、農業経営体数は4万2,598戸で、平成27年と比べて1万559戸(19.9%)減少しました。個人経営体に占める主業農家、準主業農家、副業的農家の割合は、それぞれ17.6%、17.7%、64.7%となっています。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者数は、平成31年3月末と比べて361経営体(4.7%)減少し、令和2年3月末現在で7,377経営体となりました。

総農家数等の推移 (単位：戸、経営体、%)

項目	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	R2/H27
総農家数	104,423	96,598	75,338	62,673	83.2
販売農家数	80,597	70,520	52,270	41,060	78.6
自給的農家	23,826	26,078	23,068	21,613	93.7
農業経営体数	81,791	71,654	53,157	42,598	80.1
家族経営体数	80,849	70,766	52,398	-	-
個人経営体数	-	-	-	41,671	-

(農林水産省「農林業センサス」)

※農業経営体数のうち、令和2年は家族経営体数に代わり個人経営体数による公表

主副業別経営体数 (単位：経営体、%)

項目	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
主業農家数	14,287 (17.7)	12,746 (18.1)	9,026 (17.3)	7,331 (17.6)
65歳未満の農業専従者がいる農家数	11,866 (14.7)	10,438 (14.8)	7,236 (13.8)	5,809 (13.9)
準主業農家数	24,761 (30.7)	23,617 (33.5)	13,628 (26.1)	7,376 (17.7)
副業的農家数	41,549 (51.6)	34,157 (48.4)	29,616 (56.7)	26,964 (64.7)
計	41,549 (100)	34,157 (100)	52,270 (100)	41,671 (100)

(農林水産省「農林業センサス」)

※()内の数値は構成比を示す。

※主副業別経営体数の計のうち、平成27年までは販売農家数、令和2年は個人経営体数での集計。

※平成27年値については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域)内の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の結果は含まれていない。

※令和2年値については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域(平成31年2月1日時点の避難指示区域)内の大熊町、双葉町の全域の結果は含まれない。

認定農業者数の推移 (単位：経営体、%)

	平成22年度	平成23年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	R元/H30
認定農業者数	6,780	6,621	6,392	7,196	7,730	7,771	7,721	7,738	7,377	95.3

※各年度の3月末現在の数値である。

(イ) 農業従事者数（個人経営体）

令和2年2月1日現在の農業従事者数（個人経営体）は10万6,728人となっています。65歳以上の農業従事者が全体の50.5%を占め、平均年齢は61.7歳となっています。

本県の年齢別農業従事者数（15歳以上・個人経営体）（単位：人、%）

		計	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	平均年齢
実数	令和2年	106,728	12,778	10,383	15,796	13,856	53,915	61.7
構成比		100.0	12.0	9.7	14.8	13.0	50.5	

※農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者

（農林水産省「農林業センサス」）

【参考】

本県の年齢別農業就業人口（15歳以上・販売農家）（単位：人、%）

		計	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	平均年齢
実数	平成12年	147,501	14,329	12,704	19,038	20,408	81,022	61.7
	平成17年	135,010	11,285	8,044	19,215	14,679	81,787	63.8
	平成22年	109,048	5,534	4,520	15,677	13,613	69,704	66.8
	平成27年	77,703	4,482	2,667	8,055	11,823	50,676	67.1
構成比	平成12年	100.0	9.7	8.6	12.9	13.8	54.9	
	平成17年	100.0	8.4	6.0	14.2	10.9	60.6	
	平成22年	100.0	5.1	4.1	14.4	12.5	63.9	
	平成27年	100.0	5.8	3.4	10.4	15.2	65.2	

※農業就業人口：15歳以上の世帯員のうち、自営農業のみに従事した者及び農業とその他の仕事に従事した者のうち、農業が主の者

※小数点以下の端数処理のため、合計値が合わないことがある。

※令和2年の農林業センサスより、農業従事者数（個人経営体）ごとの公表に変更となったため、平成27年までの農業就業人口（販売農家）は参考として掲載。

（農林水産省「農林業センサス」）

(ウ) 新規就農者

令和2年5月1日現在の新規就農者数は204人で、6年連続で200人を超えています。

就農区分別に見ると、Uターンによる就農者が減少傾向にある一方、農業法人等への雇用による就農者の増加等により、新規参入が124人と全体の61%となっています。

新規就農者数の推移（単位：人、%）

項目	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	R2/R元
新規学卒	27	21	25	26	23	42	26	31	34	42	32	76.2
Uターン	82	104	62	66	56	75	102	70	57	53	48	90.6
新規参入	83	57	55	132	87	95	110	110	128	117	124	106.0
合計	192	182	142	224	166	212	238	211	219	212	204	96.2

※就農区分

新規学卒：本県の農家の出身者で、卒業と同時に就農した者及び卒業後引き続き行っていた農業研修終了後すぐに就農した者

Uターン：本県の農家の出身者で、就業していた他産業を離職して就農した者

新規参入：本県の農家以外の出身者で、就農した者

※調査基準日は5月1日、調査対象期間は前年5月2日から該当年5月1日までの1年間である。

（農業担い手課調べ）

(エ) 農作業の受託

令和2年(農林業センサス調査年)における農作業を受託した経営体数は4,980で、そのうち水稲作業を受託した経営体数が4,782と、全体の96.0%を占めています。

※令和2年値については、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成31年2月1日時点の避難指示区域)内の大熊町、双葉町の全域の結果は含まれない。

※農作業を委託した経営体数については、令和2年より公表されていない。

(オ) 農用地の利用集積

令和元年度末における農用地利用集積面積は6万2,244haで、そのうち認定農業者への集積面積は4万8,030haとなり、認定農業者1経営体当たりの面積は6.3haとなっています。

農用地利用集積面積は前年度と比べて634ha(1%)減少していますが、認定農業者1経営体当たりの面積は前年度と比べて0.1ha(2%)増加しました。

項目	平成22年度	平成23年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	R元/H30
農用地利用集積面積	59,194	57,792	54,519	57,984	61,165	62,145	62,878	62,244	99
認定農業者への集積面積	40,174	39,393	40,514	44,711	47,009	47,810	49,030	48,030	98
認定農業者1経営体当たりの面積	5.9	5.9	5.6	5.7	5.9	6.1	6.2	6.3	102

※平成22年度: 調査を実施出来なかった相双地方全12市町村については、平成21年度の実績を適用して集計。

※平成23~28年度: 調査を実施出来なかった相双地方9町村(双葉郡8町村及び飯館村)については、平成21年度の実績を適用して集計。

(農業担い手課調べ)

(カ) 耕地面積

令和2年における耕地面積は13万8,400haで、前年と比べて1,210ha(0.9%)減少しました。

なお、国の統計では各年の調査日時点において、原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域については、対地標本実測調査及び職員又は統計調査員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域における平成23年の耕地面積調査結果を基に、関係機関からの情報収集によって把握した面積を計上したものとなっています。

項目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	R2/R元
田	100,500	100,700	100,900	100,900	100,800	100,400	99,700	99,300	98,600	97,900	99.3
畑	43,960	43,900	43,790	43,570	43,230	42,800	41,990	41,450	41,010	40,500	98.8
普通畑	31,000	31,000	31,000	30,900	30,700	30,500	29,900	29,600	29,200	29,100	99.7
樹園地	7,300	7,250	7,180	7,090	6,980	6,820	6,750	6,660	6,710	6,570	97.9
牧草地	5,660	5,650	5,610	5,580	5,550	5,480	5,340	5,190	5,100	4,820	94.5
合計	144,460	144,600	144,690	144,470	144,030	143,200	141,690	140,750	139,610	138,400	99.1

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(キ) 荒廃農地

令和元年の荒廃農地面積は1万2,711haで、平成30年と比較し、81ha(0.6%)減少しました。

荒廃農地面積の推移 (単位: ha、%)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	R元/H30
面積	13,759	12,669	12,792	12,711	99.4

※農林水産省農村振興局長通知(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領)に基づく調査。

なお、「荒廃農地」とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。

※調査時点等: 毎年11月30日現在の集計値で、前年調査時点から1年間の増減の状況に係る調査も併せて実施。

※令和元年まで調査不能6町村: 檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、飯館村、一部未実施: 南相馬市(小高区の一部)、平成25年から調査再開: 広野町、平成26年から調査再開: 川内村、平成30年から調査再開: 浪江町(一部除外)。

イ 農用地の整備

本県の田の整備済面積は、令和2年度末で7万2,369ha(整備率74%)となっています。

農用地の整備状況 (単位: ha、%)

項目	平成22年	平成23年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	R2/R元
整備済田面積	72,958 (75)	73,047 (75)	69,301 (71)	69,668 (72)	69,945 (72)	70,538 (73)	71,190 (73)	71,668 (74)	72,083 (74)	72,369 (74)	100.4

※()内は整備率を示す。

※平成24年度に震災による被害分5,064haを控除。

※整備率を算出するための整備対象面積は、「ふくしま農林水産業新生プラン」策定時における県内農振農用地の面積(97,289ha)により算出している。

ウ 農業生産

(ア) 農作物の作付面積

令和元年における農作物作付延べ面積は10万6,400haで、前年と比べて100ha(0.1%)減少しました。

農作物作付延べ面積の推移 (単位: ha、%)

農作物作付け延べ面積	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	R元/H30
田	108,400	108,100	107,500	107,100	106,700	106,500	106,400	99.9
畑	77,100	79,300	79,400	79,800	79,900	80,100	80,100	100.0
畑	31,400	28,800	28,100	27,300	26,800	26,400	26,200	99.2

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(イ) 耕地利用率

令和元年における耕地利用率は、田畑計で76.2%となりました。

耕地利用率の推移 (単位: %)

項目	平成22年	平成23年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	R元-H30
田	88.1	76.1	78.5	78.6	78.8	79.5	80.1	80.7	81.2	0.5
畑	78.7	71.4	66.4	66.1	65.0	63.8	63.8	63.6	63.9	0.3
田畑計	85.3	75.0	74.8	74.8	74.7	74.8	75.3	75.6	76.2	0.6

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(ウ) 農業産出額（栽培きのご類を含む）

令和元年における農業産出額（栽培きのご類を含む）は 2,117 億円で、前年と比べて 27 億円（1.3%）減少しました。

作物別では、米が 814 億円と前年と比べて 16 億円（2%）増加、果実が 273 億円と前年と比べて 18 億円（7.1%）増加、花きが 67 億円と前年と比べて 3 億円（4.7%）増加しました。一方、穀類・豆類が 8 億円と前年と比べて 2 億円（20%）減少、野菜・いも類が 453 億円と前年と比べて 44 億円（8.9%）減少、畜産が 435 億円と前年と比べて 20 億円（4.4%）減少しました。

米については、営農再開や備蓄米等を含めた作付面積増加がプラスの要因となった一方、野菜については、全国的に、平成 30 年の干ばつ等の影響により上昇していた単価が低下したこと、畜産については肉用牛の出荷頭数の減少、鶏卵・ブロイラーの需給緩和による価格低下等がマイナスの要因となり、全体としては昨年と比べて減少しました。

農業産出額の推移

（単位：億円、%）

作物	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	R元/H30
米	791 (33.2)	750 (40.0)	529 (28.3)	563 (28.1)	692 (32.8)	747 (35.5)	798 (37.2)	814 (38.5)	102
麦類	0 (0.0)	-							
穀物・豆類	13 (0.5)	10 (0.5)	7 (0.4)	7 (0.3)	7 (0.3)	8 (0.4)	10 (0.5)	8 (0.4)	80
野菜・いも類	574 (24.1)	408 (21.7)	471 (25.2)	505 (25.2)	501 (23.7)	472 (22.4)	497 (23.2)	453 (21.4)	91
果実	292 (12.3)	197 (10.5)	248 (13.3)	264 (13.2)	271 (12.8)	250 (11.9)	255 (11.9)	273 (12.9)	107
花き	61 (2.6)	51 (2.7)	78 (4.2)	86 (4.3)	74 (3.5)	66 (3.1)	64 (3.0)	67 (3.2)	105
工芸農作物	36 (1.5)	2 (0.1)	13 (0.7)	18 (0.9)	17 (0.8)	15 (0.7)	14 (0.7)	13 (0.6)	93
畜産	541 (22.7)	417 (22.2)	475 (25.4)	509 (25.4)	497 (23.5)	495 (23.5)	455 (21.2)	435 (20.5)	96
栽培きのご類	49 (2.1)	24 (1.3)	28 (1.5)	29 (1.4)	35 (1.7)	35 (1.7)	32 (1.5)	31 (1.5)	97
その他	22 (0.9)	17 (0.9)	15 (0.8)	20 (1.0)	18 (0.9)	18 (0.9)	22 (1.0)	21 (1.0)	95
計	2,379 (100)	1,876 (100)	1,867 (100)	2,001 (100)	2,112 (100)	2,106 (100)	2,145 (100)	2,117 (100)	99

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

※平成 19 年から算出方法が変更され、①県内市町村間で取引された中間生産物、②水田・畑作経営安定対策の導入により、麦・大豆等の該当作物の産出額に含まれていた交付金の一部が産出額に計上されないこととなったため、過去の数値と単純に比較することは出来ない。

（農林水産省「生産農業所得統計」）

エ 農畜産物の動向

(ア) 水稻

令和 2 年における水稻作付面積は 6 万 5,300ha、収穫量は 36 万 7,000 t となっています。原子力災害に伴う作付制限や営農再開が進んでいない地域があることから、作付面積・収穫量ともに震災前を大きく下回っています。品種別では、「コシヒカ

り」と「ひとめぼれ」の2品種で全体の約7割を占めていますが、県オリジナル品種「天のつぶ」の割合も増加傾向にあります。また、本格作付け4年目の「里山のつぶ」の作付けも増加しました。

作柄は、もみ数が「やや多い」、登熟は「平年並み」となり、作況指数は102の「やや良」となりました。

品質は、令和3年3月末現在の水稻うるち玄米の一等米比率が89.1%と、前年同時期を下回りました。

水稻の作付面積、収穫量等の推移

(単位：ha、t、kg/10a、%)

項目	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	R2/R元
作付面積	80,600	64,400	68,200	65,600	64,200	64,000	64,900	65,800	65,300	99.2
収穫量	445,700	353,600	381,900	365,400	356,300	351,400	364,100	368,500	367,000	99.6
10a当たり収量	553	549	560	557	555	549	561	560	562	100.4

(農林水産省「作物統計」)

品種構成の推移

(単位：%)

品種	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
コシヒカリ	66.0	66.3	61.5	59.7	59.5	58.0	55.5	54.1	52.7
ひとめぼれ	22.8	27.4	23.8	22.7	22.1	21.0	19.5	19.8	19.1
天のつぶ	-	0.1	5.8	8.2	7.5	9.3	12.1	14.3	16.6

水稻作況指数の推移

(県水田畑作課調べ)

項目	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
福島県	103	102	104	101	102	100	101	102	102
中通り	103	102	104	101	102	100	102	102	102
浜通り	104	101	104	102	102	99	102	101	103
会津	102	99	103	100	102	101	99	103	102

(農林水産省「作物統計」)

(イ) 小麦・大豆・そば

令和2年産小麦の作付面積は409haで、前年と比べて51ha(14.2%)増加しました。収穫量は928tで、前年と比べて39t(4.0%)減少しました。10a当たりの収量は227kgで、前年と比べて43kg(15.9%)減少しました。

小麦の作付面積、収穫量等の推移

(単位：ha、t、kg/10a、%)

項目	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	R2/R元
作付面積	441	433	258	251	301	336	348	358	409	114.2
収穫量	651	429	366	494	674	682	696	967	928	96.0
10a当たり収量	148	99	142	197	224	203	200	270	227	84.1

(農林水産省「作物統計」)

令和2年産大豆の作付面積は1,390haで前年と比べて110ha(7.3%)減少、収穫量は1,680tで前年と比べ190t(12.8%)増加、10a当たりの収量は121kgで、前年と比べて22kg(22.2%)増加しました。1ha以上の団地数は98団地、団地面積は825haで前年と比べて20ha減少しました。また、流通量(検査数量)は828tで、前年と比べて29t(3.6%)増加しました。

大豆の作付面積、収穫量等の推移

(単位：ha、t、kg/10a、%)

項目	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	R2/R元
作付面積	2,880	2,100	1,710	1,720	1,660	1,590	1,570	1,500	1,390	92.7
団地(1ha)数	127	103	94	96	102	109	98	100	98	98.0
団地(1ha)面積	1,138	866	754	813	829	829	870	845	825	97.6
収穫量	3,050	2,940	2,250	2,200	2,140	1,800	2,090	1,490	1,680	112.8
流通量	1,178	1,359	1,148	1,252	1,300	1,144	1,511	799	828	103.6
10a当たり収量	106	140	132	128	129	113	133	99	121	122.2

(農林水産省「作物統計」、県水田畑作課調べ)

そばは、会津地方を中心に栽培されており、令和2年産の作付面積は3,790haで昨年と比べて50ha(1.3%)増加し、北海道、山形県、長野県、秋田県に次ぐ全国5位となっています。また、10a当たりの収量は56kgで、前年と比べて5kg(9.8%)増加しました。収穫量は2,120tで、前年と比べて210t(11.0%)増加しました。

そばの作付面積、収穫量等の推移 (単位: ha、t、kg/10a、%)

項目	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	R2/R元
作付面積	3,450	3,750	3,710	3,620	3,860	3,860	3,720	3,740	3,790	101.3
収穫量	1,860	2,630	1,930	1,300	1,390	1,740	1,860	1,910	2,120	111.0
10a当たり収量	54	70	52	36	36	45	50	51	56	109.8

(農林水産省「作物統計」)

(ウ) 野菜

令和2年におけるきゅうりの作付面積は680haで、前年と比べて2ha(0.3%)減少、収穫量は38,500tで前年と比べて300t(0.8%)増加しました。トマトの作付面積は355haで、前年と比べて2ha(0.6%)減少、収穫量は23,200tで、前年と比べて800t(3.6%)増加しました。令和元年におけるアスパラガスの作付面積は358haで、前年と比べて12ha(3.2%)減少、収穫量は1,400tで前年と比べて30t(2.1%)減少しました。いちごの作付面積は107haで、前年と比べて1ha(0.9%)減少、収穫量は2,410tで、前年と比べて20t(0.8%)増加しました。ねぎの作付面積は670haで、前年と比べて42ha(6.7%)増加、収穫量は10,900tで、前年と比べて800t(7.9%)増加しました。

※きゅうり、トマトは令和2年、アスパラガス、いちご及びねぎは令和元年の公表されている統計の最新値

主要野菜の作付面積、収穫量の推移 (単位: ha、t、kg/10a、%)

品目	項目	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	R元/H30	R2/R元
きゅうり	作付面積	887	762	728	721	703	696	689	682	680	99.0	99.7
	収穫量	49,400	44,400	41,200	41,300	40,600	39,700	38,900	38,200	38,500	98.2	100.8
トマト	作付面積	473	354	382	384	381	371	361	357	355	98.9	99.4
	収穫量	28,800	20,800	24,900	24,600	26,600	24,200	23,000	22,400	23,200	97.4	103.6
アスパラガス	作付面積	478	456	419	407	389	379	370	358	-	96.8	-
	収穫量	1,880	1,610	1,520	1,630	1,610	1,510	1,430	1,400	-	97.9	-
いちご	作付面積	132	129	115	112	110	108	108	107	-	99.1	-
	収穫量	2,730	2,480	2,350	2,450	2,430	2,370	2,390	2,410	-	100.8	-
ねぎ	作付面積	710	656	657	646	624	628	628	670	-	106.7	-
	収穫量	11,200	10,600	10,700	10,700	10,300	10,100	10,100	10,900	-	107.9	-

(農林水産省「野菜生産出荷統計」)

(エ) 果樹

令和2年におけるももの栽培面積は1,750haで、前年と比べて40ha(2.2%)減少しました。収穫量は2万2,800tで、気象要因や、モモせん孔細菌病の被害拡大等により、前年と比べて4,200t(15.6%)減少しました。

日本なしの栽培面積は859haで、栽培者の高齢化等により、前年と比べて21ha(2.4%)減少しました。収穫量は1万2,900tで黒星病の発生等の影響により、前年と比べて3,100t(19.4%)減少しました。

りんごの栽培面積は1,240haで、前年と比べて20ha(1.6%)減少しました。収穫量は21,100tで、前年と比べて2,100t(9.1%)減少しました。栽培品種

は、「ふじ」が大半を占めていますが、着色が早く、早期収穫が可能な優良着色系ふじや有望な中生品種である「シナノスイート」等への改植が進んでいます。

ぶどうの栽培面積は291haで、前年と比べて1ha(0.3%)増加しました。収穫量は2,430tで、前年と比べて200t(7.6%)減少しました。雨よけ施設の導入と、「シャインマスカット」や県オリジナル品種「あづましずく」等の植栽が進んでいます。

主要果樹の栽培面積、収穫量の推移 (単位: ha, t, kg/10a, %)

品目	項目	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	R2/R元
もも	栽培面積	1,780	1,780	1,770	1,810	1,810	1,800	1,790	1,790	1,750	97.8
	収穫量	28,200	29,000	29,300	26,600	29,300	28,600	24,200	27,000	22,800	84.4
日本なし	栽培面積	1,150	1,120	956	936	929	908	890	880	859	97.6
	収穫量	23,200	21,600	19,600	20,500	19,400	18,900	17,100	16,000	12,900	80.6
りんご	栽培面積	1,430	1,410	1,360	1,330	1,310	1,280	1,260	1,260	1,240	98.4
	収穫量	31,600	26,300	27,600	26,300	27,000	27,000	25,700	23,200	21,100	90.9
ぶどう	栽培面積	293	291	283	277	274	276	281	290	291	100.3
	収穫量	3,110	3,150	2,930	2,700	2,730	2,660	2,640	2,630	2,430	92.4

(農林水産省「果樹生産出荷統計」)

(オ) 花き

令和2年におけるきくの作付面積は99haで、前年より5ha(5.0%)減少、出荷数量は22,200千本で、前年と比べて2,000千本(8.3%)減少しました。宿根かすみそうの作付面積は51haで、前年と比べて2ha(3.2%)増加、出荷数量は7,990千本で、前年と比べて500千本(6.7%)増加しました。りんどうの作付面積は28haで、前年と比べて3ha(14%)減少、出荷数量は4,420千本で、前年と比べて780千本(15%)減少しました。トルコギキョウの作付面積は21haで、前年と比べて1ha(4.1%)減少、出荷数量は3,430千本で、前年と比べて280千本(7.5%)減少しました。鉢物類の作付面積は35haで、前年と比べて1ha(2.7%)増加、出荷数量は3,330千鉢で、前年と比べて80千鉢(2.5%)増加しました。

主要花きの作付面積と出荷量の推移 (単位: ha・千本(鉢)、%)

品目	項目	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	R2/R元
きく	作付面積	127	125	124	121	111	107	103	104	99	95.0
	出荷数量	28,700	28,200	30,100	29,400	28,800	27,000	25,100	24,200	22,200	91.7
宿根かすみそう	作付面積	54	54	-	-	-	49	48	49	51	103.2
	出荷数量	5,200	5,130	-	-	-	5,470	7,120	7,490	7,990	106.7
りんどう	作付面積	-	-	28	30	32	32	31	32	28	86.0
	出荷数量	-	-	4,140	4,680	3,950	4,540	4,600	5,200	4,420	85.0
トルコギキョウ	作付面積	26	21	20	22	22	22	21	22	21	95.9
	出荷数量	6,330	4,710	4,110	4,570	4,430	4,020	3,820	3,710	3,430	92.5
鉢物類	作付面積	45	43	35	33	33	32	29	34	35	102.7
	出荷数量	4,790	4,560	3,840	3,740	3,630	3,500	3,260	3,250	3,330	102.5

(農林水産省「花き生産出荷統計」)

(カ) 工芸農作物及び養蚕

中山間地域の主要作物である葉たばこ、こんにゃくいもなどの工芸農作物は、近年減少傾向にあります。令和2年における葉たばこの作付面積は218haで、前年と比べて22ha(9.2%)減少しました。令和2年におけるこんにゃくいもの作付面積は9haで、前年と比べて3ha(25%)減少しました。

主要工芸農作物の作付面積の推移 (単位: ha, %)

品目	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	R2/R元
葉たばこ	993	0	291	348	312	294	262	240	218	90.8
こんにゃくいも	40	38	22	28	17	18	22	12	9	75.0

(南東北たばこ耕作組合調べ、(一財)日本こんにゃく協会調べ)

養蚕農家数は、高齢化等により年々減少しており、令和2年における収繭量は14tで、前年と比べて2t（12.5%）減少しました。

(単位：t、%)

項目	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	R2/R元
収繭量	41	34	30	25	24	21	19	16	14	87.5

(県園芸課調べ)

(キ) 畜産

令和2年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は299戸、飼養頭数は1万2,000頭で、前年と比べて飼養戸数は30戸（9.1%）減少、飼養頭数は500頭（4.3%）増加しました。1戸当たり飼養頭数は40.1頭と前年より増加しました。

肉用牛の飼養頭数は1,850戸、飼養頭数は4万9,300頭で、前年と比べて飼養戸数は180戸（8.9%）減少、1,800頭（3.8%）増加しました。1戸当たりの飼養頭数は26.6頭で、前年より増加しました。

乳用牛・肉用牛ともに、小規模な経営体を中心に飼養戸数が減少する一方で、1戸当たりの飼養頭数が増加していることから、飼養頭数は増加しました。

(単位：戸、頭、千羽、%)

品目	項目	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	R2/R元
乳用牛	飼養戸数	567	548	438	384	366	352	350	329	299	90.9
	飼養頭数	17,600	17,100	13,600	12,600	12,400	12,100	12,000	11,500	12,000	104.3
	1戸当たり飼養頭数	31.0	31.2	31.1	32.8	33.9	34.4	34.3	35.0	40.1	114.6
肉用牛	飼養戸数	4,300	4,020	2,700	2,530	2,380	2,320	2,220	2,030	1,850	91.1
	飼養頭数	78,200	74,200	54,700	52,600	51,800	50,200	48,600	47,500	49,300	103.8
	1戸当たり飼養頭数	18.2	18.5	20.3	20.8	21.8	21.6	21.9	23.4	26.6	113.7
豚	飼養戸数	-	113	77	-	71	60	58	58	-	-
	飼養頭数	-	184,200	130,300	-	123,500	125,900	122,400	124,500	-	-
	1戸当たり飼養頭数	-	1,630	1,692	-	1,739	2,098	2,110	2,147	-	-
採卵鶏	飼養戸数	-	60	45	-	45	47	45	44	-	-
	飼養羽数	-	4,289	3,272	-	3,312	4,103	3,938	3,454	-	-
	1戸当たり飼養羽数	-	71.5	72.7	-	73.6	87.3	87.5	78.5	-	-
ブロイラー	飼養戸数	-	-	33	-	29	28	28	31	-	-
	飼養羽数	-	-	724	-	672	678	700	785	-	-
	1戸当たり飼養羽数	-	-	21.9	-	23.2	24.2	25.0	25.3	-	-

※各年次の2月1日現在の数値である。

※採卵鶏の飼養羽数は、成鶏めす（6カ月以上）を示す。

※ブロイラーについては、平成22～24年の調査は行われていない。

※ブロイラーの平成26年以降の調査は「畜産統計」による。

※平成27年、令和2年については農林業センサス実施年のため、豚・採卵鶏・ブロイラー調査は休止。

(農林水産省「畜産統計」「畜産流通統計」)

(ク) 栽培きのご類

令和元年における栽培きのご類の総生産量は4,667tで、震災前の平成22年と比べて7割程度の水準に留まっています。

生しいたけの生産量は2,853tで、栽培きのご類全体の約61.1%を占めています。前年と比べて109t（4.0%）増加しましたが、平成22年と比べると8割に満

たない生産量となっています。このうち、菌床栽培が2,757tと全体の約96.6%を占めています。

なめこの生産量は1,554tで、栽培きのご類全体の約33.3%を占めています。震災で落ち込んだ生産量は回復傾向で推移し、平成30年は減少しましたが、令和元年は前年と比べて90t(6.1%)増加しました。このうち菌床栽培が1,551tで、全体の99.8%を占めています。

菌茸類生産量の推移

(単位：t、%)

項目	平成22年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	R元/H30
栽培きのご総生産量	6,633	3,740	4,456	4,608	4,912	4,971	4,506	4,667	103.6
生しいたけ	3,665	1,894	1,754	2,004	2,444	2,675	2,744	2,853	104.0
原木栽培	775	361	88	93	103	96	105	96	91.4
菌床栽培	2,890	1,533	1,605	1,911	2,341	2,579	2,639	2,757	104.5
なめこ	2,195	1,343	2,230	2,160	1,995	1,924	1,464	1,554	106.1
原木栽培	41	15	6	6	4	3	4	3	75.0
菌床栽培	2,154	1,328	2,223	2,154	1,991	1,921	1,460	1,551	106.2

(県林業振興課調べ)

オ 野生鳥獣による農作物被害

令和元年度の野生鳥獣による農作物の被害面積は1万5,633aで前年より2,040a増加しました。

被害金額は1億7,933万円で、前年より1,194万円増加し、平成26年度をピークとして高止まりの状態にあります。

被害金額の内訳は、イノシシが1億417万円で全体の約6割を占め、次いでニホンザルが2,240万円となりました。

ニホンジカについては被害金額が急増しており、今後の推移に注意が必要です。

野生鳥獣による農作物被害の推移

	被害面積 (a)							
	鳥獣計	鳥類	獣類	うち イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	ツキノワグマ	その他
平成22年度	63,602	25,176	38,426	15,463	9,504	260	10,040	3,159
平成23年度	34,648	10,427	24,221	12,992	5,515	450	2,649	2,615
平成24年度	62,614	25,870	36,744	22,878	4,233	44	6,114	3,475
平成25年度	28,443	7,499	20,944	16,085	1,615	105	1,318	1,821
平成26年度	25,801	1,827	23,974	19,341	1,851	152	1,687	943
平成27年度	18,555	2,376	16,179	12,992	792	119	415	1,861
平成28年度	16,632	1,764	14,868	11,613	1,155	140	1,046	914
平成29年度	13,027	1,320	11,706	8,940	1,119	507	405	735
平成30年度	13,593	903	12,690	9,249	962	1,412	331	736
令和元年度	15,633	840	14,793	10,233	1,466	1,459	1,223	412

	被害金額 (千円)							
	鳥獣計	鳥類	獣類	うち イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	ツキノワグマ	その他
平成22年度	157,981	31,116	126,865	52,542	32,950	102	31,304	9,967
平成23年度	117,926	29,911	88,015	49,339	21,814	199	5,439	11,224
平成24年度	164,973	39,200	125,773	68,430	20,538	377	26,865	9,563
平成25年度	148,308	36,322	111,986	75,013	15,630	1,104	11,217	9,022
平成26年度	189,197	36,623	152,574	98,127	25,008	1,573	16,988	10,878
平成27年度	128,460	40,612	87,848	64,528	11,464	950	3,287	7,619
平成28年度	168,152	34,673	133,479	94,939	15,788	939	9,156	12,657
平成29年度	143,156	29,920	113,236	78,804	19,374	1,893	4,386	8,779
平成30年度	167,387	32,889	134,498	98,201	17,555	3,587	3,479	11,676
令和元年度	179,326	24,971	154,355	104,172	22,397	9,006	9,498	9,282

※平成22年度以降の集計には東日本大震災等の影響のため、一部市町村は含まれていない。

(県環境保全農業課調べ)

(3) 農作物等の自然災害

ア 農作物等の被害状況

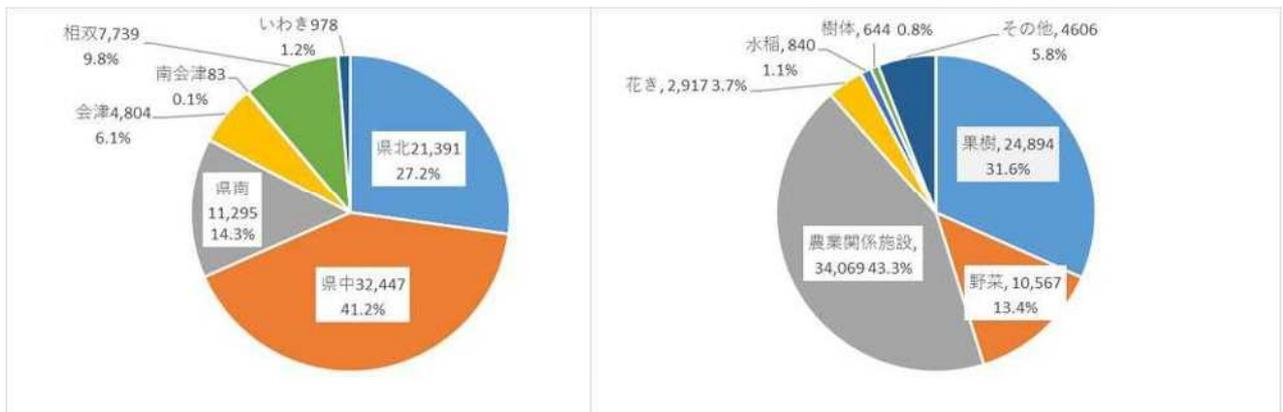
令和2年度は、大きな被害をもたらした、令和3年2月の福島県沖を震源とする地震を始めとし、豪雨、降ひょう、大雪、なだれ、暴風による災害が計14件発生し、県内の農作物等の被害額は78,737千円となりました。

地域別では、県中地方が32,447千円で全体の約41%、次いで県北地方が21,391千円で県全体の約27%を占めました。

被害の内訳は、農業関係施設が34,069千円と県全体の約43%を占め、次いで果樹が24,894千円と県全体の約32%を占めました。

●令和2年度農作物等被害額【総額 78,737千円】

(単位：千円)



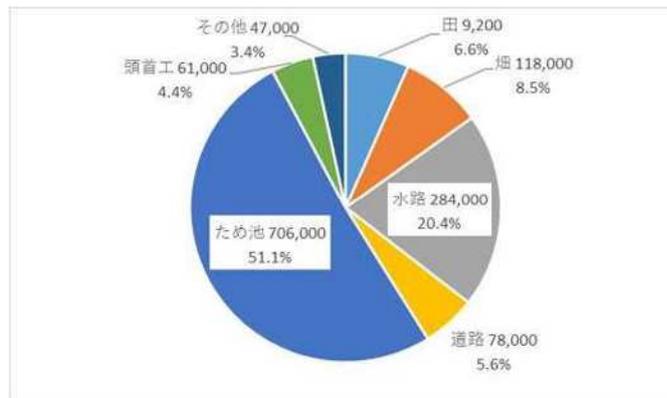
イ 農地・農業用施設等の被害状況

令和2年度は、農作物等と同様に、令和3年2月の福島県沖を震源とする地震による被害を始めとして、1,391,000千円の被害が発生しました

被害の内訳は、ため池の被害が最も大きく、706,000千円で被害全体の51.1%を占めました。

●令和2年度農地・農業用施設等被害額【総額 1,391,000千円】

(単位：千円)



ウ 主要な自然災害の概要

令和3年2月13日 福島県沖を震源とする地震

被害地域

- ・ 県北、県中、県南、相双、いわき

農作物、農地等の被害

- ・ 農作物等被害額：36,392千円
- ・ 農地等被害額：1,078,000千円

※林業、水産業の被害を合わせた総額は1,825,856千円

(単位：千円)

被害地域	農作物等被害額	農地等被害額
県北	20,716	169,000
県中	7,391	59,000
県南	6,895	199,000
会津	0	0
南会津	0	0
相双	1,390	651,000
いわき	0	0
合計	36,392	1,078,000

(4) 新型コロナウイルス感染症に係る農業等への影響と対応

ア 県内農林水産業への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、飲食店や旅館等での需要低下、イベントや冠婚葬祭行事の縮小等により、本県牛肉、花き等の価格が下落するなど大きな影響を受けました。

牛肉については、令和2年4月の販売価格が、前年対比64%~67%に下落しました。

花き（主要切り花等）については、令和2年2月中旬以降、冠婚葬祭行事の縮小等の影響により業務用需要が落ち込み、出荷金額は、主な冬春期の品目で前年比52~69%となりましたが、7月頃から回復し、主な夏秋期の品目で86~100%となりました。



(資料：東京都中央卸売市場取引情報)



※単価は、過去5年間（2015~2019）の価格を元にした平均値
(資料：日農INDEX（日本農業新聞データ（各地区大手7部のデータ）)

魚介類については、本県魚介類を代表するヒラメの販売単価が、令和2年4月には前年同月比で55%まで大幅に下落しました。7月以降、10月までは回復基調にありましたが、11月以降再び下落し、それ以降の単価は前年同月比64~90%となっています。

米については、中食・外食需要も大きく減少した影響により、米どころの北海道や東北、新潟において在庫が多い状態が続いており、福島県産米の民間在庫は令和3年3月時点で前年同月比から減少しているものの、相対取引価格が低下しました。

県産米の相対取引価格（年産平均価格）

(単位：円/60kg)			
品種銘柄	2年産米	元年産米	2年産米-元年産米
コシヒカリ（中通り）	13,519	15,369	▲ 1,850 (▲ 12%)
ひとめぼれ	13,558	14,913	▲ 1,355 (▲ 9%)
天のつば	12,944	14,479	▲ 1,535 (▲ 11%)
(参考) 全国全銘柄平均	14,944	15,716	▲ 772 (▲ 5%)

※2年産米は出回りから2年12月までの平均価格

※元年産米は出回りから2年8月までの平均価格



米の産地別民間在庫の状況

都道府県	元/2年産			2/3年産			対前年同期差 ②-①
	2年1月	2年2月	2年3月 ①	3年1月	3年2月	3年3月 ②	
北海道	311.0	279.4	241.0	369.0	340.7	307.5	66.5
青森	149.1	137.9	123.1	164.1	150.2	134.5	11.4
岩手	139.8	126.4	115.9	174.3	142.5	127.5	11.6
宮城	154.8	154.8	150.2	185.9	178.9	175.6	25.4
秋田	246.6	221.3	190.8	264.0	238.3	211.3	20.5
山形	175.0	149.1	127.3	215.4	201.7	175.9	48.6
福島	208.6	199.4	183.4	203.2	190.0	167.8	▲ 15.6
茨城	108.5	96.5	82.1	126.8	114.8	101.9	19.8
栃木	140.2	129.5	117.1	166.0	154.2	149.6	32.5
新潟	258.6	223.7	185.6	271.0	243.3	213.1	27.5
全国	2,950.0	2,660.0	2,330.0	3,210.0	2,930.0	2,650.0	320.0

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

イ 農業者等への支援に向けた主な対応

(ア) 相談窓口の設置

令和2年4月21日に相談窓口の設置（県本庁・出先機関）を設置し、各種相談に対応出来る体制を整備しました。

(イ) 支援情報の発信

令和2年4月21日に「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を作成・公表し、支援施策の活用方法等の情報を発信しました。



「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」表紙

(ウ) 農林漁業者の経営安定に向けた取組

農林漁業者の経営安定に向けて以下の取組を行いました。

- a 農林業セーフティネット資金等制度資金の特例措置（実質無利子、無担保化等）
- b 新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3年の収入保険に加入する際の保険料の1/3を補助
- c 需要減退の大きい畜産・酪農家等への支援
 - ・牛マルキンの活用
 - ・肥育農家への支援（（国）経営体質強化に資する取組を行った場合、2～5万円／頭の奨励金交付、（県事業）国事業を活用する生産者に対し支援（和牛：2万円／頭、その他の牛：1万円／頭）
 - ・繁殖農家への支援（子牛価格が一定以下となった場合、経営改善に取り組む繁殖農家へ1～3万円／頭の奨励金交付）
 - ・学校給食用牛乳の供給停止への対策（他用途販売した場合の価格差の補填等）
- d 園芸生産者への支援
 - ・指定野菜等の野菜価格安定制度の運用（販売価格が一定水準を下回った場合に補給金給付）
 - ・青果物価格補償事業の運用（（県事業）果樹、花き等の販売価格が一定水準を下回った場合に補償交付金を交付）
 - ・次期作に前向きに取り組む生産者への支援（影響を受けた野菜、花き等の高収益作物の次期作にコスト低減等に前向きに取り組む生産者に対し、定額（5～80万円／10a等）支援）
- e 米の在庫過剰対策
 - ・飼料用米推進緊急対策事業（（県事業）主食用米から飼料用米へ転換した生産者に対し5千円／10aを支援）

(エ) 影響の大きい品目等の消費・需要拡大

本県の主力品種のうち影響の大きい品目等の消費・需要拡大のため以下の取組を行いました。

- a オンラインストアを活用した生産者支援キャンペーンの実施、新規出店者への手数料支援
- b 県産牛肉、地鶏、ヒラメ等の学校給食への提供
- c 公共施設等における県産花きの利用拡大・定着への支援

(オ) その他の取組

- a 輸出の維持・回復のための食品事業者の施設整備・機器導入への支援
- b インバウンド需要・売上回復のための外食事業者の衛生設備改修等への支援

(5) トピックス

●新規就農者が6年連続200人超

令和2年度の新規就農者数は204人となり、6年連続で200人を超えました。

就農形態では、自営就農者数は震災後に減少したものの、近年は震災前の水準に回復しており、5年連続して100人を超える115人となりました。

また、農業法人等の雇用による就農者数は昨年度から19人減少したものの89人となり、このうち雇用関連事業の活用により就農した方は45人でした。雇用した農業法人数は56経営体（前年度比5増）でした。

就農区分では、新規学卒は32人（前年度比10人減）、Uターンは48人（前年度比5人減）、新規参入は124人（前年度比7人増）となりました。

年齢区分別では、45歳未満が全体の81%を占める166人であり、45歳以上は38人でした。男女の構成比は、男性69%、女性31%で、女性の新規就農者は63人となりました。

アグリカレッジ福島（福島県農業総合センター農業短期大学校）出身の新規就農者数は、14人（新規就農者数の7%）で、このうち新規学卒は11人、Uターン・新規参入は3人でした。また、新規学卒のうち雇用就農は11人であり、先進農家留学研修の受入先の法人への就農が増えています。

県では、雇用就農を促進するため、就農希望者に対して農業法人でのお試し就農や店舗での販売実習、実践的な技能習得の機会を提供するとともに、雇用先とのマッチング支援に取り組んでいます。



ふくしま農業人フェアの様子

●モモせん孔細菌病の大発生と被害低減の取組

「果樹王国ふくしま」を代表するものにおいて、令和2年はモモせん孔細菌病の果実被害が栽培面積の約7割程度で発生し、平年に比べ大きな被害となりました。

モモせん孔細菌病は薬剤散布だけでは十分な防除効果をあげることが難しい病気であり、発病し、感染拡大する春から秋にかけて病虫害防除情報の注意報等を3回発出しましたが、前年秋の台風、暖冬、梅雨の長雨など感染に好適な条件が重なったことから主要産地の県北地方を中心に発生が拡大しました。

このような中であって、県ではモモせん孔細菌病の抑制・蔓延防止のため、関係機関・団体と「モモせん孔細菌病対策連絡協議会」を令和2年10月に設置し、総合的な観点からの対策の強化に向け、重点的な支援を行いました。

病虫害防除所や農林事務所を中心に、被害と防除対策の実施状況を調査分析するとともに、県北農林事務所では福島市内に実証ほを設置し（「あかつき」栽培ほ場・約20a）、適切な薬剤散布に加え、防風ネットの設置、病斑部のせん除（4月上旬から月2回以上実施）を組み合わせた総合的な防除対策を行うことで、収穫期の果実被害を皆無にできることを確認しました。

こうした成果をもとに、次年度の発生低減に向け、越冬する菌の密度を低下させるために秋期防除を推進したところ、効果が高いとされる3回以上の薬剤散布が県全体の85%のほ場で実施され、病斑部のせん除が多くほ場で実施されました。

また、次年度以降の被害拡大防止と生産量の回復を図るため、被害の大きかった園地への防風ネット導入及び改植を支援し、防風ネットは6,227.82aで設置され、改植が3,034.40aで実施されました（ふくしまのももブランド再生緊急対策事業）。

さらには、令和2年9月に適用拡大した農薬を、令和3年版農作物病虫害防除指針に新たに掲載し、各地方の防除に活用されています。なお、本病に活用できる農薬が少ないことから、薬効が確認されている新農薬の早期登録に向けて、令和2年8月に4県合同（山梨県、長野県、和歌山県及び本県）で国に要望活動を行いました。

引き続き、総合的な防除の取組を推進してまいります。



防風ネットの設置状況



春型枝病斑のせん除作業

●ICT等を活用したスマート農業の推進

農業分野におけるICTやIoT、AI、ロボット等を活用した「スマート農業」の技術開発は急速に進展しており、作業の省力化や農業生産の効率化、肥料や農薬等の資材費の削減など、意欲ある農業者が自らの経営計画を実現し、競争力を強化するツールになることが期待されています。また、AI等を活用した作業ロボット等の開発が進められているほか、熟練農業者が有する経験や勘を頼りにする技術についてもデータ化し、技術の継承に役立つことが期待されており、地域農業を次世代に継承していくためにも、先端技術の生産現場への導入を進める必要があります。

農林水産省では、令和7年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践することを目指し、「農業新技術の現場実装推進プログラム」を令和元年6月に策定しました。

本県においても、平成 26 年度からスマート農業や高性能機械を活用した先端技術等の実証に取り組むとともに、被災地域の農業再生に向け、先端技術の研究開発と社会実装を進めてきました。

担い手の減少・高齢化の進行による労働力不足が重要な課題となっており、また、近年の高温・小雨など極端な気象変動により農作物生産が大きな影響を受けている農業現場において、これらスマート農業技術を一層普及していく必要があります。

このため、令和 3 年 3 月、「福島県スマート農業等推進方針」を策定し、本県がスマート農業等の導入により目指す農業の将来像とその実現に向けて、さらなる推進を図ることとしています。



いちごの複合環境制御装置
による安定生産



ロボットトラクタを活用した
無人・有人 2 台協調作業



自走リモコン草刈機による
畦畔除草



省力的なハクサイ収穫機の
利用

● G A P 認証件数が 357 件に増加

県と J A 福島中央会では、県産農産物の風評払拭や、その魅力と安全性、さらには、生産者の誇り「ふくしまプライド。」を国内外に発信していくことを目指して、平成 29 年 5 月に「ふくしま。G A P チャレンジ宣言」を行い、ふくしま県 G A P (F G A P) の創設、審査費用等必要な経費への補助、普及指導員等による指導体制の構築等に取り組み、生産者の認証取得を推進してきました。

その結果、令和 2 年度までの推進期間中（平成 29 年度～令和 2 年度）の G A P 認証件数が、目標 361 件に対して、357 件となりました。



●県オリジナル花きの名称決定

福島県農業総合センターが開発した花き新品種の名称は、りんどうが「天の川」、カラー3品種が「はにかみ」、「ミルクームーン」、「キビタンイエロー」と決定しました。

「天の川」は、県オリジナルのりんどう品種としては7番目の品種で、青紫色の花弁に星のような斑点が入り、お墓参りなどの仏事の用途に加えて、花束やフラワーアレンジメントにも向いています。

「はにかみ」は、白地にうっすらと桃色が入り、頬を赤くして、はにかんだような外観が特徴で、カジュアルフラワーに向いています。

「ミルクームーン」は、クリーム色で大きく開き、家庭用から婚礼・贈答用まで幅広い用途に向いています。

「キビタンイエロー」は、福島県のマスコットキャラクター“キビタン”と同じ黄色が特徴で、高級路線として、婚礼・贈答用に向く大輪の品種です。



「天の川」



「はにかみ」



「ミルクームーン」



「キビタンイエロー」

●「福、笑い」プレデビュー

新しい県オリジナル米「福、笑い」について、令和3年度の本格デビューに向けて、流通販売事業者・消費者等への話題喚起及び販路の開拓を図るため、外部アドバイザーの協力を得ながら、戦略的なプロモーションを実施しました。

プレデビューイベント

福島会場（摺上亭大鳥）と東京会場（八芳園）を、オンラインでつなぎ11月9日に実施しました。知事、JA五連会長、「福、笑い」アドバイザー、「福、笑い」生産者等が参集し、パッケージングされた「福、笑い」を初披露しました。



プレデビューイベント

先行販売

首都圏及び県内の百貨店、高級スーパー、米穀店等の25店舗において、11月10日から1月11日まで実施しました。販売予定数量15tに対して、販売実績16.8tと好調な売れ行きでした。また、先行販売等に合わせて、アンケートを実施したところ、食味について、消費者の9割超が「かなり良い」「良い」との評価でした。



ミデッテでの先行販売

●オンラインストアを活用した販売促進

平成29年度より実施している、オンラインストア大手3社（アマゾン、楽天、ヤフー）と連携した県産農林水産物等の販売促進事業では、延べ313事業者が延べ11,099商品を販売し、令和2年度の販売金額は33億8千万円に達しました。

【事業の概要】

ア 販売促進キャンペーン

県産農産物等の旬の時期に合わせた販売促進キャンペーンを年5回実施。

イ 出店者の支援

新規出店者に対する出店料及びページ制作に関する費用の助成やスキルアップのためのセミナー等の開催に加え、出店者がオンラインストアに取り組みやすいよう販売を支援するEC販売プログラムを実施。

【事業の実績】

ア 販売金額

3,389,859,822円（米58.6%、加工食品19.2%、飲料8.5%等）

※令和2年4月26日～令和3年3月31日（340日間）の合計

イ 新規出店者

85事業者（助成を活用した楽天、ヤフーのみ）

●米の食味ランキング4年連続「特A」獲得数日本一

(一財)日本穀物検定協会が行う令和2年産米食味ランキングにおいて、「会津コシヒカリ」、「中通りコシヒカリ」、「浜通りコシヒカリ」、「会津ひとめぼれ」、「中通りひとめぼれ」の5産地品種が「特A」評価となり、特A獲得数が4年連続で全国で最も多い結果となりました。

なお、平成30年度から令和2年度にかけて、多彩なふくしま水田農業推進事業（ふくしま米オール“特A”獲得推進事業）により、特A獲得に向け、県段階・地域段階の推進体制を構築するとともに、産地における良食味・高品質米生産の取組みを支援しました。

年産	コシヒカリ			ひとめぼれ			天のつぶ	里山のつぶ
	会津	中通り	浜通り	会津	中通り	浜通り	全県	全県
H20	特A	A	A	A	特A	—	—	—
H21	特A	A	A	特A	特A	—	—	—
H22	特A	A	A	特A	A	—	—	—
H23	特A	A	A	特A	特A	—	—	—
H24	A	A	A	特A	A	A	—	—
H25	特A	A	A	特A	特A	A	A	—
H26	特A	特A	A	特A	特A	—	A	—
H27	特A	特A	A	特A	A	—	A	—
H28	特A	特A	特A	A	A	—	A	—
H29	特A	A	特A	特A	特A	—	A	(A)
H30	特A	A	特A	特A	特A	—	A	(特A)
R元	特A	特A	特A	A	特A	—	A	—
R2	特A	特A	特A	特A	特A	—	A	—

●豚熱発生予防に向けた豚飼養農場への取組

県内の豚飼養農場における豚熱発生予防のため、家畜保健衛生所を中心に家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守徹底指導や飼養豚全頭の豚熱ワクチン接種などに取り組みました。

【豚熱ワクチン接種】

国内の野生イノシシでの豚熱感染が拡大する中、令和2年8月27日、県境に近い群馬県の野生イノシシで豚熱感染が確認された事を受け、本県がワクチン接種推奨地域に設定されました。さらに9月9日、会津若松市で県内初となる野生イノシシの豚熱感染を確認したことを受けて、接種計画を早め9月14日、会津地方を皮切りにワクチン接種を開始しました。各養豚農場、民間獣医師、関係県機関等の協力を受けながら、10月23日に県内全飼養豚の初回接種を終了しました（78農場 約115千頭接種）。

県内の豚飼養農場における豚熱の発生予防に向けて、各農場で生まれてくる子豚への追加ワクチン接種、ワクチン接種した豚が免疫を獲得しているか確認するため抗体検査（令和2年度検査頭



子豚の豚熱ワクチン接種

数 2,267 頭)、飼養衛生管理基準の遵守指導などを継続して行うとともに、野生インシシの豚熱検査(令和2年度検査頭数 198 頭中 18 頭陽性)にも取り組んでいます。

●ほ場整備による農地の利用集積で地域農業を活性化

いわき市「下仁井田地区」は、旧来が明治時代に整備された作業性が低い小区画農地であったことに加え、震災による津波等で農地・農業用施設に損害を受け、営農意欲が減退、遊休農地等の発生が危惧される状態にありました。

しかし、ほ場整備事業の導入で、農地の大区画化や道路・用排水路の改修により営農条件が大きく改善したことから、大型農業機械を導入できる環境が整い、農作業の効率化と負担軽減が図られ、令和2年度から地区内農地の8割弱を担い手へ利用集積することができました。

また、水田の集約化と汎用化で野菜等のブロックローテーション栽培ができるようになったことに加え、地区の中央を南北に貫くように大型トラックも運行できる幅6mの舗装道路を整備したことで、荷痛みしやすいキャベツやハクサイ等を大面積で作付けできるようになり、地区外の農業法人が新たな担い手として参入するなど、地域農業の活性化に向けた取組が着実に進められています。



整備前の下仁井田地区



整備後の下仁井田地区
(中央が6m舗装道路)



汎用化した水田での葉物の定植作業



大型トラックによるキャベツ等の収穫
(イメージ)

●ため池の放射性物質対策の取組

中通り・浜通りに位置するため池のうち、底質に含まれる放射性物質により営農や施設管理等に支障が生じるため池について、営農再開と農業復興の観点から影響を低減す

ることを目的とした対策を実施しています。

【対策の状況】

平成 24 年度から開始した実証事業のデータと知見を基に、現在、県内の各市町村において、ため池放射性物質対策が進められています。対象となる 42 市町村のうち、対策不要は 15 市町村、完了したのは 18 市町村で、8 市町村が対策を進めています。

【県の取組】

県ではこれまでの実証事業により確立した対策技術をいかし、市町村の先進事例となるよう、平成 28 年度から 18 か所で県営ため池放射性物質対策モデル事業を実施しています。



ポンプ浚渫による除去工（例）



モデル事業の研修会の状況

Ⅲ 農業及び農村の振興に関して講じた施策

1 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害からの農業再生に向けた取組

(1) 農産物の安全・安心を確保する取組

ア 緊急時環境放射線モニタリング

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく県防災計画の一環として、農林水産物の緊急時環境放射線モニタリング（以下「モニタリング検査」という。）を実施するため、平成 23 年 9 月に農業総合センター内に分析課を設置、ゲルマニウム半導体検出器 10 台（現在 11 台）を整備し、「農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング実施方針」に基づき、計画的に検査を実施しています。

○モニタリング検査の検査手順

農林事務所等が計画的に検体を採取し農業総合センター等で分析しています。



(ア) 検査点数

県は、令和2年4月から令和3年3月までに14,424検体の検査を行いました。
なお、基準値を超過した品目はありませんでした。

令和2年度農林水産物の緊急時環境放射線モニタリング実施状況

食品群	品目数	基準値 ^{※2} (100Bq/kg) 以下件数	基準値 ^{※2} (100Bq/kg) 超過件数	検査結果 件数	月 別											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
玄米 ^{※3}	1	1,055	0	1,055	0	0	0	0	14	487	551	3	0	0	0	0
穀類(玄米除く)	5	162	0	162	0	0	7	28	14	8	27	52	26	0	0	0
野菜	172	1,755	0	1,755	128	164	266	393	136	113	205	159	79	41	23	48
果実	35	440	0	440	0	3	29	44	57	132	114	43	13	5	0	0
原乳	1	105	0	105	14	14	14	7	7	7	7	7	7	7	7	7
肉類	5	3,736	0	3,736	296	295	273	494	249	313	316	400	292	287	265	256
鶏卵	2	111	0	111	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	10	11
はちみつ	1	35	0	35	0	6	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧草・飼料作物	—	619	0	619	1	28	147	52	24	135	62	87	83	0	0	0
水産物(海産) ^{※4※5}	151	3,943	0	3,943	412	223	369	401	284	282	471	352	333	225	265	326
水産物(河川・湖沼) ^{※5}	13	766	0	766	54	142	107	75	81	84	75	32	29	4	0	83
水産物(内水面養殖)	4	31	0	31	5	3	1	4	1	2	3	3	0	2	2	5
山菜(野生)	15	427	0	427	100	222	54	3	0	0	0	0	3	5	7	33
山菜(栽培)	1	222	0	222	83	128	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6
きのこ(野生)	40	130	0	130	0	0	0	17	2	5	93	10	3	0	0	0
きのこ(栽培)	27	862	0	862	56	29	60	45	36	112	296	95	45	30	26	32
果実(野生)	1	3	0	3	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0
樹実類	2	22	0	22	0	0	0	0	0	6	10	1	4	0	0	1
合 計	475 ^{※6}	14,424	0	14,424	1,158	1,266	1,370	1,572	914	1,697	2,240	1,253	926	615	605	808

※1 出荷・販売用の品目を対象に実施した検査(出荷制限等品目の解除に向けた検査^{※7}を除く)

※2 食品衛生法における食品の基準値(セシウム134、セシウム137の合算値) (一般食品)100Bq/kg、(牛乳)50Bq/kg

※3 玄米は原発事故で避難指示等のあった一部地域(米の全量全袋検査を継続する12市町村)を除き、令和2年度からモニタリング検査に移行

米の全量全袋検査を継続する12市町村: 田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、川俣町(田山木屋村米の全量全袋検査の結果)

福島県 農林水産部 水田畑作課 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/zenryouzenhukurokensa-kensakekka.html>

ふくしまの恵み安全対策協議会 <https://fukumegu.org/ok/contentsV2/>

※4 ズワイガニ(オス)、ズワイガニ(メス)はそれぞれ1品目として集計

※5 シロザケ(筋肉)、シロザケ(精巣)、シロザケ(卵巣)は「海産」と「河川・湖沼」でそれぞれ1品目として集計

※6 シロザケ(筋肉)、シロザケ(精巣)、シロザケ(卵巣)は「海産」と「河川・湖沼」の区別なく合計ではそれぞれ1品目として集計

(イ) 出荷等の制限の解除

令和2年度に食品衛生法上の基準値を超過した品目はありませんでした。

また、出荷制限品目のうち、モニタリング検査の結果、基準値を安定して下回ることが確認できた品目については、出荷制限等の解除に向けて手続きを進めました。令和2年度に制限等が解除された品目は、非結球性葉菜類(双葉町)など、延べ11品目でした。

(ウ) 検査結果等の周知

検査結果が判明次第、速やかに結果や出荷制限等一覧を市町村、関係機関、団体、市場などへ送付するとともに、報道機関への情報提供や県のホームページへの掲載を行い、広く周知を図りました。

また、データの検索ができるホームページ「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」で、分かりやすい情報提供に取り組みました。

イ 放射性物質検査の強化と検査結果の見える化

平成 23 年 3 月に発生した原発事故に伴う風評の払拭には県産農林水産物の信頼の回復が課題となっています。

このため、平成 24 年 5 月 2 日、関係団体及び県で構成する「ふくしまの恵み安全対策協議会」（以下「県協議会」という。）を設置し、米の全量全袋検査や園芸品目の検査など、産地におけるきめ細かな放射性物質検査体制整備を支援するとともに、「ふくしまの恵み農産物安全管理システム」（以下「安全管理システム」という。）を運用し、県産農林水産物の放射性物質検査結果等の情報発信に取り組んできました。

また、県内産地の安全性確保の取組への消費者等の理解を促進し、県産農林水産物に対する信頼回復を図るため、営農再開地域等における農林水産物の放射性物質検査体制の整備を支援するとともに、各地域協議会の検査などを支援しました。

（ア）地域協議会の設置状況及び検査機器導入状況（令和 3 年 3 月末現在）

- ・ 地域協議会の設置状況：40 協議会（55 市町村）
- ・ ベルトコンベア式全量全袋検査器（米）：206 台
 - ※新たに 1 台（浪江町）が整備されました。
 - ※令和 2 年度から一部地域を除いてモニタリング検査に移行したことに伴い 185 台が処分されたため、現存は 21 台となっています。
- ・ Na I 等シンチレーションスペクトロメーター：118 台

（イ）安全管理システムの構築

県協議会では、産地の放射性物質検査結果等について、消費者や流通業者等に分かりやすく情報提供する仕組みとして安全管理システムを構築し、平成 24 年 8 月から、米と園芸 21 品目の検査結果の公表を開始しました。

その後、平成 25 年 4 月から園芸品目を 36 品目に拡充し、平成 26 年 10 月からは穀類（大豆、小麦、そば）、平成 29 年 2 月からはきのこ・山菜、平成 29 年 9 月からは水産物の検査結果を公表できるようシステムを改良しました。

< 令和 2 年度公表点数（令和 3 年 7 月 14 日現在） >

- | | |
|-------------|-----------|
| ・ 米 | 320,381 点 |
| ・ 園芸 | 24,251 点 |
| ・ 穀類 | 0 点 |
| ・ きのこ・野生山菜等 | 177 点 |
| ・ 水産物 | 16,886 点 |



ふくしまの恵み農産物安全管理システムのトップページ

また、福島県産米を販売するにあたり、放射性物質検査を実施した安全な玄米であることを消費者に伝えるために精米袋用ラベルを作成し、精米業者等に配布しました。

<令和2年産米の精米袋用ラベル配布数（令和3年3月31日現在）>

- ・配布件数：40件、配布枚数：11万枚

ラベル中 8.5万枚

ラベル大：1,300枚、ラベル小：2.3万枚



令和2年産用の精米袋用ラベル

(ウ) 肉用牛の放射性物質検査

本県から出荷される肉用牛について、出荷先が県内又は県外に関わらず、その牛の飼養管理方法に応じて市場流通する前に放射性物質検査を実施しました。

県内に出荷された牛については、株式会社福島県食肉流通センター（郡山市）でサンプリングした後、県農業総合センターにおいて放射性物質検査を実施しました。

また、県外に出荷された牛については、出荷先のと畜場等の協力を得てサンプリングを実施し、各と畜場や福島県が指定する分析機関等において、放射性物質検査を実施しました。

本県から出荷された牛肉は、検査結果が判明するまでと畜場内等で保管され、食品衛生法上の基準値を超過した場合は市場に出回らないようにしています。

なお、検査結果は、速やかに報道機関や関係機関等へ情報提供するとともに、県のホームページにも掲載しました。

【令和2年度実績】

- ・ 出荷頭数：1万8,446頭（県内出荷：3,645頭 県外出荷：1万4,801頭）
- ・ 検査頭数：6,368頭（県内出荷：3,645頭、県外出荷：2,723頭）
- ・ 検査結果：基準値超過なし

ウ 米の全量全袋検査

平成24年産米から令和元年産米まで、県産米の安全性確保と信頼回復を図るため、県と関係機関・団体が連携して、県内で生産された全ての米を対象に放射性物質検査を実施してきました。

平成27年産米以降、通算5年間基準値（100Bq/kg）超過がないことを踏まえ、令和2年産米からは、避難指示のあった12市町村で生産されたもののみ全量全袋検査を実施しています。その他の地域については、モニタリング検査へ移行しました。

(ア) 検査点数（令和3年3月31日現在）

315,459点

(イ) 検査点数（令和3年3月31日現在）

検査した令和2年産米のうち、99.9%が測定下限値の25Bq/kg未満であり、検査したすべての米が基準値以下でした。

放射性セシウム濃度(Bq/kg)	測定下限値未満(25未満)	25～50	51～75	76～100	100超	計
点数	315,422	37	0	0	0	315,459
(割合(%))	99.98827	0.01173	0.0	0.0	0.0	100

エ 園芸品目における対応

(ア) 園芸品目におけるモニタリング検査及び出荷制限の解除等

a 直近2か年のモニタリング検査結果

令和2年度の検査では、野菜の98%、果樹の約89%が「検出下限値未満」で、基準値を超過したものはありませんでした。

	野菜				果実				
	R元		R2		R元		R2		
	点数	割合	点数	割合	点数	割合	点数	割合	
合計	1728	100.0%	1770	100.0%	452	100.0%	458	100.0%	
内訳	検出せず	1694	98.0%	1735	98.0%	410	90.7%	408	89.1%
	～10Bq/kg	22	1.3%	23	1.3%	30	6.6%	32	7.0%
	～30Bq/kg	11	0.6%	11	0.6%	9	2.0%	16	3.5%
	～50Bq/kg	0	0.0%	1	0.1%	2	0.4%	1	0.2%
	～100Bq/kg	1	0.1%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.2%
	100Bq/kg超過	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※検査点数には出荷制限等品目の解除に向けた検査を含む

b 令和2年度出荷制限解除品目

国の指示による出荷制限等の解除に取り組み、双葉町で園芸品目の摂取・出荷制限を解除しました。

- ・双葉町（帰還困難区域を除く）：非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類 摂取・出荷制限解除、カブ出荷制限 解除（R3. 3. 26）

(イ) あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛

柿は、あんぽ柿や干し柿への乾燥加工により水分が減少し、放射性セシウム濃度が高くなることから、平成23年度から毎年度、試験的に加工したあんぽ柿、干し柿の放射性物質検査を実施し、100Bq/kg を超過した市町村に対して、あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛を要請してきました。

令和2年度は、前年度に引き続き福島市、伊達市、桑折町及び国見町に対して加工自粛を要請しました。

一方、加工自粛を要請している2市2町においては、幼果期検査により加工可能なほ場を判断し、出荷されるあんぽ柿について全量非破壊検査を実施し、安全が確認されたもののみを出荷しています。トレー製品の総検査点数5,140,568 トレーのうち、スクリーニングレベル(50Bq/kg)を超過したのは172 トレーで、全体に占める割合は約0.003%でした。また、個包装製品の総検査点数は67,577 箱で、すべてスクリーニングレベル以下でした。

なお、スクリーニングレベルを超過したトレーは全て廃棄されています。

オ 畜産物における対応

県産牛肉の安全を確保し、風評を払拭するため、牧草のモニタリング検査と併せて、肉牛を出荷しようとする全ての農家の飼養状況調査を実施し、適正に飼養管理された牛だけが出荷されるよう取り組みました。出荷された全ての肉牛は、必要に応じて流通前に牛肉の放射性物質検査を行いました。県内出荷については、県農業総合センターにおいて分析を行い、県外出荷については、と畜場又は県が指定する分析機関にお

いて分析を行いました。

令和2年度は県内 3,645 頭、県外 1 万 4,801 頭をと畜したもののうち県内 3,645 頭、県外 2,723 頭について検査し、基準値を超過したものはありませんでした。

また、県産の原乳、豚肉、馬肉、鶏肉、鶏卵及びはちみつについても、モニタリング検査を定期的実施し、令和2年度に基準値を超過したものはありませんでした。

カ 農業系汚染廃棄物処理対策

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、県内の広範囲において、放射性物質により汚染された農林水産物、その副産物及び農業生産資材（以下、「農業系汚染廃棄物」という。）が発生しました。

これにより県は、食品衛生法上の基準値を超過した農林産物や暫定許容値を超過した堆肥等の資材について、流通及び利用の自粛を求めました。これに伴い農家等において滞留することとなった農業系汚染廃棄物の処理が大きな課題となりました。

県は、農業系汚染廃棄物の処理を促進するため、平成23年12月補正予算より「農業系汚染廃棄物処理事業」を創設し、農業系汚染廃棄物の一時保管、運搬、焼却等の減容化、分析などの取組に対する支援を行ってきました。

令和2年度は、本事業の活用により、6事業主体（市町村）において農業系汚染廃棄物の一時保管場所の管理及び原状回復等に取り組みました。

（ア）事業の実施状況（令和2年度）

- ・事業実施 6事業主体（市町村）
- ・事業費 53,184千円（うち県補助金 52,859千円）
- ・保管量 8,021 t（令和3年3月末）
- ・維持管理 3事業主体（市村）

<農業系汚染廃棄物処理事業の概要>

1 事業内容

（1）対象とする廃棄物

ア 放射性セシウム濃度が、堆肥、土壌改良資材、飼料などの暫定許容値や平成24年4月からの食品の基準値を超過しているもの。

イ 放射性セシウムの濃度が暫定許容値や基準値を超えるおそれがあるため、国又は地方自治体による流通、利用の制限又は自粛の対象となっているもの。

ウ 高濃度の放射性物質を含み農林業者や周辺住民等の安全性の確保等の観点から速やかな処理が必要であるもの。

エ 農林業者事業活動の継続又は農林産物の円滑な流通の支障となっており、速やかに処理が必要とされるもの。

オ 地域での廃棄物処理を進めるために、先行的なモデルとして処理を行う必要のあるもの。

(2) 対象とする取組

ア 農業系汚染廃棄物の運搬、焼却等の減容化、一時保管・処分及び有効利用等の処理、一時保管場所の設置及び原状回復

イ 農業系汚染廃棄物及び周辺環境等のモニタリング

ウ 計画策定、事前調査等その他事業実施上必要な取組

2 事業実施主体

(1) 市町村

(2) 知事が適当と認める民間団体、
民間事業者（農業生産団体等）

3 補助率 10/10

4 事業実施期間 平成 23 年度～
令和 2 年度



農業系汚染廃棄物一時保管状況

(2) 被災農地・農業用施設等の災害復旧

ア 農地・農業用施設等の復旧

(ア) 被害の概要

・総被害額 2,374 億円（※浜通りの被害額 1,987 億円（総被害額の 84%））

被害額

（平成 24 年 1 月 31 日集計）

工種	か所数	被害額（億円）	備考
農地	1,799	943	
農業用施設	3,749	935	
農村生活環境施設	141	242	農業集落排水等
海岸保全施設（農地）	20	254	
合計	5,709	2,374	

※原発から 30km 圏内は基本的に航空写真を活用して被災状況を把握できるもののみを計上

(イ) 災害査定の概要

（令和 3 年 3 月 31 日時点）

工種	か所数	被害額（億円）
農地	756	604
農業用施設	1,443	329
農村生活環境施設	128	84
海岸保全施設（農地）	30	201
合計	2,357	1,218

※農地には除塩を含む

(ウ) 災害復旧事業の概要

農地・農業用施設等の被害か所について、営農の早期再開に向け復旧工事を実施しました。また、復旧事業を行った市町村等に対して補助金を交付しました。

(エ) 令和2年度の実施結果

平成23年度から令和2年度に実施した災害査定2,357か所のうち、1,989か所で復旧工事が完了しました。

令和2年度は、南相馬市（小高区）における地震により被災した農地（6地区）の災害査定を実施しました。今後も、避難指示の解除等に伴い、順次災害査定を実施していきます。

(3) 除染等の推進

ア 農地土壌における放射性物質の調査

県農業総合センターでは、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の状況を把握するため、農林水産省や国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という）農業環境変動研究センターとともに、平成23年3月から継続して土壌調査を実施し、放射性物質濃度の経年変化と動態予測などの研究に取り組んでいます。この研究で得られた農地土壌の放射性物質濃度と空間線量から、市町村別の「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成し、公表しました。

(ア) 農地土壌調査

平成23年度から令和2年度まで、延べ5,752点を調査しました。令和2年度は、水田を始め、畑地や牧草地、樹園地、332地点の土壌とそこで栽培されている農作物に含まれる放射性物質の濃度を測定しました。

(イ) 農地土壌の放射性物質濃度分布図

農地土壌調査と原子力規制委員会が実施した航空機モニタリングの空間線量率データから、農地土壌の放射性セシウム濃度を推計し、「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成しました。

令和2年12月25日公表の最新（令和元年11月2日時点換算値）の測定値を前回（令和元年10月11日時点換算値）と比較したところ、避難指示区域外の水田で5%の低下がみられましたが、畑、牧草地及び樹園地ではほとんど低下がみられませんでした。

イ 放射性物質除去・低減技術開発の推進

農業総合センターでは、農林水産省農林水産技術会議、国立研究開発法人農研機構、大学等と連携し、放射性物質除去・低減技術の開発に取り組みました。

研究成果は、「放射線関連支援技術情報」として取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、市町村や関係団体に対する成果説明会等の開催により、成果の速やか

な周知を行いました。

(ア) 主な研究課題

- ・放射性物質の分布状況の把握
- ・農用地等の放射性物質の除去・低減技術の確立
- ・放射性物質の吸収抑制技術等の確立

(イ) 主な研究成果

「福島県水田土壌の非交換性カリ含量の地域的特徴」、「シイタケ原木におけるCs分布が子実体の移行係数に及ぼす影響」、「海産魚介類の採取水深とセシウム-137濃度の低下傾向」、「非破壊式γ線測定器を利用したウグイにおける個体ごとの放射性Csの挙動解明」等の研究成果を取りまとめ、放射線関連支援技術情報として公表しました。

ウ 除染の実施

(ア) 汚染状況重点調査地域の農用地等の除染の実施状況

汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)の農用地等の除染は、平成30年3月末に完了しました。

○除染実施面積：水田 19,538ha、畑地 3,171ha、樹園地 5,390ha、
牧草地 2,962ha、農業水利施設 687.1ha

(イ) 除染特別地域の除染の実施状況

環境省が行う除染特別地域内の農用地等の除染は、帰還困難区域を除き、平成29年3月末に完了しました。

除染特別地域の農用地等除染の実施状況

	農用地			森林		
	対象数量 (ha)	実績量 (ha)	進捗率	対象数量 (ha)	実績量 (ha)	進捗率
川俣町	610	610	100%	730	730	100%
田村市	140	140	100%	280	280	100%
南相馬市	1,600	1,600	100%	1,600	1,600	100%
楡葉町	830	830	100%	740	740	100%
富岡町	750	750	100%	790	790	100%
川内村	130	130	100%	210	210	100%
大熊町	170	170	100%	200	200	100%
双葉町	100	100	100%	25	25	100%
浪江町	1,400	1,400	100%	510	510	100%
葛尾村	570	570	100%	690	690	100%
飯館村	2,400	2,400	100%	2,100	2,100	100%
合 計	8,700	8,700	100%	7,875	7,875	100%

出典：環境省公表資料

(ウ) 除染特別地域における仮置場の原状回復

除染特別地域の仮置場となっている農地の原状回復に向けて、国との意見交換を行い、国は平成30年4月、仮置場の現状回復に係る現場手順書（第1編：水田）を策定しました。その後の現地調査結果等を踏まえ、平成31年4月、現場手順書が改定されるとともに、畑地の現場手順書（第2編）が策定されました。

エ 放射性物質の農作物への吸収抑制対策の推進

福島県営農再開支援事業を活用し、カリウム肥料の施用等による放射性物質の吸収抑制対策の取組を支援しました。

福島県営農再開支援事業による吸収抑制対策の実施状況（令和2年度）

市町村数	実施面積(ha)	交付額(千円)	対象作物
27	12,235	660,164	水稲、そば、大豆、牧草等

(4) 農業者の経営安定に向けた取組

ア 農業者向け金融支援策の実施

農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）及び農業近代化資金（復興）を融通し、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定や営農再開を支援しました。

※農家経営安定資金に係る農協取扱いにあつては無利子

利子補給承認実績（令和2年度）

資金名	件数	金額
農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）	1件	10百万円
農業近代化資金（復興）	31件	290百万円

(5) 風評の払拭に向けた取組

原子力災害に伴う県産農林水産物の風評払拭を図るため、消費者や流通関係者等の信頼回復に向け、マスメディアを活用したPRを始め、効果的かつ戦略的なプロモーションとリスクコミュニケーションを積極的に展開しました。

ア 県産農林水産物の魅力発信

(ア) マスメディアを活用した県産農林水産物のPR

マスメディア等を活用し、県産農林水産物の魅力や安全確保対策のPRを行いました。

a テレビによるPR

旬の農林水産物の魅力や安全への取組を広くPRするため、県産農林水産物の流通実態に応じ、県内や首都圏などで放映しました。

(a) テレビCM

- ・桃篇 7月15日～8月14日

- ・夏野菜篇 7月15日～8月20日
- ・カツオ篇 7月15日～8月15日
- ・お米篇 10月19日～11月30日、1月25日～2月7日、3月1日～3月14日
- ・牛肉篇 10月29日～12月15日、3月1日～3月14日
- ・ヒラメ篇 10月19日～11月30日

(b) パブリシティ

CM放送に合わせ、テレビ番組内でのパブリシティを14回実施

b 公共交通機関におけるPR（都営地下鉄）

情報発信効果を高めるため、テレビCMの放映時期などに合わせて実施しました。

(a) 駅貼り広告

主要10駅(新橋・東銀座・日本橋・日比谷・巣鴨・市ヶ谷・九段下・上野御徒町・六本木・新宿)で6回掲示

- ・7月：桃
- ・8月：夏野菜
- ・9月：農産物全体
- ・10月：お米
- ・11月：牛肉
- ・11月：魚全体

(b) 中吊り広告

都営地下鉄4路線（浅草線、三田線、新宿線、大江戸線）で10回掲示

c 新聞・情報誌を用いたPR

情報発信効果を高めるため、テレビCMの放映時期などに合わせて実施しました。

(a) 県内新聞

- ・7月15日：桃、魚全体
- ・10月19日：お米、魚全体

(b) 県内情報誌

- ・7月15日、16日：夏野菜
- ・11月4日：牛肉

(c) 全国紙（日本経済新聞）

- ・3月25日：米、牛肉、ヒラメ

(イ) 水産物のPR

新型コロナウイルス感染症の全国的な流行を受け、当初計画していた水産物のPRイベントである「ふくしまおさかなフェスティバル」や産地ツアーの開催を中止しました。

イ 県産農林水産物の消費拡大

(ア) トップセールスによる販売プロモーション

関係団体等と連携しながら、県産農林水産物の魅力をPRするとともに販路の回復・拡大に結びつける活動を実施しました。

a 知事

令和2年7月30日 市場リモートトップセールス
(東京都中央卸売市場大田市場)

令和2年7月30日 市場リモートトップセールス (大阪市中央卸売市場本場)

令和2年8月4日 市場リモートトップセールス (札幌市中央卸売市場)

令和2年8月6日 JAふくしま未来直売所「みらい百菜館んめ〜べ」におけるトップセールス

令和2年10月22日 「おいしい ふくしま いただきます!」キャンペーン
(イトーヨーカドー郡山店)

b 副知事

令和2年11月21日 「おいしい ふくしま いただきます!」キャンペーン
(イオンモールいわき小名浜)

c 部長等

令和2年7月23日 「ふくしまうまいもの市」意見交換会
(イオン福島店)

令和2年10月15日 「ふくしまうまいもの市」意見交換会
(イオン福島店)

(イ) 「福島プライド。」フェアの開催

福島県産の桃や夏野菜等の最盛期に合わせ、都内量販店等において「ふくしまプライド。」フェアを開催し、県産農林水産物の販路拡大を図りました。

【実施店舗数】19企業、40回、延べ675店舗

(ウ) 県産農林水産物等販売コーナーの設置

都内量販店等において県産農林水産物の販売コーナーを一定期間設置し、販売促進活動を実施しました。

【設置店舗数】6企業、延べ258店舗

ウ 多様な販路の確保と販売力の強化

販路の回復・拡大を図るため、商談会の開催や生産者等によるオンラインストアでの販売促進を行いました。

(ア) 商談会

生産及び流通実態に応じた販路の回復・拡大を図るため、商談会を開催しました。

・日 時：令和2年10月27日

- ・参加者：都内において 34 事業者が出展（バイヤー279 名参加）

（イ）バイヤーツアー

県内量販店等の小売及び宿泊・飲食事業者を対象として、県内産地等を訪問する産地ツアーを実施しました。（5 コース）

- ・日 時：令和 2 年 11 月～令和 3 年 3 月
- ・参加者：60 名

（ウ）オンラインストアによる販売促進

a オンラインストアによる販売促進キャンペーン

大手オンラインストアである楽天、アマゾン、ヤフーにおいて、販売促進キャンペーンをそれぞれ 5 回実施しました。

- ・第 1 回 令和 2 年 5 月 15 日～6 月 30 日
- ・第 2 回 令和 2 年 7 月 6 日～8 月 3 日
- ・第 3 回 令和 2 年 8 月 28 日～10 月 26 日
- ・第 4 回 令和 2 年 11 月 20 日～12 月 21 日
- ・第 5 回 令和 3 年 2 月 4 日～3 月 26 日

b 出店者の確保及びスキルアップ

出店希望者等への説明会を実施し、出店者を確保するとともに、講座や勉強会の開催により、県内事業者のスキルアップを図りました。

- ・オンラインストア活用セミナー（3 回）
- ・オンラインストア活用フォローアップセミナー（6 回）
- ・各オンラインストア主催のセミナー（18 回）

（6）避難地域等の営農再開に向けた取組

ア 福島イノベーション・コースト構想における農林水産分野の取組

平成 29 年 5 月 19 日に改正された福島復興再生特別措置法に基づき、県は重点推進計画に「福島イノベーション・コースト構想」を位置づけ、平成 30 年 4 月 25 日に認定を受けた後、令和 2 年 5 月 1 日に重点推進計画変更の認定を受けました。

本計画においては、福島の新産業創出、国際競争力強化、先導的な取組による「新生ふくしま」の創造に向け、国、県、関係市町村、企業、関係機関等の関係者が一丸となって、積極的な挑戦（チャレンジ）に取り組んでいくこととしています。

【重点推進計画「福島イノベーション・コースト構想」の農林水産分野内容】

- ①先端技術等の導入による新しい農業の推進
- ②林業の再生と県産材の新たな需要創出
- ③水産研究の拠点の活用等による技術の普及・導入の推進
- ④先端技術情報等の発信等による技術の普及・導入の推進
- ⑤農林水産分野における技術開発・実用化の推進

⑥「ふくしま」ならではの確固たるブランドの確立

令和2年度は、担い手不足に対応した省力化や効率化等を図るため、除染後農地の地力の「見える化」、衛星画像による水稻の生育管理マップの作成、ブロッコリー自動収穫ロボット等の開発実証、ICT活用による和牛肥育管理技術の開発に取り組みました。

イ 浜地域農業再生研究センターにおける営農再開支援の取組

平成28年3月25日に開所した「浜地域農業再生研究センター」では、農業者や市町村等の要望を踏まえ、国や県が開発した基幹技術等をベースとして、地域の営農再開や再生の段階に応じた実証研究を行っています。

令和2年度は10市町村32か所で実証研究に取り組み、研究で得られた成果等は現地検討会や成果報告会（令和2年度実績：20回、参加者611名）等で公表するとともに、営農相談（令和2年度実績：394件）を実施するなど、積極的な情報提供に努めました。

ウ 避難地域における営農再開の取組

避難指示がなされた区域等における令和2年度末現在の営農再開面積は6,577ha、再開率は38.0%となっています。

また、平成23年度に稲の作付制限の指示があった区域（南相馬市は作付を自粛した区域を含む）における令和2年産米の作付面積は、以下のとおりでした。

市町村名	令和2年産米作付面積(ha)	市町村名	令和2年産米作付面積(ha)
南相馬市	3,105	川内村	183
田村市	314	大熊町※	0.6
川俣町	33	双葉町	-
広野町	158	浪江町	90
檜葉町	238	葛尾村	36
富岡町	27	飯館村	126

合計	4,314	(水田畑作課調べ)
----	-------	-----------

※1 市町村名欄に※印がある町村は実証栽培による作付。

※2 端数処理のため、各市町村の数値の合計と合計欄の値は一致しない。

※3 これらの地域における平成22年産米の作付面積は10,264ha（農林水産省調べ）

平成29年4月から、福島相双復興官民合同チーム営農再開グループと連携しながら、被災農業者への個別訪問活動を行っており、地域・集落の営農再開支援や販路確保支援に取り組んでいます。さらに、農業法人や企業等の参入を促進し、業務用需要に対応した高生産性モデルの構築・実践により、業務用野菜の産地化や新たな雇用創出を推進しています。

エ 福島県営農再開支援事業の取組

東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示がなされた区域等においては、農業者の帰還や営農再開に向け、農地の除染はもとより、農業者が安心して営農再開できる環境づくりに取り組む必要があります。

そこで、営農再開に向けた一連の取組を支援するため、国の平成 24 年度補正予算で措置された 231 億 8,500 万円を福島県原子力災害等復興基金（営農再開）に受け入れ、福島県営農再開支援事業を実施しています。

令和 2 年度は、放射性物質の吸収抑制対策に 27 市町村で取り組んだほか、除染後農地等の保全管理（南相馬市、大熊町、双葉町等 6 市町村）、鳥獣被害防止緊急対策（南相馬市、浪江町、飯舘村等 11 市町村）、避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援（南相馬市、楡葉町、浪江町等 9 市町村）などに取り組みました。

また、新たな事業「作付再開水田の均平化支援」を創設し、営農再開に向けた取組を推進しました。

【福島県営農再開支援事業のメニュー内容】（令和 2 年度）

1 避難区域等における営農再開支援

- (1) 除染後農地等の保全管理
- (2) 鳥獣被害防止緊急対策
- (3) 放れ畜対策
- (4) 営農再開に向けた作付・飼養実証
- (5) 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援
- (6) 放射性物質の交差汚染防止対策
- (7) 新たな農業への転換支援
- (8) 家畜の導入支援
- (9) 水稻の作付再開支援
- (10) 除染後農地の地力回復対策
- (11) 地域営農再開ビジョン策定支援
- (12) 先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援

2 放射性物質の吸収抑制対策

- (1) 放射性物質の吸収抑制対策
- (2) 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

3 特認事業

- (1) 営農再開に向けた復興組合支援
- (2) 稲作生産環境再生対策
- (3) 農業者の安全管理支援
- (4) 斑点米対策
- (5) 作付再開水田の漏水対策
- (6) 「たらのめ」生産再開支援

- (7) 作付再開に伴う水稲苗の供給支援
- (8) 避難指示解除区域における飼料生産供給対策
- (9) 除染後牧草の品質・生産性回復対策
- (10) 有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施体制整備支援
- (11) 集落単位等の作付管理
- (12) 避難区域等における農業者等の確保支援
- (13) 担い手への農地集積に向けた準備への支援
- (14) 作付再開水田の均平化支援

オ 福島県原子力被災 12 市町村農業者支援事業の取組

原子力被災 12 市町村における営農再開等を促進することを目的に、営農再開等に
取り組む農業者の生産等に必要な農業用機械、施設等の導入を支援しました。

原子力災害 12 市町村農業者支援事業の実施状況（令和 2 年度）

件数	補助金額
165 件	1,425,514 千円

カ 福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業の取組

(公社)福島相双復興推進機構が原子力被災 12 市町村において実施する農産物の販
路開拓のコンサルティング等に要する経費（55,558 千円）を支援しました。

(7) 東日本大震災復興特別区域法に基づく取組

ア 復興推進計画

復興推進計画は、東日本大震災からの復興へ向けた取組を推進するため、県及び市
町村が単独又は共同で作成することにより、個別の規制・手続の特例や税制上の特例
等を受けることが可能となる計画です。令和 2 年 3 月 3 日に閣議決定された復興庁設
置法等の一部を改正する法律案において特区法が一部改正され、復興特区税制に関し
ては対象地域を重点化した上で適用期限が延長されることとなりました。

(ア) 「ふくしま産業復興投資促進特区（農林水産業特区）」の認定

平成 24 年 4 月 20 日に製造業等を対象とした「ふくしま産業復興投資促進特区」
(県と 59 市町村との共同申請) の認定を受けました。

その後、農林水産関連産業についても対象とするため、平成 25 年 6 月 21 日にい
わき市と県が共同で変更申請を行い同年 7 月 5 日に認定を受けるとともに、同年
11 月 18 日に 52 市町村と県が共同で変更申請を行い 11 月 29 日に認定を受けまし
た。(檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、檜枝岐村については未申請)

さらに、平成 29 年 2 月 7 日に、田村市の一部地域(都路地区等)を新たな農林
水産分野の区域として追加するため変更申請を行い、同年 2 月 28 日に認定を受け
ました。

(イ) 特区の指定状況

課税の特例を受けるため、事業者は市町村へ申請し、指定を受けます。
農林水産分野における指定状況は次のとおりです。

【指定状況（令和3年3月末現在）】

・ 指定件数 241件 指定事業者数 231件

（内訳）農業関連産業	131件（前年度比＋9件）
地域資源活用型産業（林業）	4件（前年度比±0件）
水産関連産業	99件（前年度比＋1件）

※同一事業者が複数の業種に該当する場合があるため、指定事業者数と一致しません。

<税制上の特例の概要>

(1) 国税：法人税（個人事業主の場合は所得税）

ア 新規立地促進税制（特区法第40条）

新規立地新設企業の法人税を実質5年間免除

イ 事業用設備等に係る特別償却（特区法第37条）

機械・装置、建物等の投資に係る特別償却又は税額控除

ウ 法人税等の特別控除（特区法第38条）

被災被用者の給与等支給額の10%を税額控除

エ 研究開発税制の特別償却（特区法第39条）

開発研究用減価償却資産の特別償却及び12%税額控除

(2) 地方税

ア 地方税の課税免除又は不均一課税（特区法第43条）

施設・設備等の新・増設による事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除・不均一課税

イ 復興整備計画

(ア) 復興整備計画

復興整備計画は、復興に向けたまちづくりや地域づくりに必要となる市街地や農業生産基盤の整備等を図る各種事業を対象に、これらに関する許可の基準緩和や手続のワンストップなどの特例を受けるために策定される計画です。

復興整備計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置（農地転用等の許可基準の緩和や事業実施に必要な手続のワンストップ処理等）が適用されるとともに、復興整備協議会や関係各機関との協議により同意を得た復興整備計画を公表することで、計画に記載した復興整備事業に関する許認可等があったものとみなされます。

農地転用の特例措置については、当初は沿岸部の津波被災地域に限り適用されており、内陸部の原発被災地域である市町村では特例措置が受けられない状況にあり

ましたが、平成 26 年 1 月に農地法施行規則が改正され、内陸部の原発被災地域でも特例措置を受けられるようになりました。

また、平成 26 年度、県が国に求めていた、避難指示の対象となった区域における復興整備計画の作成に関して、農地転用に係る手続の簡素化が図られました。

(イ) 復興整備協議会

復興整備計画を実効あるものとして作成し、実施していくため、幅広い関係者の意見を集約するとともに、許認可権を持つ関係機関等が一堂に会し、実質的な調整を行う場として、計画の作成主体となる市町村が単独若しくは、県と共同で設立する組織です。

令和 2 年度は、下表のとおり復興整備協議会が開催されました。

令和 2 年度 復興整備協議会開催状況

日時	市町村	協議案件
令和 2 年 5 月 29 日	大熊町	農地転用、都市計画の決定
令和 2 年 10 月 12 日	檜葉町 双葉町 飯舘村	農地転用、都市計画の決定、事業期間の延長、農地利用計画の変更、整備内容の変更
令和 3 年 3 月 22 日	大熊町	大熊町工業団地整備事業（農地転用）、公共最大復旧事業夫沢地区海岸及び夫沢川の計画への位置づけ

2 「ふくしま農林水産業新生プラン」に基づく取組

「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる農業・農村の振興に向けた次の施策に取組まされた。

(1) 避難地域における農林水産業再生プロジェクト

「Ⅲ－1 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害からの農業再生に向けた取組」に記載のとおりです。

(2) 安全・安心な農林水産物供給プロジェクト

ア 放射性物質検査の強化と検査結果の見える化

「Ⅲ－1 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害からの農業再生に向けた取組」(1)ーイに記載のとおりです。

イ 安全性を高める取組の推進

(ア) 飼料の安全確保強化の指導

飼料の安全性を確保するため、県内の飼料製造及び販売者に対し、飼料及び飼料添加物の製造販売の安全性に係る立入検査を実施し、対象となった52か所全てで適正であることを確認しました。

(イ) 動物薬事監視指導

動物用医薬品の適正流通を図り、畜産物の安全性を確保するため、医薬品医療機器等法等に基づき、県内の動物用医薬品製造業者及び販売業者等に対し、獣医師の処方に基づいた動物用医薬品とその数量が適切に流通販売されているか、流通している動物用医薬品が適正な品質であるかなどについて、家畜保健衛生所の薬事監視員が計画的に立入検査等を実施しました。

令和2年度は、94件の動物用医薬品製造業者等に対して立入検査を行い、適法であることを確認しました。

(ウ) 死亡牛BSE検査の推進

「牛海綿状脳症対策特別措置法」の規定に基づき、県内の死亡牛(平成15～26年：24か月齢以上、平成27年～：48か月齢以上、平成31年～：96か月齢以上)について、BSE(牛海綿状脳症)検査を実施しました。

令和2年度は、384頭の検査を行い全頭陰性であることを確認しました。

(単位：頭)

年度	H15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数	2,247	1,871	1,845	1,647	1,556	1,454	1,536	1,740	1,678

年度	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	合計
頭数	1,749	1,553	1,375	956	980	967	993	448	384	24,979

(エ) G A Pの推進

県産農産物の安全性を確保し、消費者や流通業者からの信頼を得るため、「福島県G A P（農業生産工程管理）推進基本方針」に基づき、G A Pの普及を図るとともに、「ふくしま県G A P（F G A P）」や第三者認証の取得を積極的に推進しています。

さらに、県内の農業者等の取組に対する消費者等への認知度向上のための情報発信にも取り組んでいます。

【令和2年度実績】

- ・ G A Pに取り組む産地数：340 産地
- ・ 認証G A Pの取得状況
第三者認証G A P：227 件（GLOBALGAP:28 件、ASIAGAP: 9 件、JGAP:190 件）
F G A P：130 件

ウ 環境と共生する農業の推進

(ア) エコファーマー、特別栽培及び有機栽培の推進

「環境と共生する農業」の普及推進に向け、環境にやさしい農業に取り組んでいる生産部会を重点対象とし、エコファーマーと特別栽培の認定誘導を行いました。

エコファーマーの認定については、7農林事務所で認定委員会を開催し、令和2年度末の認定件数は9,637件となっています。

なお、エコファーマー等を広く周知するため、福島県「環境と共生する農業」推進マーク等を利用した農産物の販売を進めています。



「環境と共生する農業」推進マーク

特別栽培の面積は、原子力災害による米の作付制限等により栽培を取りやめた地域があったことなどから、平成23年以降は減少し、令和2年度の実績面積は2,777haとなっています。平成26年度からは、特別栽培を進めるため、環境保全型農業直接支払交付金の取組を市町村ごとに進めています。

有機農業は、原子力災害の風評による取引停止等の影響を受け、有機栽培に取り組む面積は減少傾向にあります。有機農業は慣行栽培に比べ、生産性が低く、生産量が不安定であるため、生産性向上等に向けて、県内4か所に有機農業実証ほを設け、有機農業の技術的課題の検証と実証技術の普及を図りました。また、首都圏米穀店を対象とした産地見学会や商談会を実施したほか、子育て世代や食物栄養を専

攻める学生を対象にしたセミナーや現地交流会、オーガニックふくしまマルシェを開催し、有機農産物の流通消費拡大に努めています。

【エコファーマー作物別認定状況】 (令和3年3月末現在)

項目	穀類	野菜	果樹	花き	合計
計画認定件数(件)	6,210 (64%)	2,606 (27%)	645 (7%)	176 (2%)	9,637
認定面積(ha)	13,828 (94%)	419 (3%)	434 (3%)	62 (-)	14,742

【有機栽培・特別栽培の面積】

項目	H22	H23	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
有機栽培(ha)	282	265	219	193	187	187	185	177	157	180
特別栽培(ha)	7,363	3,889	3,927	3,628	2,852	3,421	3,267	3,173	2,725	2,777

※有機栽培：有機農産物及び転換期間中有機農産物認定の県調査結果による。

※特別栽培：福島県特別栽培農産物認証制度に基づく認証並びに「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じた栽培（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるものを含む）についての県調査結果による。



有機栽培米の産地見学会
(福島市)



オーガニックふくしまマルシェ
(郡山市)

エ 安全性のPR・消費者からの信頼確保

(ア) 適正な食品表示に向けた巡回調査

食品表示の適正化に向けた、食品製造・販売事業者、流通事業者に対する調査を行いました。

【令和2年度実績】

生鮮食品 190 件、加工食品 20 件、米穀販売店 5 件、卸売市場 5 件

(イ) 適正な米穀流通のための巡回調査

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）に基づく適正な米穀流通のため、集荷業者、小売業者及び外食店等に対する調査を行いました。

た。

【令和2年度実績】 112件

(ウ) 農林水産物のモニタリング情報サイト

モニタリング検査結果について、「福島県農林水産物・加工品モニタリング情報」サイトにて公表し、県産農林水産物の安全性を国内外に発信しました。

オ 地産地消の推進

(ア) 「がんばろう ふくしま！」応援店等拡大事業

県産農林水産物を販売・使用して、安全性をPRしている「がんばろう ふくしま！」応援店の活動を支援するため、「がんばろう ふくしま！」応援店の売り上げ向上や、県産農林水産物の消費拡大等を目的としたキャンペーンを9回実施しました。

【令和2年度実績】

- ・キャンペーン応募期間：令和2年6月～令和3年2月
- ・「がんばろう ふくしま！」応援店：2,425事業所登録（R3.3.31現在）

(イ) 農林水産物利用促進絆づくり事業

「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンの実施

県産農林水産物の利用促進を図るため、量販店などにおけるキャンペーンを実施し、県産農林水産物の魅力や安全対策等をPRしました。

【令和2年度実績】

a 本庁実施分

- ・トップセールス：県内3地域（伊達、郡山、いわき）の量販店等で実施。
（知事トップセールス 2回 副知事トップセールス 1回）
県産農林水産物を使った料理動画の放映やパネル展示等を行い、県産農林水産物のPRを実施。
- ・県産米フェア：県内量販店（1企業、76店舗）で県産米増量フェアを支援。県産米5kgにつき300g増量で販売し、県産米の家庭内消費を促し、地産地消を推進した。

b 各農林事務所実施分

- ・実施回数：県内7地域 合計23回実施
- ・実施内容：県産農林水産物を使ったメニューの試食提供、旬の県産農林水産物の配布、応募型キャンペーン等による安全・安心の訴求を実施。

(ウ) 学校給食等地産地消推進事業

学校給食や病院食において、県産農林水産物を使用したメニューを提供するための食材購入費や、地産地消に関連した食育活動や研修会の活動に係る経費を補助し、地産地消の推進に向けた取組を支援しました。

【令和2年度実績】

- ・事業実施期間：令和2年4月22日から令和3年3月31日まで
- ・補助対象
 - a 市町村立小中学校及び市立特別支援学校の児童生徒へ提供する学校給食や入院患者へ提供する病院食の食材購入費
 - ・補助率：定額（児童生徒数1人当たり500円、入院患者1人当たり2,000円に提供数を乗じた額を上限とする。）
 - ・令和2年度実績：小学校延べ151校、中学校延べ94校、延べ3病院
 - b 地産地消に関連した食育活動や研修会の活動にかかる経費
 - ・補助率：定額（1団体当たり50,000円を上限とする。）
 - ・令和2年度実績：小学校3校、中学校3校

(エ) ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業

先進的な食育活動の実践者をサポーターとして登録し、学校等に派遣するとともに、地域団体が行う特色ある食育活動を支援しました。

a 食育実践サポーター派遣事業

「ふくしま食育実践サポーター」を幼稚園や小学校等に派遣し、調理実習等の食育活動を実施しました。

- ・登録人数：236名（R3.3.31現在）
- ・令和2年度実績：サポーター延べ58名を派遣

b ふるさとの農林漁業体験支援事業

子どもやその保護者などが農林漁業体験を通じて、豊かで健康的な食生活を実践するために、地域団体等が行う啓発活動や体験活動の企画提案を選定し、業務委託しました。

- ・令和2年度実績：10事業（7団体）

(オ) 「大豆・麦・そば生産振興セミナー」の開催

生産者、加工企業、市町村及びJA等を対象に、大豆・麦・そばの「収量・品質の向上」、「農業経営の安定」、「県産原料を利用した売れる商品づくり」を目的としたセミナーを南会津町において9月に開催しました。

a 主な内容（参加人数）

- ・「『会津のかおり』の種子供給状況と安定生産技術について」（60名）



取組事例紹介の様子



現地研修の様子

(3) ふくしま“人・農地”新生プロジェクト

ア 地域をリードする経営体の育成

(ア) 経営体の育成

地域をリードする経営体を育成するため、自らの計画に基づく規模拡大等の取組や、地域の中心経営体の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援しました。

a 担い手づくり総合支援事業（先進的農業経営確立支援事業）

人・農地プランの中心経営体等が経営の高度化に向け、規模拡大等のために必要な農業用機械・施設等を整備する経費の一部を市町村を通して支援しました。

【令和2年度実績】

融資主体型 事業実施地区数：1市町村1地区

補助額：1,470千円

b 担い手づくり総合支援事業（地域担い手育成支援事業）

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が農業用機械等を導入する経費の一部を市町村を通して支援しました。

【令和2年度実績】

融資主体補助型 事業実施地区数：6市町村9地区

補助額：19,040千円

条件不利地域補助型 事業実施地区数：1市町村2地区

補助額：6,080千円

c 担い手づくり総合支援事業（地域担い手育成支援事業（被災者農業者支援型））

令和元年東日本台風（台風19号）等により被害を受けた施設の修繕に要する経費の一部を支援しました。

【令和2年度実績】

事業実施市町村：39市町村、5,640件

補助額：5,705,147千円

d 担い手づくり総合支援事業（担い手確保・経営強化支援事業）

売上高拡大や経営コストの縮減等の経営発展に意欲的に取り組む人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の農業用機械・施設等導入を支援しました。

【令和2年度実績（繰越分）】

事業実施地区数：7市町村8地区

補助額：65,606千円

（イ）集落営農の推進

地域農業の維持・発展のため、集落の実情や地域の意向等を踏まえ、それぞれの集落に適した手法により実質化された人・農地プランの作成を推進しました。

また、人・農地プランの実践を推進するため、関係機関との連携方法・役割分担を明確化しながら集落等への支援を行いました。

【取組の結果（令和3年3月末現在）】

- ・人・農地プラン対象集落数：1,691地区
- ・実質化された人・農地プラン作成集落数：741集落
- ・人・農地プランの中心的経営体数：4,315経営体（令和3年3月末現在）

（ウ）農業法人等の活性化

東日本大震災や原子力災害による影響で生産活動が停滞する中、農業経営体の販売力強化により安定的な農業経営を確立するため、必要に応じて専門家を派遣し、地域特性をいかした地域農業のモデル創出に必要な伴走型の支援を実施しました。

【取組の結果】

- ・事業実施主体：福島県担い手育成総合支援協議会
- ・重点指導農業者数：111件
- ・助成額：5,951千円

（エ）地域と連携した企業等の農業参入

企業等が地域と連携した農業参入を支援し、本県農業の復興、多様な担い手の確保、被災者等の雇用拡大に資することを目的とし、県内及び首都圏等の企業を対象に参入意欲アンケートや農業参入マッチング相談会を実施しました。また、企業農業参入支援体制強化事業により、令和2年度は2社の参入を支援しました。

イ 新規就農者の育成・確保

（ア）就農相談

各農林事務所農業振興普及部及び農業普及所等16か所に「新規就農相談所」を設置し、就農に関する相談を受けました（令和2年度実績：471件）。

また、公益財団法人福島県農業振興公社（青年農業者等育成センター）は、各地の就農相談会に出展し、各種問合せに対応しました（令和2年度実績：150件）。

（イ）「教育機関と連携した農業の魅力体験事業」による農業高校生の就農誘導

若手農業者による農業高校生の農家体験研修の受入等を通して、農業高校生の就

農への誘導を図りました。

【令和2年度実績】

活動区分	取組農業高校	取組内容
農家体験研修	会津農林	1校6名の学生が、水稻、野菜、花き、果樹等の先進農家において体験研修を実施
フレッシュ農業ガイド講座	小野、会津農林、田島、相馬農業、ふたば未来学園、修明、東日本国際大学附属昌平中学校	8校延べ192名の生徒が青年農業者等と就農に向けた意見交換や農業関連施設の視察等を実施

(ウ) アグリカレッジ福島における農業法人等への就職あっせん

農業短期大学校は平成20年から無料職業紹介所の届出を行っており、農業法人等への就職あっせんを実施しています（令和2年度卒業生の実績：法人就農11名、JA3名、農業関連企業・団体17名）。

(エ) 「ふくしまの次代を担う多様な担い手確保支援事業」による就農希望者の確保と雇用就農の促進

県内外から就農希望者を確保するため、「ふくしま農業人フェア」の開催や就農ポータルサイト「ふくのう」により情報発信を行いました。

また、労働者派遣事業を活用し、就農希望者が農業法人等で就農するために必要な実務研修の実施や、雇用に向けたマッチングを支援しました（令和2年度実績：法人等での実習生32名、法人等への就職20名）。



農場見学会の様子

(オ) 「新規就農相談事業」によるマッチング支援

一般社団法人福島県農業会議は、職業安定法第33条による無料職業紹介事業の許可を取得し、平成25年10月15日から農業法人等への就業希望者へ求人紹介業務を実施しています。

【令和2年度実績】

求人情報収集件数	39
雇用関係成立件数	0

(カ) 農業次世代人材投資資金の交付

a 準備型及び就職氷河期世代型

就農予定時の年齢が原則50歳未満（就職氷河期世代型は申請時に30歳以上の条件追加）で、就農前の研修に取り組む一定の要件を満たす者に対し、年間150万円を最長2年間給付しました。

b 経営開始型

独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満で、一定の要件を満たす新規就農者に対し、年間最大 150 万円を最長 5 年間交付しました。

【令和 2 年度実績】

区分	交付件数 (件)	交付金額 (千円)	備考
準備型	32	55,375	就職氷河期含む
経営開始型	275	357,242	45市町村275名に交付
合計	307	412,617	

(キ) 「地域を支える農業者・労働力確保支援事業」による受入体制の整備

県内 6 地区において、新規就農者の受入体制の整備・強化を図る取組を支援しました。

- ・国見町農業再生協議会 (国見町)
- ・須賀川市新規就農者サポート協議会 (須賀川市)
- ・田村地域就農支援プロジェクト (田村市、三春町、小野町)
- ・白河市人・農地相談センター (白河市)
- ・喜多方市農業振興協議会 (喜多方市)
- ・只見町農業再生協議会 (只見町)

ウ 女性農業経営者の育成

(ア) いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業

農山漁村における男女共同参画を推進するため、関係機関との連携を図るとともに、女性農業者組織や農業女子メンバーの活動支援を通して、女性の農村生活における地位の確立やワークライフバランスの取れた経営の推進を図りました。

a いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プランの推進

農山漁村における男女共同参画推進のための具体的計画である「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」(「ふくしま男女共同参画プラン」及び「福島県農林水産業振興計画」の下位計画)に基づき、女性農業経営者の育成や起業活動の推進及び農山漁村の復興における男女共同参画を推進しました。

b 家族経営協定締結数

農業委員や市町村、県が連携して家族経営協定の締結を推進したことにより、令和元年度は前年度と比べ 1 件の増加となりました。

c 女性の認定農業者

法人の認定農業者のうち、女性役員がいる法人は令和 2 年 3 月末時点で 269 経営体となっており、平成 31 年 3 月末と比べて 35 経営体の増加となりました。

また、女性認定農業者数は令和 2 年 3 月末時点で 564 人となり、平成 31 年 3 月末と比べ 9 人の増加となりました。

【家族経営協定締結数及び女性認定農業者数の推移】

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
家族経営協定締結数（戸）	1,048	1,091	1,121	1,167	1,193	1,089	1,092	1,096	1,123	1,124
女性認定農業者数（人）	479	499	493	471	505	502	542	564	555	564
認定農業者数（経営体）	6,780	6,621	6,416	6,392	7,196	7,730	7,771	7,721	7,738	7,377

（イ）福島県生活研究グループ連絡協議会

この協議会は、農村生活の向上を目指し、地域協議会を総括する組織として昭和50年に発足し、農産物加工や直売等の先導的活動を行ってきましたが、震災や高齢化に伴い、平成23年度より2地方協議会が休会、平成28年度に1地方協議会が解散、令和2年度に1地方協議会が解散しました。

令和2年11月に本県で開催を予定していた「全国生活研究グループ連絡協議会全国会議福島大会」は、新型コロナウイルス感染防止の観点から令和3年11月に延期しましたが、感染状況悪化のため中止となりました。

・会員数（令和2年度）：146名（6協議会）、事務局：農業担い手課

（ウ）ふくしま農業女子ネットワークの取組

女性農業者同士の交流や資質向上を目指すことを目的として、平成28年7月に設立した「ふくしま農業女子ネットワーク」（令和3年3月末現在の会員数68名、うち女性農業者50名、女性就農希望者等18名）については、新型コロナウイルス感染症防止の観点から活動を見送りました。

エ 農用地利用集積の促進

平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、本県では福島県農業振興公社を農地中間管理機構に指定し、農地中間管理事業を活用した農地集積に取り組んでいます。

令和2年度の農地中間管理事業の実績は、借入農地1,995ha、貸付農地2,627haとなりました。

また、農地中間管理事業を活用した農地の出し手や地域に対し、機構への貸付面積等に応じて交付される「機構集積協力金」の実績は、県全体で192,422千円となり、このうち出し手個人に対して交付する「経営転換協力金」は26市町村51,840千円、地域に対して交付する「地域集積協力金」は17市町村140,582千円となりました。

（4）「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト

本県農林水産業の豊かな恵みを象徴する「ふくしまの恵みイレブン」について、一層の生産拡大や収益性の高い産地づくりを進めるとともに、ブランド力の向上や信頼確保に向けたプロモーション活動の強化等により、ふくしまブランドの回復・強化を図りました。

ア 「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的な生産拡大

(ア) 園芸重点品目専門部会（もも）

令和2年4月、7月、9月、10月に、モモせん孔細菌病の発生状況について関係機関で情報共有し、春型枝病斑の除去、薬剤防除の徹底、防風ネットの設置等を組み合わせた総合的防除対策の徹底を図ることを確認しました。

また、モモせん孔細菌病の被害が大きかった園地や老木園の改植実施のために補助事業の推進を図りました。



会議の様子

(イ) 園芸重点品目専門部会（なし）

春先の低温による結実不良を受けて、令和2年7月に各産地の着果状況を情報共有しました。また、ナシ黒星病の発生状況についても情報共有し、薬剤散布の時期及び落葉処理の方法について検討しました。

イ 「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的なプロモーション活動の展開

(ア) 各団体の連携による販売促進

「ふくしまイレブン販売促進協議会」（平成22年6月10日設立、構成員：JA全農福島、株式会社川俣町農業振興公社、会津養鶏協会、県漁業協同組合連合会、福島県）において、各団体連携の下、県事業を活用して、各種プロモーション活動や販売促進活動、物販PRや商談会等への出展を行い、販路拡大を図りました。

【主な活動実績】

- ・令和2年6月～令和2年11月：SNSを活用したPR活動
- ・令和2年11月：試食・販売促進活動
- ・令和2年11月～令和3年3月：県内外におけるPR活動
- ・令和3年2月～令和3年3月：県外における商談会への出展

(イ) 県オリジナル水稲品種のプロモーション活動

県オリジナル水稲品種「天のつぶ」、「里山のつぶ」を、本県の主力品種として育成するため、生産振興と販売促進を一体的に取り組む体制を整備し、生産者への作付推進や実需者へのプロモーションなどの活動を展開しました。

また、新たな県オリジナル品種「福、笑い」について、令和3年度の本格デビューに向けたプロモーションを実施しました。

a 福島県オリジナル米生産販売推進本部会議の開催

- ・構成員：JA福島中央会、JA全農福島、福島県米穀肥料協同組合、県観光物産交流協会、株式会社むらせなど 計13団体
- ・検討内容：「福、笑い」、「天のつぶ」、「里山のつぶ」の生産振興対策及び販

売推進対策について検討

・開催回数：3回

b 県産米の販路拡大

県オリジナル品種をはじめ、県産米の販路拡大に向けて、首都圏等の米穀店に対し、サンプル米を送付しアンケート調査を実施するとともに、訪問・架電により新規取扱を働きかけました。また、首都圏・関西圏の米穀店にて、県産米購入者を対象にプレゼントキャンペーンを実施しました。

c 「福、笑い」のプロモーション

令和2年8月31日の知事定例会見にて、「福、笑い」の米袋パッケージデザインを発表しました。デザインは、県クリエイティブ・ディレクター・箭内道彦氏が監修の下、アートディレクター・寄藤文平氏が制作しました。

また、11月にはプレデビューイベント、先行販売を実施し、企業や旅館・飲食店とのタイアップ等と連動させて、プロモーションを展開しました。



「福、笑い」パッケージデザイン発表

(ウ) 「福島牛」及び「地鶏（川俣シャモ、会津地鶏）」のプロモーション活動

「福島牛」及び「地鶏（川俣シャモ、会津地鶏）」を「ふくしまの恵みイレブン」の対象品目として、重点的にプロモーション活動を展開しています。

「福島牛」については、東京食肉市場及び株式会社福島県食肉流通センターにおいて開催した「福島肉牛枝肉共励会」に併せ、「福島牛」を多く取り扱う卸業者に対して感謝状等を交付するなど、「福島牛」のPRと更なる販売拡大の取組を推進しました。

また、県内外の小売店・飲食店において「福島牛」の販売フェアやキャンペーンを実施するとともに、「福島牛販売促進協議会」のホームページのリニューアルや「福島牛」の情報誌の作成を行い認知度向上と販売・消費拡大を図りました。

「地鶏（川俣シャモ、会津地鶏）」については、県内外で開催された商談会への参加や試食会の開催等により、販売・飲食業者等に対して地鶏の特徴や美味しさのPR、加工品等の商品説明を行い、新規顧客の獲得を図りました。



試食商談会への出店



「福島牛」情報誌の発行

ウ 福島県産農産物の輸出再開・販路拡大

本県農林水産物の輸入規制措置の撤廃と輸出促進を図るため、海外メディア等の招へいや県産品フェア開催を通じ、本県農林水産物等の安全性を積極的に情報発信するとともに、風評払拭や販路開拓の取組を支援しました。

(ア) 農林水産物等の海外への安全安心PR

a 映像等による海外への情報発信

モニタリング検査等、食の安全性確保の取組を発信する動画を作成し、香港、台湾、アメリカ、イギリス等に配信しました。

b 海外における展示会出展やPR

・ふくしまプライド。フェア in 香港

香港 DON DON DONKI 2 店舗において、市民やメディア関係者を対象としたイベント等を開催し、本県の現状や県産農林水産物の魅力を発信しました。（令和 3 年 2 月 23 日～3 月 7 日）



香港 DON DON DONKI OP Mall 店



香港 DON DON DONKI Pearl City 店

c 「食」「農」関係者へのPR

香港、台湾の国内在住メディア等(6媒体)に対し、県内オンライン視察(農業総合センター、マルナカファーム、あんぼ工房みらい)を実施しました。

(令和3年2月3日)

また、福島県の安全・安心の取組や魅力の理解促進に向け、香港・台湾人をターゲットにしたコンテンツ(イラスト冊子等)を制作し発信しました。



オンライン視察の様子

d 海外における展示会出展やPR

現地輸入会社と連携し、ドバイ首長国内レストラン約10店舗において、県産桃(9月)、桃加工品(11~1月)、あんぼ柿(1月)をつかった料理を提供すること等により、求評を実施しました。(令和2年9月~令和3年1月)

e 福島県あんぼ柿輸出研究会

輸出に向けた課題を整理し、検討を進めるため、あんぼ柿輸出研究会を開催しました。(令和2年11月30日)

また、輸出に向けた賞味期限の延長のための冷凍保存試験を行いました。

f 福島県輸出回復緊急対策事業

輸出に意欲的な生産者団体等に対して、海外での商談会、展示会出展、輸出に向けた検疫等に係る環境整備などへの支援(補助)を行いました。計8団体、補助額12,580千円。

(イ) インバウンドを通じたふくしま産農産物等販売促進事業

外国人に人気の都内の飲食店等と連携し、果物等を主とする県産農産物とのコラボ商品を開発し、併せて外国人向けにSNS等を活用した情報発信を行いました。

a 株式会社新宿高野

- ・県産桃のフェア(令和2年8月15日~8月31日)
- ・県産桃の販売会(令和2年8月15日~8月16日)
- ・県産あんぼ柿、いちごのフェア(令和3年2月4日~2月14日)
- ・県産いちごの販売会(令和3年2月16日~17日、令和3年3月13日~14日)
- ・シェフ出演の桃PR動画を制作し、ヨークベニマル県内店舗で放映。

b フタバフルーツパーラー(新宿マルイ店、アトレ川崎店)

- ・県産桃のフェア(令和2年8月17日~8月31日)
- ・県産いちごのフェア(令和3年3月15日~3月21日)

(5) 地域産業6次化の推進プロジェクト

ア ~担い手の本気~ 人材の確保と加工技術の発展

(ア) ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

6次産業化のビジネスマッチングや相談、専門家派遣など6次化に取り組む農林漁

業者等を総合的に支援する「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」の設置などの支援を行いました。また、令和2年度より、重点支援として6次化を通じた農林漁業者等の経営改善支援を開始しました。

- a サポートセンターの設置
- b 企画推進員（6次化コーディネーター）の配置4名（県北・県中・会津・いわき）
- c 専門家（イノベーター）の登録・派遣
登録イノベーター数52名、派遣回数95回
- d 個別相談会、交流会等開催
 - (a) 6次化マッチング交流会（オンライン開催）
講演会40名参加、実践者報告会42名参加
 - (b) 個別相談会
郡山市5件、福島市2件、いわき市4件
- e 農林漁業者等の経営改善支援
 - (a) 地域支援検証委員会の設置・開催
計5回
 - (b) 重点支援対象者の選定
3者

(イ) ふくしま6次化人材育成事業

県産農林水産物の加工販売に意欲のある農林漁業者等を対象に、個人のニーズやレベルに応じた研修会を開催し、異業種進出を支援するとともに、地域の核となる6次化の人材を育成しました。

- a 実施時期
令和2年11月～令和3年2月
- b 開講内容（卒塾生数計14名）
 - (a) 6次化創業コース（起業・実践コース、全8回、卒塾生6名）
6次化で起業したい、現在取り組んでいる6次化をもっと発展させたい、と考えている農林漁業者・商工業者向けのコース。
 - (b) 6次化創業支援スタッフコース（地域コーディネーターコース全9回、卒塾生8名）
農林漁業者や商工業者に対して6次化に関する指導やマッチング、支援等を行いたいと考えている方向けのコース。



入塾式



塾生による現地視察



講義風景

イ ～商品化の熱気～ 地域産業の連携強化と販路拡大

(ア) 地域産業6次化ビジネスモデル推進事業

地域産業6次化をリードするビジネスモデルの創出を目的として、各地域の生産者（団体）と県内の加工業者や旅館業、観光業、大学等の多様な主体で構成された団体（コンソーシアム）が行う、主力農林水産物や振興作物・特産品等をいかした新商品や新サービスの開発・創出の取組等に対して補助しました。

【補助件数（補助額）】

4件（計4,028千円）

(イ) 地域産業6次化ステップアップ強化事業

競争力のある6次産業化へのレベルアップを図るため、商品開発や改良、販路拡大等に取り組む農林漁業者等を支援しました。

a 6次化新商品開発チャレンジ事業（ソフト事業）

補助件数（補助額） 8件（計2,175千円）

b 売れる6次化商品づくり実践事業（ハード事業）

補助件数（補助額） 14件（計26,596千円）

(ウ) 6次化商品販路拡大事業

福島県の6次化商品の統一ブランド「ふくしま満天堂」を通じた6次化商品の県内外でのテスト販売、大型展示会への出展、商品改良（20品目）の支援などを行い、売れ続ける6次化商品のブランド化を推進しました。

令和2年度の登録商品数は、前年度より4事業者49商品増えて、65事業者241商品となりました。

また、登録商品の中から、バイヤー等に高評価を得た10商品を「ふくしま満天堂グランプリ2020」において表彰しました。

a 販売店舗の拡充

新規2店舗を含めた23店舗で販売を実施しました。

b 首都圏等での販売実績

首都圏で展開しているスーパーマーケットにおいて特設ブースを設けて販売を実施しました。（4月～3月 延べ24店舗）

また、コロナ禍による巣ごもり需要への対応として静岡県の子牛乳宅配業者及び大阪府の米販売店と連携し、満天堂登録商品の注文販売を実施しました。

c 「ふくしま満天堂グランプリ2020」審査委員会・表彰式

(a) 開催日 12月21日

(b) 場 所 ザ・セレクトン福島

(c) 結 果 グランプリ1点、準グランプリ2点、デザイン賞1点



審査委員会



表彰式



受賞商品

d 研修会の開催

食品表示法や HACCP、With コロナ時代の販売戦略等をテーマに開催しました。

計 3 回、参加者計 90 名

ウ ～ネットワークの活気～ 「しごと」と「ひと」、「地域」を結びつけるプラットフォームの形成

(ア) ふくしま地域産業 6 次化ネットワーク

県内各地方に農林事務所・地方振興局を事務局とするネットワークを組織し、6 次化に関する相談対応、研修会、事業者交流会を実施するほか、試作品のブラッシュアップや、新たな商品づくりを支援しました。

a 県北（けんぽく 6 次化ミーティング）会員数 301 名

【主な活動内容】 Hot フルーツ！プロジェクト（委託事業）

県産もも及びりんごを使用した Hot フルーツメニューを考案し、飲食店で提供。

b 県中（県中地方・地域産業 6 次化ネットワーク）会員数 400 名

【主な活動内容】

専門家によるコロナ禍のマーケティングに関する講演を開催。

c 県南（しらかわ・地域産業 6 次化ネットワーク）会員数 153 名

【主な活動内容】

6 次産業化の取組についての資料を提供。

d 会津・南会津（あいづ“まるごと”ネット）会員数 579 名

【主な活動内容】 6 次化商品創出・連携支援事業

会津産食材（アスパラガス・落花生・会津地鶏・米（里山のつぶ））を使用した商品の開発及び年内の販売開始を支援。

e 相双（そうそう・6 次化ネットワーク）会員数 85 名

【主な活動内容】 体験型人材育成事業（委託事業）

管内の 4 事業者を対象に新商品開発や加工技術習得を目的とした、6 次化に係る研修を開催。

f いわき（いわき地域産業 6 次化ネットワーク）会員数 259 名

【主な活動内容】 地域特産品創出事業（委託事業）

いわき市産農林産物の魅力を広く発信することを目的に、高校生と飲食店・スーパー5店舗が共同したテイクアウト商品開発を支援。

(イ) ふくしま食のプラットフォームづくり推進事業

生産者と消費者の新たな絆づくりの構築と県産農林水産物の販売、消費拡大につながる取組を支援しました。

a 補助事業者

一般社団法人東の食の会

b 主な活動内容

販売力・商品ブランド力を向上させるための研修会（計4回）、高付加価値商品の開発支援（7商品）、生産者とバイヤーとのマッチング、生産者と消費者の交流支援、県産農林水産物等の情報発信（YouTubeクリエイターによる情報発信）を実施。



研修会の様子



開発を支援した商品

GOLDEN EYE(トマトビール)



交流イベント

(6) みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト

ア 農業水利施設、農道等におけるストックマネジメントの推進

農業水利施設の維持管理は土地改良区を中心とした地域の農業者が行っていますが、近年の担い手不足に加え、農村地域における農家と非農家の混住化によって、地域の維持管理体制が脆弱化しつつあります。

今後、安定的に施設を管理していくには、農業用施設の多面的機能（景観形成、親水、防災など）に関する住民の理解を深め、地域で維持管理に参画する体制を構築していく必要があります。

そのため、県内各地において、補助事業等を利用し、農業水利施設の重要性をPRする活動を展開しており、令和2年度は以下の活動を行いました。

【実施主体】

市町村、土地改良区

【実施内容】

- ・小学生等を対象とした施設見学会の実施
- ・農業水利施設を巡るウォークラリー等イベントの開催
- ・地域のイベントへの出展や広報紙等による農業水利施設の多面的機能の周知



小学生を対象とした施設勉強会

イ 防災・減災体制の強化

老朽化が進む農業水利施設への対策を進めるための支援として、県内の各施設管理者に対し、施設の点検診断のポイントやインフラ長寿命化対策についての研修会を実施しました。

地域住民の防災意識を高めるために、市町村が中心になってため池のハザードマップ作成を推進しており、令和2年度までに作成対象の1,479か所のうち1,213か所で完了しました。

(7) 地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト

ア 農山漁村における再生可能エネルギー生産の推進

(ア) 小水力等発電の導入推進

農業水利施設の維持管理費軽減を目的に設立された土地改良区、市町村、県等が構成員となる福島県農業水利施設小水力等発電推進協議会において、小水力発電に関して導入推進に取り組みました。

(イ) 営農型発電設備の導入

農作物の収量が2割以上減少しないことを条件に、ほ場に支柱を立て、営農を継続する営農型太陽光発電設備の導入について、農地法に基づいて許可を行いました。令和2年12月末現在、許可件数は20市町村93件となっています。

【令和2年実績】

- ・許可件数：10件

イ 農林水産業・農山漁村における再生可能エネルギー活用の推進

(ア) 農業用ダムでの取組

県内の農業用ダム2か所（大平沼ダム（喜多方市）、新宮川ダム（会津美里町））で、小水力発電を実施しています。

(イ) 用水路での取組

県内の用水路3か所（安積疏水（郡山市）、本郷発電所（会津美里町）、土田下堰（猪苗代町））で、小水力発電を実施しています。

(8)「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』 新生運動」の取組

「ふくしま農林水産業新生プラン」の重点戦略に掲げた7つのプロジェクトに含まれる事業のうち、生産から流通・消費に至る関係機関・団体の連携による取組を、「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』 新生運動」として推進しました。

新生運動は、食の安全・安心運動、生産再生運動、風評払拭・消費拡大運動、情報発信運動の4つの分野で展開しています。

令和2年度は、次の4分野の事業に取り組みました。

ア 食の安全・安心運動

放射性物質の吸収抑制対策と併せ第三者認証GAPの取得促進を図るとともに、放射性物質検査を徹底し、検査結果の分かりやすい情報提供を実施することで、県産農林水産物の安全・安心に対する消費者の理解の促進に取り組みました。

イ 生産再開運動

人口減少や高齢化による担い手不足の対策として近年、全国的に行われている農業分野と福祉が連携した「農福連携」の理解を深めるため、農林水産業再生セミナーを令和2年12月23日に開催しました。



農林水産業再生セミナー

ウ 風評払拭・消費拡大運動

消費者や流通関係事業者等の信頼回復に向けた効果的かつ戦略的なプロモーションを展開するとともに、学校給食等での県産食材の活用推進や販売促進キャンペーンなどのPR活動に取り組みました。

エ 情報発信運動

日本最大の料理レシピサイト「クックパッド」に開設した福島県公式キッチン「はら食っち〜な ふくしま」において、県内の旬の農林水産物や地域の特産品を使用したレシピを掲載し、県産食材の魅力発信を行うとともに、構成団体や各地域の生産者の取組などを新生運動のホームページやLINEアカウント、メールマガジンにより発信するなど、ICTを活用した情報発信を行いました。

- ・LINE公式アカウント友だち登録件数：3,898件
- ・メールマガジン登録件数：929件
- ・クックパッド福島県公式キッチンアクセス件数：8,471,043件（累計）
（令和3年3月末現在）

3 各地方における取組

(1) 県北地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの農業再生に向けた取組

(ア) 営農再開支援

平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除された川俣町山木屋地区では、経営耕地面積 375ha のうち、令和 2 年には約 40% の 150ha で営農が再開されました。作物別では、水稲 33ha、牧草 61ha、飼料用青刈トウモロコシ 45ha、そば 7ha、花き 3.7ha、ミニトマト 0.3ha となっています。

水稲においては担い手不足をカバーするため、鉄コーティング直播の実証ほを設置し、技術支援を行いました。その結果、地域の担い手法人（農事組合法人ヒュッテファーム）を中心に作付面積は拡大しています。

畜産は、酪農の再開に向けた乳用牛の飼養実証を実施し、平成 30 年に原乳の出荷制限が解除されました。併せて粗飼料生産拠点の整備が進み、倉庫や農業用機械が導入されました。令和 2 年度産牧草の放射性セシウム濃度は低く、販売も順調でした。

花きは、トルコギキョウ、小ぎくの作付け再開が進むとともに、新たな品目としてアンズリウムが導入されています。

その他、そば「山木屋在来」の復活に向けた種子増殖の取組が始まるなど営農再開が着実に前進しています。

(イ) 産地回復

県北地方の特産品であるあんぼ柿については、加工・出荷再開 8 年目を迎え、管内全域で加工・出荷が可能であり、出荷量は震災前の約 85%（令和 2 年度）まで回復しました。また、贈答向けである個包装の継続した出荷、J A ふくしま未来が運営する「あんぼ工房みらい」の稼働、J A 取扱量（約 924t（令和 2 年度））の拡大、タイ・シンガポールへの輸出など、あんぼ柿産地のブランド力強化に向けた取組が進みました。

県北地方のあんぼ柿出荷量の推移

年産	震災前 ※	H23～ 24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
出荷量 (t)	1,542	0	約200	約500	約900	約1,150	約1,208	約1,314	約1,090	約1,313

※震災前は平成 20～22 年度の平均値

その他、平成 30 年 3 月 6 日に伊達市における畑わさびの出荷制限が一部解除され、管理条件を満たしたほ場での出荷が再開されました。

(ウ) 農産物の安全確保

除染や放射性物質の吸収抑制対策を推進するとともに、緊急時環境放射線モニタリング（以下「モニタリング検査」という。）等を徹底し、基準値を超える

農産物の流通を防ぐ取組を行いました。令和2年度は、穀類 267 件、野菜 298 件、果樹 119 件、畜産物 698 件、きのこ 136 件、山菜 288 件の検査を行い、基準値以下であることを確認し検査結果を公表しました。

(エ) 風評対策

本県の旬な果物やお米などを広くPRするためのフォトコンテストを3回実施するとともに、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業により、県北管内の8市町村、民間団体等29団体が県内外において実施するイベント等を支援し、県産農林水産物の安全確保に係る取組やその美味しさを消費者にPRしました。令和2年度は、コロナ禍の中、県北産の原料を用いた新商品の開発と試験販売、イベントスペースでのPRと販売、オンライン商談会による商品PRなどの取組が見られました。

イ 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

「くだもの王国の発展と環境と共生する農林業を育む里づくり」を目指し、県北地方の特色をいかした農林業の担い手の育成・確保、農業生産の振興と農産物の流通・加工・販売体制の整備等に取り組みました。

(ア) 担い手の確保・育成

営農意向等を把握しながら「人・農地プラン」の作成・見直しを支援することで担い手を明確にするとともに、青年農業者等の確保・育成のため、就農相談窓口を設置し、就農計画作成支援等を行いました。令和2年度調査における新規就農者数は70名と、県内の34%を占めています。

また、令和2年度末における認定農業者数は1,682経営体となり、うち法人が104経営体となっています。

(イ) 農業の振興

令和元年の県北地方の農業産出額は573億円で、県全体の約27%を占め、そのうち園芸品目が342億円と、県全体の43%を占めます。

令和2年度には、産地生産力の一層の強化を図るため、国の事業を活用して安達地区にきゅうりの選果施設、福島地区に花きの選花施設が導入されました。

一方で、ももにおいては、モモせん孔細菌病の発生が多くなっていることから、技術指導を徹底するとともに、県の補助事業を活用して防風ネットの設置や改植を進めました。

また、農業経営の改善や販路を拡大するため、販売品の安全・安心の指標である認証GAPの取得を進めており、平成29年8月31日に県北地方GAP推進協議会を設置し、関係機関・団体等が連携して第三者認証GAPの普及・定着を図る取組が実施されています。特に、JAふくしま未来では、各部会毎の取組を積極的に進め「なしGAP部会」、「ももGAP部会」、「果樹GAP部会」、

「きゅうりGAP部会」、「野菜GAP部会」及び「水稲GAP部会」の6団体において平成30年度にJGAP団体認証を取得しました（令和元年度には「果樹」、「野菜」、「水稲」の3部会に統合）。

令和2年度末における県北地方の認証GAPの取得件数は、64件（前年比10件増）となっています。

（GLOBALGAP: 4件、ASIAGAP: 3件、JGAP: 36件、FGAP: 21件）

（ウ）地域産業6次化の推進

地域産業6次化ネットワーク組織「けんぼく6次化ミーティング」（会員数301名）の会員に対し、6次化サポートセンターと共催で、新型コロナウイルス感染症対策をテーマにした交流会を行い、対策の重要性を確認しました。同時に個別相談会を実施し、熱心にイノベーターに相談する様子が見られました。

また、果物産地である地域の特色をいかし、平成30年2月に「Hotフルーツ！プロジェクト」を立ち上げ、令和2年度には管内の飲食店や販売店20店舗の参加、協力を得ながら、「もも」と「りんご」を使った20商品の販売を行いました。

（エ）都市との交流促進と農山村の活性化

集客を図るため、旅行会社のWEBシステムを活用し、農家民宿の特長や体験メニューに加え、周辺地域の魅力を情報発信するとともに、宿泊予約から決済までネット経由で処理できる体制を整備しました。また、掲載情報の更新など、システム管理の自主的な運用を図るため、グリーンツーリズム推進協議会員を対象に管理研修会を開催しました（4回）。

現在県北の農家民宿数は44件ありますが、新たな開業を支援するために「手引き書」を拡充・整理し、農林事務所HPへ掲載しました。

●フォトコンテストによる県産農林水産物のPR

本県の旬な果物やお米をはじめ、お酒や6次化商品を広くPRするため、『ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動県北地方推進本部』のSNS（Instagram）のページでフォトコンテストを3回開催しました。第1回（7月15日～9月30日）、第2回（10月1日～11月30日）、第3回（12月1日～令和3年1月31日）それぞれの季節にちなんだ県産農産物や特産品、6次化商品の写真が投稿され、延べ194名から702点の投稿があり、遠くは岡山県からの参加がありました。

入賞者には、賞品として県北産6次化商品や福島県オリジナル品種の新米を贈り、県北産農林産物をPRしました。



第3回フォトコンテスト審査会の様子 第3回フォトコンテスト所長賞受賞作品



●モモせん孔細菌病に対する総合防除対策の徹底

令和2年度は、モモせん孔細菌病の注意報が3回発表されるなど、生育期間を通じて発生が多くなりました。主力品種の「あかつき」においても果実被害が多発し、出荷量の減少要因となりました。

このため、各生育ステージ毎に開催される指導会等で生産者に対する情報提供や技術指導を実施するとともに、福島・伊達両地区に、病斑除去や防風ネットの設置等を組み合わせた総合的防除対策の実証ほを設置し、展示することにより技術対策の徹底を推進しました。

併せて、「ふくしまのももブランド再生緊急対策事業」により、受益面積換算で約57ha（福島地区約16ha、伊達地区約41ha）のほ場の防風ネット導入や、約30ha（福島地区約20ha、伊達地区約10ha）の改植が進みました。



ほ場に設置された防風ネット



もも栽培指導会による技術対策の徹底

●共同利用施設の整備による園芸産地の強化

安達地域のきゅうり栽培は、古くからトンネル+遅まきによる栽培体系により、早期出荷や後半の価格の安定した時期の栽培を中心に拡大してきた産地であり、令和2年度の作付面積は約51ha、販売金額は11億円となっています。

近年、生産者の高齢化や担い手不足が課題となっており、作業の省力化による担い手の規模拡大や新たな生産者の確保のため、共同選果施設の整備が必要となっていました。

このため、JAふくしま未来では「産地生産基盤パワーアップ事業」を活用して、8t/日以上を選果や個包装ができる選果施設を二本松市に整備し、令和3年5月か

ら稼動しました。

今後は、この選果施設を核として、パイプハウスの導入をさらに進めながら、施設化や省力化による長期安定出荷を目指していくこととしています。

一方で、福島市を中心とする小ぎく産地は、盆や彼岸などの限られた仏花需要に合わせた短期間での収穫・調製作業になるため生産者の負担が大きく、調製作業に時間を費やした結果、生産物が収穫しきれず、単収向上を図ることができない状況にありました。

また、選別機の導入など小ぎく栽培開始に係る初期投資の負担が大きいこともあり、新規栽培者の確保も容易ではありませんでした。

このため、JAが同事業を活用して共同選別施設を整備し、令和3年6月から稼動しました。

生産者が施設整備により削減できた調製作業時間を栽培管理に充てることにより、単収向上や栽培面積の維持・拡大、品質向上を図るとともに、初期投資の負担を軽減することで新たな担い手の増加を加速させ産地の発展につなげていくこととしています。



きゅうりの選果施設（二本松市）



小ぎくの選花施設（福島市）

●復興再生基盤整備事業、農地中間管理事業を活用した新たな地域営農体制の確立

【国見町貝田地区の取組】

本地区は、国見町北部に位置し宮城県と境を接する阿津賀志山のふもとに広がる稲作を中心に果樹の栽培も盛んな地域です。事業実施前は、大半が一戸当たりの作付面積が小さい小規模経営で、小区画で湿田も多く転作にも不利な条件下にありました。

平成28年度から復興再生基盤整備事業（受益面積26.6haのうち田22.5ha、畑4.1ha）により、ほ場区画の拡大、道水路の整備、汎用耕地化や畑団地の造成など、ほ場条件の改善と集団化・集積を進めました。（集積率 従前：13.9%→令和元年度：86.5%）

また、農地中間管理事業による集積協力金を活用した共同営農機械の購入等、経営基盤の強化を進めています。

本事業を契機に設立された「農業法人コネクトファーム貝田」が、地域営農の担い手となり、受益面積の68%を担い、大型機械の導入による省力化により発生する余

剰労働力により果樹もも生産を団地化し水稻・果樹・野菜の複合経営による本地域での持続的な農業が期待されます。



整備後のほ場(国見町貝田地区)

●令和元年東日本台風による被災からの迅速な復旧

【白沢揚水機場】

本施設は、県営かんがい排水事業により昭和52年度に造成整備した阿武隈川より農業用水を取水する揚水機場で、本宮市(旧白沢村)及び二本松市の680haの農地へ用水を供給する主要なかんがい施設です。令和元年東日本台風による阿武隈川の増水、氾濫により浸水被害を受け、揚水ポンプ3台全ての機能が停止しました。

令和2年の作付けに支障が出ないように、3台のうち1台は主要な電気設備をリースするなど、応急工事を行い仮復旧しました。併せて、工事の早期発注に努めるなど早期の復旧を進め、令和3年3月末には完全に復旧し水田を潤しています。



浸水による被災状況



知事の視察

(2) 県中地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの農業再生に向けた取組

(ア) 営農再開支援

- a 田村市都路町など避難指示区域等における令和2年度の水稲作付面積は合計314ha(震災前(H22)の63%)、戸数は271戸(震災前(同)の37%)まで回復しました。

また、水田の有効活用や管理耕作による農地の荒廃防止等に取り組む、都路町の稲WCS生産組織「MKFカンパニー」に対し、生産や収穫技術習得、組織運営に

係る支援を継続的に行い、当年度の収穫面積は約 40ha となりました。

- b 田村市都路町に、農業系企業「株式会社 A-PLUS」が完全閉鎖型植物工場（Farm & Factory TAMURA）を新設し、令和 2 年 12 月からロメインレタス、リーフレタス（ともに、令和 3 年 3 月に ASIAGAP、JGAP 認証を取得）の栽培を開始しており、地域の雇用創出等に結びついています。
- c 限られた担い手による効率的な営農を行うため、都路町内で 3 地区のほ場整備を進めています。

（イ）農林産物の安全確保

農地の土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行を低減する吸収抑制対策を徹底するとともに、モニタリング検査や米の全量全袋検査（田村市のみ）等への支援を実施しました。米の全量全袋検査は約 21 万袋、モニタリング検査は米 222 点、穀類（玄米除く）36 点、野菜 270 点、果実 86 点、飼料作物 148 点、山菜・栽培きのこ 172 点を検査し、いずれも基準値超過はありませんでした。

また、農産物の安全性や環境に配慮した産地体制による品質向上を図り、消費者や流通業者の信頼を確保するため、認証 G A P の取得推進に取り組む生産者を支援し、新たに 14 件が認証を取得し累計で 42 件となりました。

（ウ）消費拡大及び販路促進

管内 4 地域（郡山・須賀川・田村・石川）の常設農産物直売所や県産米を使用する飲食店等において計 4 回、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを行い、県産農林水産物のおいしさ等の魅力・安全性や G A P 制度について消費者に P R を行いました。さらに、管内の「がんばろう ふくしま！」応援店のうち常設農産物直売所における購入者を対象に、G A P 認証農産物や 6 次化商品のプレゼント企画を行い、消費拡大と地産地消の推進に取り組みました。

また、管内の 9 市町村及び 9 民間団体に対し、県内外において実施する県産農林水産物の販売、消費拡大等への活動を支援しました。

イ 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

「食の絆で地域と共に発展する県中地方の農林業」をスローガンに、以下の 5 つの柱を振興方向として各種事業に取り組みました。

（ア）東日本大震災からの復興と安全・安心な農林水産物の提供

上記 ア のとおり取り組みました。

（イ）担い手の育成・確保

農業経営者として育成すべき意欲ある農業者を認定農業者に誘導し、各種施策を活用することで経営の安定化や農地集積を進め、地域の担い手として育成したほか、新規就農者を確保するため、農業次世代人材投資事業等の活用や相談窓口での

きめ細かな対応により、新たに 33 名が就農しました。

また、本県農業を将来にわたり維持していくため、人・農地プランや農業経営改善計画書の作成を支援しました。

(ウ) 生産の拡大・産地体制の強化

稲作農家の所得向上を図るため、県オリジナル品種をはじめとする管内のブランド米等の栽培指導を行い、品質向上と食味「特A」の獲得・堅持等を支援しました。

園芸品目については、園芸産地復興計画に基づき、きゅうり、トマト、いちご等の施設化を推進したほか、農産物集出荷貯蔵施設「きゅうりん館」の高性能きゅうり選果機等の導入を支援し、産地体制の強化と高品質化に寄与しました。

畜産では、地域一帯となって畜産の収益性の向上を目指した畜産クラスター計画の実現を図るため、ラッピングマシン等の機械導入を支援しました。

(エ) 農林業者と消費者や他産業との絆づくり

地域産業 6 次化を推進するため、県中地方・地域産業 6 次化推進会議や 6 次化ネットワーク交流会を開催し、情報共有や事業者間のマッチング機会を創出しました。さらに、実践者の育成や新商品開発の支援のほか、コロナ禍におけるマーケティング手法や売れるパッケージデザインについて、会社経営者やデザイナーを招へいし講演を行いました。

また、県産農林水産物の消費拡大と地産地消を推進するため、小中学校の学校給食へ県産農林水産物利用を支援したほか、県産食材の魅力や安全性の理解促進を図るため、小学校等へ食育サポーターの派遣を行い食育活動を支援しました。

(オ) 豊かな農山村の形成

都市農山村交流を推進するため、管内の農家民宿・民泊、農家レストラン等の情報を掲載したマップを作成し関係者へ配布したほか、管内の農産物直売所や主要 JR 駅などたくさんの方に手に取っていただける関係施設に配置しました。

また、県中地方グリーン・ツーリズムネットワーク交流会を開催し、全国の先進事例の講演や実践者の取組状況・課題の情報共有を行い、出席者間の交流及び連携の構築を図りました。併せて、農家民宿・民泊に関するセミナーを開催し、開設の推進を図ったところ、管内の農家民宿は 21 軒、民泊は 8 軒となりました。

●担い手の確保・育成の取組

全国規模の就農相談会「新・農業人フェア」に、管内より1市（郡山市）・1団体（田村地域就農支援プロジェクト*）がリモートにより出展したほか、郡山市で開催された「ふくしま農業人フェア」に3市町（郡山市、須賀川市、鏡石町）、1団体（田村地域就農支援プロジェクト）、5法人が出展し、多くの相談者がブースを訪れました。また、田村農業普及所においては、民間WEBサイト（マイナビ農業）を活用し、田村地方の就農に関するPRページを作成し、新規就農促進を図りました。

*田村農業普及所、田村地域市町村及びJA等で構成する団体

●県産農産物及び6次化商品のPR活動

上記（ア）～Cのとおり取り組みました。

また、コロナ禍によりイベント等出展の中止が相次ぎ、県産農産物の消費拡大PR活動に多大な影響を受けたことから、県内民放テレビ局4局の協力により、テレビ番組やスマートフォンアプリのプレゼントコーナーにおいて、管内市町村の特徴的な農産物や6次化商品等を視聴者プレゼントとするPR活動を支援しました。



田村地域就農支援プロジェクト
によるリモート出展



三春町のプレゼント
(新米のコシヒカリとひとめぼれの組み合わせ)

（3）県南地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの農業再生に向けた取組

（ア）放射性セシウムの吸収抑制対策

福島県営農再開支援事業を活用し、水稻（西郷村）、大豆（白河市、西郷村）を対象にカリ資材の施用を支援しました。なお、西郷村以外の市町村の水稻については、令和2年度までに同事業の対象外となっています。

（イ）農林産物の安全確保

モニタリング検査を園芸作物 261 点、米 102 点、山菜・キノコ類 220 点など併せて約 1,200 点実施し、その結果を公表しました。穀類、野菜類、果実類、米、畜産物及び牧草・飼料作物の全てにおいて基準値以下であることを確認しました。

（ウ）風評対策

地産地消を推進するため、県内量販店や農産物直売所等において地域の農林水産物の特色をいかした消費拡大キャンペーン（「天のつぶ」のPRや直売所スタンプラリー）を実施しました。

また、「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業を活用し、市町村や民間団体等の活動を支援し、農林水産物や加工品の販路拡大を図りました。

イ 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

清らかな源流を有する当地方の特徴をいかし、次の世代に良質な農林業を引き継いでいくため、下記のテーマごとに各種事業に取り組みました。

(ア) 東日本大震災からの復興と源流の里にふさわしい農林業環境の維持・保全

令和元年東日本台風に伴う豪雨災害からの早期復旧を図るため、引き続き、災害復旧事業等により支援しました。また、老朽化や脆弱化しているため池、用排水施設等の改修・更新のほか、農業集落排水処理施設の機能保全等を行い、源流の里にふさわしい環境維持を図りました。

環境と共生する農業を推進するため、環境保全効果の高い営農活動に対して支援を行いました。

鳥獣被害を防止するため、モデル集落を設置し、勉強会・検討会を実施して総合的な被害防止対策を推進しました。

(イ) 消費者ニーズに応える産地づくりと地域の農林業を担う担い手の育成・確保

「新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクト」に基づき、園芸産地の育成のため、トマト、きゅうり、いちご、ブロッコリー、日本なしにおいて、一層の省力化や品質向上に必要な技術導入と長期安定出荷体制の整備を図りました。また、巡回指導や関係機関と連携した作付け推進活動を行い、トマト、きゅうり、ブロッコリーで新たな栽培者を確保しました。

花き(ダリア)については、単収増加と品質の平準化を目標に指導を行いました。令和2年3月に埴町と花き輸出会社が、花きの輸出入業務、販売、生産を事業内容とする出資契約を締結しました。

水田農業については、県オリジナル品種「天のつぶ」及び「里山のつぶ」の作付けを推進するとともに、水田を活用した大豆、飼料用米やWC S用稲等の多様な取組を進めました。また、新品種「福、笑い」が管内の2戸の農家で作付けされました。

畜産については、耕畜連携による飼料作物生産の推進、畜産農家の飼養管理技術向上等に取り組みました。

高度な生産技術や優れた経営感覚を有する認定農業者及び新規就農者を確保・育成するため、相談活動やカウンセリングによる支援を行いました。

GAP認証の取得を推進するため、事務所内に設置したGAP推進プロジェクトチームで、推進対象者リストを作成し、個別担当制による継続的な支援を行いました。

(ウ) 農林業と消費者をつなぐ絆づくりの推進

地産地消を推進するため、学校給食における県産農林水産物の活用を支援しました。

農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援しました。また、地域の未来を担う子供達が農業・農村地域の理解を深めることを目的に体験型学習（畑の学校）を実施しました。

(エ) 多様な主体との連携による農林業・農山村の活性化

地域の農産物を活用した地域産業6次化の推進に向け、事業者からの相談への対応や6次化商品の開発や販路拡大に向けた試食・販売会を実施しました。しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会において、交流会を開催し関係者間の連携を強化するとともにPR活動を行いました。

●スマート農業機械化体系による大規模露地野菜の労働力削減の実証

農林水産省が公募した「労働力不足の解消に向けたスマート農業実証」において、(株)吉野家ファーム福島が代表機関を務める白河スマート農業実証コンソーシアムの「スマート農業機械化体系による大規模露地野菜の労働力削減の実証」が採択され、令和2年度に1年間を通して実証が行われました。

本実証では、キャベツとハクサイについて、オートトラクタ、収穫機、農薬散布用ドローン、リモコン草刈機等のスマート農業機械を導入し、労働時間及び労働負荷の削減効果の実証と合わせて、修明高校、農業短期大学の生徒・学生を対象に実践研修を行いました。

本実証を通して、スマート農業機械のメリットを多くの方に知っていただくことができました。



キャベツ収穫機による収穫作業

●6次化商品販売会「しらかわ食・人フェア」を開催

令和2年10月23日から27日まで、イオン白河西郷店において、しらかわ・地域産業6次化推進協議会（事務局：県南農林事務所企画部）と県南販路拡大促進協議会との共催により、6次化商品販売会「しらかわ食・人フェア」を開催しました。

県南地方を中心とした16団体がアップルパイ・プリン・クッキーや漬物・辛子味噌といったごはんのおとも、クラフトビール・果実酒など、地元農林水産物を材料とした多様な93商品の6次化商品を店頭で消費者にPR・販売することにより、6次化に取り組む団体や個人の技術・商品力の向上に寄与し、県南地方の魅力を多くの来店者にPRすることができました。



6次化商品販売会の様子

(4) 会津地方

ア 原子力災害からの農業再生に向けた取組

(ア) 農林産物の安全確保

農林水産物の安全確保については、米 265 点、農産物等 979 点及び山菜・きのこ類 1,060 点のモニタリング検査を実施しました。

(イ) 風評対策

風評対策については、管内の宿泊施設等と連携して県産農林水産物の消費拡大キャンペーンを 3 回実施するとともに、国内において県産農林水産物の安全性等を PR する 11 市町村・37 団体の活動を支援しました。

イ 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

「ふくしまからはじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」会津地方推進本部会議を令和 2 年 11 月 19 日に開催し、新しい福島県農林水産業振興計画の策定に向け、会津地域の農林業の現状、課題及び今後必要となる取組について認識を共有しました。また、地域経済をリードする攻めの農林水産業を展開するため、以下の取組を行いました。

(ア) 農林業者と消費者や他産業との絆づくり

学校給食や病院食への県産農林水産物の利用促進を支援し、地産地消と食育の推進に努めたほか、農家民宿の受入体制整備に向けた先進地視察を実施するなどグリーン・ツーリズムを推進しました。

また、会津及び南会津地方の農林漁業者や食品加工業者を会員とする「あいづ“まるごと”ネット」を運営し、地域内外の商品認知度向上と農産物需要拡大に努め、地域産業 6 次化を推進しました。

(イ) 園芸作物の振興及び生産拡大

収益性の高い園芸品目の導入と技術の向上、さらに園芸部門規模拡大のための省力技術等の導入を図るため、アスパラガス、ミニトマト、かすみそう、ぶどうの実証ほ運営などにより、生産意欲の向上や産地振興に努めました。

(ウ) 担い手の育成・確保

各市町村と連携し、認定農業者の新規認定支援や就農相談、青年農業者組織の活動支援等に努め、認定農業者及び認定新規農業者の確保を図りました。

また、法人化を目指す生産組織を関係機関等と連携して継続的に支援を行い、1 つの生産組織が新たに法人を設立しました。

(エ) 米の品質向上対策

1 等米比率 95%以上を目指し、斑点米カメムシ類防除、適期刈取、秋の稲わら

焼却防止などの徹底を行った結果、96%となりました。

(オ) 農業生産基盤の整備

ほ場の大区画化や用排水路の整備により、生産性の向上及び労働力の省力化を図り、大豆、ソバ及びアスパラガスを転作作物とすることで農業所得の向上を支援しました。

ほ場整備（ハード事業実施）地区においては、農地中間管理機構を活用し、農用地の利用集積を図っており、7地区において事業を活用して農地集積を推進しています。

●令和2年度第2回認証GAP研修会の開催

令和2年11月25日（火）、会津若松市北会津町ピカリンホールにおいて、「第2回認証GAP研修会」を開催し、生産者等50名が参加しました。

研修会では、ウォーターセル(株)の齋藤直人氏より、パソコンやスマホ等を活用した営農支援ツール“アグリノート”でのGAP記帳管理手法を講演いただきました。

また、GAP認証農産物の地産地消を推進するため、(株)ヨークベニマル、(株)リオン・ドールコーポレーション、生活協同組合コープあいつより、認証農産物の取扱状況や今後の取組を紹介いただきました。

その後、各講師との相談会を開催し、出席者が営農支援手法や認証品販路拡大に向けて活発に意見交換していました。

今後も、生産者及び各関係機関と連携しながらGAPの取組を推進して参ります。



第2回認証GAP研修会の様子

●「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンの開催

県産農林水産物の販売促進を図るため、管内の宿泊施設において、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを開催しました。

キャンペーンは3回開催し、当日は、GAP認証のトマトやきゅうり、柿、きのこのほか、会津地鶏や福島県の新ブランド米「福、笑い」を使用したメニューを宿泊者へ提供しました。

また、県産農林水産物等に関するアンケート調査を実施し、アンケートにご協力いただいた方には6次化商品や会津の花きをプレゼントし、県産農林水産物の安全性や魅力、GAPの取組をPRしました。



会津産GAP農産物のPRとプレゼント配布の様子

(5) 南会津地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの農業再生に向けた取組

(ア) 農林産物の緊急時環境放射線モニタリング検査

モニタリング検査として米、野菜など農畜産物等 214 点、山菜・きのこ類 259 点を検査し、すべて基準値以下であることを確認しました。

(イ) 風評対策の実施

安全と品質を確保し、持続可能な農業を推進するため、認証GAPの取得を支援しました。

○第三者認証GAP取得者数：1件

(ウ) 安全・安心情報の提供

南会津郡内の直売所等を巡回し、モニタリング結果について迅速に情報提供を行うとともに、出荷等が制限されている農林産物が流通していないか確認しました。

○期間：令和2年4月16日～令和2年10月29日

○対象店舗数：39店舗、巡回回数：25回、延べ471店舗

(エ) 県産農林水産物のPR及び地産地消の推進

南会津郡内の飲食店や道の駅等と連携し、「おいしい ふくしま いただきます！キャンペーン」を5回開催したほか、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業を活用し、町村・団体が行う風評払拭・販路拡大活動を支援しました。

また、南会津地方振興局等と連携して「ふくしまフェスタ」に出展し、南会津産農林水産物等のPRを実施しました。

さらに、学校給食における県産農林水産物の積極的な活用を促し、給食を通じた地産地消を推進するため、学校給食に係る食材費の補助を行いました。

イ 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

「みんなが輝く園芸産地と交流の郷づくり」を目指し、以下の目標に添って各種事業に取り組みました。

(ア) 多様な担い手の育成・確保による園芸作物の振興

「新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクト」園芸産地復興計画に基づき、南会津地方の冷涼な気象条件をいかした、トマト、アスパラガス、りんどう、宿根カスミソウなど園芸産地の育成に取り組みました。

また、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、各町と連携し、認定農業者への誘導を図るとともに経営支援を行いました。

さらに、担い手が地域農業の相当部分を担う農業構造を確立し、生産性の向上を図るために、南会津町の田部地区において担い手への農用地利用集積を推進しま

した。

(イ) 地域産業6次化の推進

南会津及び会津地方の農林漁業者や食品加工事業者等で構成される6次化のネットワーク組織「あいづ“まるごと”ネット」や過疎・中山間地域振興事業を活用し、交流会の開催や新たな商品開発の支援、販路に関する助言など地域産業6次化の推進に取り組みました。

(ウ) 豊かな農山村の維持・保全

農業生産活動を通じた中山間地域の多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度を通じ集落活動の支援を行いました。

また、県営中山間地域総合整備事業により、地域の特性をいかした農業生産基盤の整備や農村の活性化に必要な施設整備等を南会津町の南会津西部地区及び下郷町の下郷地区で実施しました。

●GAPの取組が進んでいます

(1) 南会津水稻GAP班がJGAP団体認証を取得

南会津地域の水稲生産者5名で結成した「南会津水稻GAP班」が、令和3年1月8日にJGAP団体認証を取得しました。

同班においては、水稻品質の維持・向上のため、認証取得に向けてGAPの考え方を改めて理解し、実践してきました。

(2) 南郷トマト生産組合におけるGAPの取組

南郷トマト生産組合では福島県第三者認証GAP取得等促進事業を活用して、令和元年9月24日に先発隊31名がJGAP団体認証を取得していますが、令和2年11月17日に次発隊23名が追加認証となり、組合員の取得率は46%まで進展しました。

組合では、50年以上の歴史を持つ南郷トマトのブランドを強化するため、早期全員取得を目指しています。



JGAPを取得した南会津水稻GAP班



南郷トマト生産組合次発隊のJGAP現地調査の様子

農林事務所では生産者のGAP認証取得に向け、マニュアルの作成や農薬・肥料の適切な保管管理等を指導しました。今後も更なる取組拡大に向けて、関係機関・団体と連携し産地を支援するとともに、市場や消費地におけるGAPの認知度向上に努めてまいります。

●安全・安心な南会津地方農林水産物のPR

令和2年9月26日に道の駅あいづ湯川・会津坂下で開催された「ふくしまフェスタ」に参加し、当地方の魅力をPRしました。

当日は、来場者がゆっくりとパネルやパンフレットを見ながら南会津地方の特色や農林業に関するクイズに挑戦し、全問正解者には南会津産杉材の割り箸や、南会津産りんごをプレゼントしました。

今後も関係団体と協力しながら県産農林水産物等の安全・安心確保の取組や魅力に関する情報を消費者に発信してまいります。



ふくしまフェスタでのPRの様子

(6) 相双地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの農業再生に向けた取組

(ア) 東日本大震災により被災した農地、農業用施設の復旧

被災した農地・農業用施設等の復旧を進めた結果、令和2年度までに1,204か所の災害査定が実施され、このうち、730か所で事業が完了しました。

県営事業で復旧中の津波被害を受けた農地については、令和2年度までに1,365haの復旧が完了し、1,310haが作付可能となりました。

また、担い手の大幅な減少に伴い、より効率的な営農体制が必要となることから、農地の大区画化や汎用化を目的とした津波の被害を受けていない農地における県営のほ場整備を15地区、約1,203haで行っており、うち1地区43haが完了しています。

これらの地域においては、農用地利用改善団体が令和2年度までに新たに6地区で設立されるなど、農林事務所内の「農業構造検討会議」において、営農体制の確立に重点を置いた支援や地区の課題を共有しながら、地域農業の再生に向けた支援を着実に進めています。

(イ) 放射性物質の影響の払拭

農産物の安全確保のため、放射性物質の吸収抑制対策を推進するとともに、米の全量全袋検査やモニタリング検査等を的確に実施し、また、過去に基準値を超えた品目や、空間線量の高い地域の農産物については、事前確認検査を徹底することにより、安全な農産物の流通に取り組みました。

米は約 10 万点、野菜・果樹等や山菜・きのこ類等は合計 893 点の検査を行い、基準超過はありませんでした。

また、ため池からの放射性物質の拡散防止を図るため、令和 2 年度までに対策の対象となる 502 か所のうち、230 か所のため池で放射性物質対策工事が完了しました。

イ 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

相馬地域においては、ほ場整備地区における集落営農の推進や関係機関と連携した就農フェアへの参加等により、復興を牽引する多様な担い手の確保に取り組むとともに、スマート農業の実証等を通して、経営規模 50ha 以上の水田メガファームの育成やたまねぎ、ねぎ、ブロッコリー、花き等の園芸品目の拡大に取り組みました。

双葉地域においては、営農再開が進んだ広野町では水稻の生産安定、川内村では水稻及びワインブドウの生産安定と園芸作物の作付拡大、より一層の営農再開を進める檜葉町では水稻及びサツマイモの生産拡大、葛尾村では肉用牛繁殖農家の営農再開を支援しました。また、避難指示が解除されて 4 年目の浪江町や富岡町では、帰還農業者の水稻及び園芸品目の生産再開等を支援しました。

さらに、地元産農産物等の魅力や安全確保の取組を周知するため、管内の量販店や直売所において販売会を開催し、生産者と共に消費者へ直接 PR を行いました。

●東日本大震災に伴う津波により被害を受けた農地の復旧

現在、東日本大震災に伴う津波により被害を受けた農地の県営ほ場整備による復旧を 12 地区で実施していますが、そのうち、「金沢・北泉地区」（南相馬市）が令和 2 年度に完了しました。

本地区は東日本大震災で農地面積 53ha のうち 43ha が津波による甚大な影響を受けました。津波が原因となる困難な整備条件に直面しながらも、関係者の皆さんのご尽力の結果、令和元年度には地区の全面積で営農再開を果たし、令和 2 年度に、無事、完了することができました。

相双地方の農地・農業用施設の復旧工事にあたっては、「福耕（ふっこう）支援隊」として全国の道府県から多くの農業土木技術職員の派遣協力をいただきながら、被災後の平成 23 年から現場の測量や設計を行い、国からの補助を受けるための災害査定を受け、様々な現場条件に対応しながら工事を進めています。



金沢・北泉地区（南相馬市）



令和 3 年 5 月の田植え

●相双地方における多様な担い手の確保・育成の取組

市町村やJ A及び県等を構成員とする「相双地域新規就農・企業参入推進検討会議」において、関係者との意見交換を図りながら、県内外からの新規就農者の確保や企業参入の取組を積極的に進めています。

令和2年9月12日、アグリカレッジ福島の1年生を対象に「相双地域における農業法人等視察相談会」を開催し、60名が参加しました。管内の8農業法人の協力の下、現地視察や意見交換等を行いました。事後のアンケートでは、「相双地域での就農もいかなと考えるきっかけになった」といった感想も寄せられ、就農の意識付けにつながることができました。

平成30年度に開設した専用のWEBサイト「相双就農ポータルサイト」において、当地方の就農に関するイベント情報、各市町村や先輩農業者の紹介記事等を全国に発信しました。<https://sousou-nougyo.jp/index.html>

また、市町村・J A等が、仙台市・郡山市において各1回、就農希望者向けのイベント（就農フェア）に出展し、来場者に対して、相双地方の魅力や営農について説明しました。

このほか、ポータルサイト閲覧者や上記イベント等への参加者を対象に、「就農意向調査」を実施し、就農希望者が求める情報について把握したほか、就農者の定着化を図るため、就農して間もない農業者の交流会を行いました。

このような様々な活動の結果、令和2年度は管内で17名の新規就農者が確保されました。

[相双地方における農業法人等視察相談会]



鉢花経営の視察（南相馬市）



ライスセンターの視察（新地町）

●相双地方の情報発信による風評払拭の取組

様々な機会を通して安全・安心の取組について情報を発信し、風評の払拭に取り組んでいます。

令和2年11月5日、震災以降も相双地方で農業を続けている生産者の思いや取組を知ってもらうことを目的に、修学旅行で福島県を訪れた岩手県陸前高田市立高田



陸前高田市立高田東中学校
生徒からの年賀状

東中学校の3年生59名に対し、生産者2名が南相馬市内において講演会を行いました。生徒からは「生産者の思いが伝わった」、「また福島に来ます」などの感想も寄せられ、県外の方への風評の払拭につなげることができました。

(7) いわき地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの農業再生に向けた取組

(ア) 復旧・復興事業

被災した農業地域におけるほ場の大区画化と担い手への農地利用集積等を図るため、津波等の被害を受けた下仁井田、夏井、錦・関田の3地区(約255ha)において、平成25年度から東日本大震災復興交付金を活用した農地整備事業を実施しており、平成30年度末には受益面積全ての農地において営農が再開しています。令和2年度には下仁井田、錦・関田の2地区が完了し、夏井地区については令和3年度中に工事が完了する予定です。

また、地盤沈下等による著しい排水不良農地の湛水被害を解消するため、同交付金を活用して農地防災事業を実施してきた細谷・沢帯地区については、令和2年度に工事が完了しました。

(イ) 農林産物の安全確保

放射性物質の吸収抑制対策を指導するとともに、モニタリング検査等を徹底し、基準値を超える農産物の流通を防ぐ取組を行いました。モニタリング検査は、108点、その他穀類4点、野菜・果樹58点、飼料作物15点、山菜・きのこ類252点で行い、全て基準値以下であることを確認し、検査結果を公表しました。

(ウ) 風評対策

県産農林水産物をPRする「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンや「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業を実施しました。

(エ) 農業再生

就農相談や企業の農業参入相談など、新たな担い手の確保に努めるとともに、安全で品質の高い農産物生産を促進するため、認証GAP取得への取組を支援しました。その結果、新たに17件の認証GAPを取得し、取得件数は延べ45件となりました。

イ 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

「『サンシャインいわき』が育む『森林・大地・海』の恵みを未来へつなぐ」の実現に向け、『サンシャインいわき』の農業・農村の振興やいわきの安全・安心な農林水産物の提供、いわきの魅力ある農山漁村の形成等の取組を進めました。

(ア) 農業・農村の振興

いちご、ねぎ、日本なし、りんどうを産地復興計画の地域振興品目に位置づけ、産地の維持拡大のため、担い手の育成・確保や生産体制の整備等を支援しました。

鳥獣被害防止対策については、被害防止の総合的な対策を行うモデル集落（遠野町上根本白坂）を設置して被害対策の実証を行うとともに、電気柵の整備やイノシシの捕獲活動を支援しました。

(イ) 安全・安心な農林水産物の提供

農薬適正使用及び生産履歴記帳の徹底や発生予察に基づく適期防除等を指導するとともに、認証GAPやエコファーマーへの取組を支援し、安全・安心な農産物生産に取り組みました。

(ウ) 魅力ある農山漁村の形成

農林水産業の復興に向け、新たな成長戦略である地域産業6次化をさらに推進することを目的として、コロナ禍における商品開発などをテーマに「いわき地域産業6次化ネットワーク交流会」を開催し、外部講師より管内の事業者に対するアドバイスや講演をいただきました。

また、地域特産品創出事業では、いわき産農林産物の魅力を広く発信するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農家や飲食店等を支援するため、市内の高校生と飲食店等がいわき産農林産物をテーマ食材としたテイクアウト商品を共同開発しました。さらに、県内の大学生等を対象とした「農業体験バスツアー in いわき川前」では、管内の中山間地域での農業体験や地元の農家等との交流を通じて、中山間地域の魅力や課題への理解を深める契機とするとともに、新たな交流人口の創出に努めました。

●令和元年東日本台風被害からの復旧に向けた取組（いわき地方）

1 農業等

(1) 被害状況

区分	被害概要	被害額
農作物	水稻：267.8ha、大豆：8ha、野菜：28.2ha、果樹：0.8ha、飼料作物：2.6ha、花き：1.2ha、樹体被害：2.6ha	379,606千円
施設	園芸用施設：26件 6.9ha、鳥獣被害用電気柵：92件、選果施設：1件	4,520千円
保管農作物	米：92戸 144t	—
農業機械	トラクター、コンバイン他：166戸 942台	—

(2) 復旧に向けた取組

関係機関・団体と連携し、ハード事業やソフト事業等、農業者の被災内容に沿った復旧補助事業の実施を支援するとともに、土砂流入や浸水・流亡したほ場について、早期の営農再開に向けた土づくり・栽培技術などを支援しました。

ア 土木的対策（土砂除去や水路復旧等）を伴うほ場については、農地等の復旧時期に併せた、適切な作業時期・管理（播種、育苗他）、土づくり等を指導しました。工事の遅れで令和2年の作付けができないほ場では、令和3年作付けに向けた土づくり指導や令和2年中の他品目への転換を支援しました。

イ 梨園地では、土砂除去後の樹体洗浄や剪定等による樹勢回復を指導しました。土壌や樹体が流出した園地では、災害復旧事業後に土づくりや早期成園化技術による改植、梨棚整備を支援します。

ウ 浸水したほ場に対し、水田においては、流入土壌の堆積量に応じた耕起作業、施肥設計、放射性物質対策等を指導し、未刈り取り稲をすき込みしたほ場では、上記と併せ除草対策を指導しました。また、樹園地については通気性確保（中耕等）により、樹勢維持を実施しています。

エ 農機具及び施設等の被害に対しては、下記の補助事業により施設・機械装置類の再取得等を支援しました。

事業名	事業費（千円）	補助金（千円）
担い手づくり総合支援事業	1,431,347	1,103,831
強い農業・担い手づくり総合支援交付金	582,299	279,953
台風第19号農業災害対策事業 （営農継続支援対策）	2,246	555
被災農家等営農再開緊急対策事業	3,702	3,332
土砂流入水田等対策事業	2,990	988



トマト養液栽培施設への土砂流入（被災直後）



補助事業による施設復旧、営農再開（令和2年4月現在）

2 農地等

(1) 被害状況

区 分	被害か所	被害額
農地	田：200 か所 (355.6ha)、畑：29 か所 (60.9ha)	1,024 百万円
農業用施設	水路：220 か所、道路：162 か所、頭首工：49 か所、ため池：20 か所、揚水機：5 か所、橋梁：4 か所	3,417 百万円
生活関連施設	集落排水施設：4 か所	320 百万円
合 計	693 か所	4,761 百万円

(2) 復旧に向けた取組

区 分	工種及び査定地区数	査定決定額
農地	田：28 地区、畑：4 地区	248 百万円
農業用施設	水路：26 地区、道路：9 地区、頭首工：10 地区 (内 県営1地区)、揚水機：5 か所 (内 県営1地区)	1,456 百万円
生活関連施設	集落排水施設：3 地区	79 百万円
合 計	85 地区	1,783 百万円

ア 団体営災害復旧事業

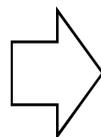
令和元年度災として申請・決定を受けた農地 32 地区、農業用施設 48 地区及び生活関連施設 3 地区について、令和元年度及び令和 2 年度に起工契約を締結し、営農に支障が生じないように復旧工事を進めた結果、令和 2 年度には農地 21 地区、農業用施設 29 地区、生活関連施設 3 地区の合計 53 地区が完了しました。

イ 県営災害復旧事業

河川の異常出水により被災した頭首工（大江堰地区）及び揚水機（川中子地区）については、近隣農地や住民生活への影響が大きく、早急な応急対策や高度な技術を要する復旧工事であったため、県営災害復旧事業により、工事を実施し、令和 2 年度内に工事を完了しました。



被災した頭首工（大江堰）



復旧した頭首工（大江堰）

●高校生発！いわきテイクアウトメニュー開発

いわき産農林産物の魅力を若い世代に伝え、若者のアイディアで更なる魅力を発信するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農家や飲食店等を支援するため、高校生と飲食店及び量販店5社がいわき産「トマト・ネギ・きのこ・Iwaki Laiki（米・米粉）」をテーマ食材としたテイクアウト商品を共同開発し、期間限定で販売しました。

高校生と協力店は、当事業を通していわき産農林産物の魅力を再発見することができただけでなく、互いの視点に触れることができました。

また、前年度まで実施していた高校生レシピコンテストに引き続き、いわき市やJA福島さくらいわき地区本部、常磐共同ガス株式会社に賞品提供等で御協力いただくなど、当事業は地域に根付いてきています。



商品開発の様子



開発商品



高校生・協力店等の集合写真

参 考 资 料

1 農業及び農村の振興に関する基本計画の指標(県全体)

— 「ふくしま農林水産業新生プラン」(平成25年3月策定)の主要指標—

第4章 第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興					
No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	避難地域において農業を開始した認定農業者数	避難地域(平成24年10月時点・帰還困難区域を除く)において経営を開始した認定農業者である経営体数	H23年度 - 経営体 【参考】H22年度 768経営体	R2年度 299 経営体	R2年度 750 経営体以上
2	農地の復旧率(警戒区域等を除く)	災害査定を受けた農地のうち復旧工事により作付可能となった面積の割合	H23年度 0.9%	R2年度 100.0%	R2年度 100%
3	生産農業所得	農業産出額から物材費等を除き、經常補助金等を加えた額	H23年 777 億円 【参考】H22年 1,047億円	R元年 748 億円	R2年 1,180 億円以上
4	除染実施計画に基づく農用地の除染進捗率(除染特別地域を除く)	市町村が策定する除染実施計画に基づく農用地の除染進捗率	H23年度 5%	H29年度 100.0%	R2年度 100%
5	除染実施計画に基づく森林の除染進捗率(除染特別地域を除く)	市町村が策定する除染実施計画に基づく森林の除染進捗率	H23年度 1%	H29年度 100.0%	R2年度 100%
6	緊急時モニタリングにおいて放射性物質の基準値を超過した農林水産物の品目数*	緊急時環境放射線モニタリング(事前確認検査を含む)で基準値(H23年度は暫定規制値)を超過した農林水産物(食品)	H23年度 57 品目	R2年度 0 品目	R2年度 0 品目
7	農産物直売所の販売額	農業経営体及び農協等による農産物直売所の販売金額の合計	H23年度(推計) 117 億円 【参考】H22年度 160億円	令和元年度 248 億円	R2年度 234 億円以上
8	学校給食における地場産物活用割合	学校給食における地場産物活用割合	H24年度 18.3% 【参考】H22年度 36.1%	R2年度 44.2%	R2年度 40%以上
9	学校給食において県産米を利用している市町村の割合	学校給食において、県産米を活用している市町村数の割合	H23年度 84.5% 【参考】H22年度 100%	R2年度 100.0%	R2年度 100%
10	「がんばろう ふくしま!」応援店の登録数	「がんばろう ふくしま!」応援店に登録されている事業者数	H23年度 1,552 店	R2年度 2,425 店	R2年度 3,000 店以上
11	地元産の食材を積極的に使用していると回答した県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	H24年度 60.8% 【参考】H22年度 76.7%	R2年度 79.6%	R2年度 上昇を目指す
第4章 第2節 安全・安心な農林水産物の提供					
No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
12	GAPに取り組む産地数	GAP(農業生産工程管理)に取り組む産地数	H23年度 114 産地 【参考】H22年度 124産地	R2年度 340 産地	R2年度 242 産地以上
13	JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率	JAS法に基づき適正に表示されていることを確認した生鮮食品の割合	H22年度 94%	R2年度 88.8%	R2年度 100%
14	小学校における「田んぼの学校」取組校数	県内小学校における「田んぼの学校」(年間を通して活動)の取組校数	H23年度 45 校 【参考】H22年度 96校	R2年度 101 校	R2年度 増加を目指す

※指標 No. 13 J A S 法における食品表示に関する事項は、平成27年4月1日から食品表示法に一元化されている。

第4章 第3節 農業の振興

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
15	農業産出額 (農業生産関連事業を含む)	本県で生産された農産物及びそれらを活用した農業生産関連事業(農産物加工、観光農園、農家民宿、農家レストラン)の販売金額の合計	H23年(推計) 1,930 億円 【参考】H22年 2,432億円	R元年度 2,223 億円	R2年 2,635 億円以上
16	認定農業者数	農業経営基盤強化促進法に基づき、県内の市町村から認定された農業経営改善計画数(経営体数)	H23年度 6,621 経営体 【参考】H22年度 6,780経営体	R元年度 7,377 経営体	R2年度 8,000 経営体以上
17	新規就農者数	新たに農業を職業として選択し、年間150日以上農業に従事する者の数(前年度5月2日から当該年度5月1日までの1年間に就農した者)	H24年度 142 人 【参考】H23年度 182人	R2年度 204 人	R2年度 220 人以上
18	過疎・中山間地域における新規就農者数	過疎・中山間地域における新規就農者数	H24年度 90 人 【参考】H23年度 88人	R2年度 74 人	R2年度 110 人以上
19	農地所有適格法人等数 (旧 農業生産法人)	農地法に基づく農地所有適格法人数及び認定農業者である法人の合計	H23年 405 法人 【参考】H22年 394法人	R元年 746 法人	R2年 650 法人以上
20	家族経営協定締結数	書面により家族経営協定を締結している全農家数	H23年度 1,091 戸 【参考】H22年度 1,048戸	R元年度 1,124 戸	R2年度 1,500 戸以上
21	女性の認定農業者数	認定農業者数のうち女性に係るもの(共同申請、女性役員がいる法人を含む)	H23年度 499 経営体 【参考】H22年度 479経営体	R元年度 564 経営体	R2年度 830 経営体以上
22	農作業死亡事故年間発生件数	農作業中に事故等で死亡された方の人数	H22年 22 件	R2年 9 件	R2年 8 件以下
3 再掲	生産農業所得	農業産出額から物材費等を除き、経常補助金等を加えた額	H23年 777 億円 【参考】H22年 1,047億円	R元年 748 億円	R2年 1,180 億円以上
23	農用地利用集積面積	担い手に対して利用集積された農用地面積(*相双地方9町村[双葉郡8町村及び飯館村]についてはH21年度実績を適用して集計)	H23年度* 57,792 ha 【参考】H21年度 58,420ha	R元年度 62,244 ha	R2年度 96,000 ha以上
24	経営安定に資する対策への加入率	経営所得安定対策への加入率	H23年度 54 % 【参考】H22年度 43.1%	R2年度 44.2 %	R2年度 70 %以上
25	機能向上により用水供給が確保される面積	農振農用地の水田において安定的な用水供給機能が確保された面積	H23年度 67,544 ha 【参考】H22年度 76,840ha	R2年度 69,834 ha	R2年度 79,400 ha以上
26	機能向上により排水条件が改善される面積	農振農用地の水田において排水条件が改善された面積	H23年度 69,322 ha 【参考】H22年度 74,297ha	R2年度 71,913 ha	R2年度 75,400 ha以上
27	ほ場整備率(水田)	農振農用地の水田で、ほ場整備事業等により整備された面積の割合	H23年度 69.9 % 【参考】H22年度 74.9%	R2年度 74.4 %	R2年度 76 %以上
28	農用地利用集積率 (ほ場整備事業実施地区)	ほ場整備実施地区における地域の担い手へ農用地が集積された面積の割合	H23年度 32.0 % 【参考】H22年度 47.9%	R元年度 63.6 %	R2年度 70 %以上
29	農道整備率	対象農道延長のうち農村地域における農業振興及び農山村の活性化に供するために整備した農道延長の割合	H23年度 39.1 % 【参考】H22年度 40.3%	R2年度 39.5 %	R2年度 41.6 %以上
30	耕作放棄地の解消面積 (H25～R2累計)	毎年市町村等が実施する耕作放棄地全体調査で把握された耕作放棄地のうち解消された面積	H23年 255 ha 【参考】H22年 204ha	R2年(暫定) 4,359 ha	R2年 400 ha以上 (延べ3,000ha以上)
31	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積(H25～R2累計)	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	H23年度 - ha 【参考】H22年度 7,147ha、H23年度 3,778ha	R2年度 43,826 ha	R2年度 36,960 ha以上
32	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積	農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金)の交付対象面積	H23年度 35,561 ha 【参考】H22年度 37,856ha	R2年度 64,390 ha	R2年度 45,000 ha以上
33	中山間地域等における地域維持活動を行う面積	中山間地域等直接支払交付金の交付対象面積	H23年度 15,625 ha 【参考】H22年度 15,874ha	R2年度 14,914 ha	R2年度 17,600 ha以上

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
34	環境と共生する米づくりの面積	有機・特別栽培米やエコファーマーによる米づくり等の作付面積合計	H23年 30,248 ha 【参考】H22年 33,101ha	R2年 16,332 ha	R2年 33,000 ha以上
35	加工用米・新規需要米の作付面積	加工用米や新規需要米の多様な需要に対応した米づくりの作付面積の合計	H23年 2,390 ha 【参考】H22年 2,535ha	R2年 6,392 ha	R2年 7,700 ha以上
36	県オリジナル品種「天のつぐ」の作付面積	県オリジナル品種「天のつぐ」の作付面積	H23年 39 ha 【参考】H22年 0.9ha	R2年 9,749 ha	R2年 6,000 ha以上
37	県産大豆の上位等級(1、2等級)比率	農産物検査法に基づく大豆の農産物検査数量に占める上位等級(1、2等級)の割合	H23年 43.1 % 【参考】H22年 46.8%	R2年 58.0 %	R2年 75 %以上
38	「会津のかおり」の作付面積	「会津のかおり」の作付面積	H23年 1,000 ha 【参考】H22年 800ha	R2年 910 ha	R2年 2,000 ha以上
39	野菜の作付面積	野菜作付面積	H23年 12,477 ha 【参考】H22年 14,599ha	H28年 11,256 ha	R2年 14,750 ha以上
40	きゅうりの作付面積	きゅうりの作付面積	H23年 762 ha 【参考】H22年 887ha	R2年 680 ha	R2年 900 ha以上
41	トマトの作付面積	トマトの作付面積	H23年 354 ha 【参考】H22年 472ha	R2年 355 ha	R2年 500 ha以上
42	アスパラガスの作付面積	アスパラガスの作付面積	H23年 456 ha 【参考】H22年 478ha	R元年 358 ha	R2年 600 ha以上
43	果樹の栽培面積	果樹栽培延べ面積(*避難指示区域を除いて推計した面積)	H23年(推計)* 7,100 ha 【参考】H22年 7,400ha	H28年 6,650 ha	R2年 7,300 ha以上
44	ももの栽培面積	ももの栽培面積	H23年 1,778 ha 【参考】H22年 1,780ha	R2年 1,750 ha	R2年 1,830 ha以上
45	日本なしの栽培面積	日本なしの栽培面積	H23年 1,016 ha 【参考】H22年 1,150ha	R2年 859 ha	R2年 1,040 ha以上
46	花きの作付面積	花きの作付面積	H23年(推計) 580 ha 【参考】H22年 601ha	R元年 442 ha	R2年 650 ha以上
47	りんどうの作付面積	りんどうの作付面積	H23年(推計) 31 ha 【参考】H22年 39ha	R元年 26 ha	R2年 50 ha以上
48	工芸農作物の作付面積	工芸農作物の作付面積	H23年(推計) 125 ha 【参考】H22年 1,143ha	R元年 307 ha	R2年 654 ha以上
49	肉用牛飼養頭数	肉専用種及び肥育牛に飼育されている乳用種等の飼養頭数	H23年 58,100 頭 【参考】H22年 74,200頭	R2年 50,500 頭	R2年 67,600 頭以上
50	肉用牛肥育出荷頭数	県内より出荷された肥育牛の頭数	H23年度 25,000 頭 【参考】H21年 33,121頭	R2年度 18,446 頭	R2年度 28,300 頭以上
51	乳用牛飼養頭数	乳用牛飼養頭数	H23年 14,800 頭 【参考】H22年 17,100頭	R2年 11,800 頭	R2年 16,500 頭以上
52	生乳生産量	生乳生産量	H23年 75,254 t 【参考】H22年 101,407 t	R元年 67,861 t	R2年 103,750 t 以上
53	豚飼養頭数	豚飼養頭数	H23年 130,700 頭 【参考】H22年 184,200頭	R2年 126,000 頭	R2年 167,200 頭以上
54	肉豚出荷頭数	県内より出荷された肉豚の頭数	H23年度(推計) 255,000 頭 【参考】H22年度 367,694頭	R2年度 223,800 頭	R2年度 310,000 頭以上
55	採卵鶏飼養羽数	採卵鶏飼養羽数	H23年 3,636 千羽 【参考】H22年 5,807千羽	R2年 5,286 千羽	R2年 5,700 千羽以上

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
56	肉用鶏飼養羽数	肉用鶏飼養羽数	H23年 692 千羽 【参考】H21年 1,109千羽	R2年 850 千羽	R2年 1,137 千羽以上
57	地鶏出荷羽数	地鶏(「川俣シャモ」及び「会津地鶏」)の出荷羽数	H23年度 66 千羽 【参考】H22年 97千羽	R2年度 70 千羽	R2年度 200 千羽以上
58	飼料作物作付面積	飼料作物作付面積のうち、モニタリング検査の結果等をもとに推計した利用可能面積	H23年 6,024 ha 【参考】H22年 14,000ha	H29年 15,400 ha	R2年 13,350 ha以上
59	大消費地へのふくしまの「顔」となる青果物の供給量	大消費地(東京都、横浜市、大阪市、札幌市)中央卸売市場において1年間に取引される県産の主要青果物の重量	H23年 38,721 t 【参考】H22年 35,598 t	R2年 28,648 t	R2年 45,000 t 以上
60	福島県産農産物の海外輸出量	県内の農業団体等が輸出向けに出荷した県産農林水産物の数量	H23年度 17 t 【参考】H22年度 153 t	R2年度 285 t	R2年度 500 t 以上
61	福島県産農産物の海外向け出荷額	県内の農業団体等が海外向けに出荷した県産農林水産物の金額	H23年度 5 百万円 【参考】H22年度 64百万円	H30年度 119 百万円	R2年度 200 百万円以上
62	試験研究課題における実用的成果の割合	当該年度に終了した試験研究課題のうち「普及に移しうる」成果の割合	H23年度 100 % 【参考】H22年度 54%	R2年度 96 %	R2年度 100 %

第4章 第4節 林業・木材産業の振興

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
63	栽培きのこの生産量	栽培きのこの生産量	H23年 3,741 t 【参考】H22年 6,632 t	R2年 4,994 t	R2年 7,270 t 以上
64	なめこ(県オリジナル品種)の生産量	(社)福島県森林・林業・緑化協会きのこ振興センターの種菌販売量を基とした予測発生量	H23年度 15 t 【参考】H22年度 31 t	R2年度 4 t	R2年度 39 t 以上
62 再掲	試験研究課題における実用的成果の割合	当該年度に終了した試験研究課題のうち「普及に移しうる」成果の割合	H23年度 100 % 【参考】H22年度 54%	R元年度 96 %	R2年度 100 %

第4章 第6節 魅力ある農山漁村の形成

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
65	福島県農林水産部メールマガジン「ふくしま食・農通信」登録件数	ふくしま食・農通信(福島県農林水産部メールマガジン)に登録している読者数	H23年度 1,023 件 【参考】H22年度 964件	R2年度 929 件	R2年度 3,000 件以上
66	グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数	グリーン・ツーリズムインストラクターによる農業体験、自然体験、工芸体験などさまざまな体験プログラムの体験者	H23年 156,494 人 【参考】H22年 258,392人	R2年 99,463 人	R2年 290,000 人以上
67	農産物の加工や直売等に係る従事者数	農業生産関連事業(農業経営体及び農協等による農産物の加工及び農産物直売所、農業経営体による観光農園、農家民宿、農家レストランなどの各事業)の従事者数	H23年度(推計) 10,700 人 【参考】H22年度 14,700人	R元年度 13,200 人	R2年度 21,400 人以上
68	農産物の加工や直売等の年間販売金額	農業生産関連事業の販売金額	H23年度(推計) 241 億円 【参考】H22年度 329億円	R元年度 447 億円	R2年度 482 億円以上
69	6次化商品数	県調べによる6次化商品数	H23年度 200 商品	R2年度 1,310 商品	R2年度 470 商品以上
70	農業集落排水処理人口	農業集落排水施設の整備済み人口(供用開始区域内の人口)	H23年度 118,902 人 【参考】H21年度 134,402人	R2年度 118,943 人	R2年度 136,520 人以上
29 再掲	農道整備率	対象農道延長のうち農村地域における農業振興及び農山村の活性化に供するために整備した農道延長の割合	H23年度 39.1 % 【参考】H22年度 40.3%	R2年度 39.5 %	R2年度 41.6 % 以上

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
71	有害鳥獣による農作物被害額	野生鳥獣により被害を受けた農作物の被害額	H23年度 118,000千円 【参考】H22年度 157,980千円	R元年度 179,326千円	R2年度 77,500千円以下
72	要整備ため池整備数	要整備ため池を改修した箇所数	H23年度 - 箇所	R2年度 40 箇所	R2年度 60 箇所以上
73	海岸保全施設整備率	海岸保全区域延長に占める海岸堤防や消波ブロックなどの海岸保全施設が整備された割合	H23年度 1.2 % 【参考】H22年度 60.8%	R2年度 72.0 %	R2年度 84 %以上
74	浸水想定区域図が策定された農業用ダム・ため池の割合	人的被害を及ぼす恐れのある農業用ダム・ため池のうち、浸水想定区域図が作成された割合	H23年度 0 %	R2年度 100.0 %	R2年度 100 %

第4章 第7節 自然・環境との共生

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
75	エコファーマー認定件数	エコファーマー(土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた者)の件数	H23年度 21,091件 【参考】H22年度 21,889件	R2年度 9,637件	R2年度 25,000件以上
76	認証を受けた特別栽培農産物の作付面積	特別栽培の作付面積のうち特別栽培農産物認証面積	H23年度 3,196ha 【参考】H22年度 6,372ha	R2年度 1,799ha	R2年度 6,500ha以上
77	有機農産物の作付面積	有機JAS認定面積及び転換期間中面積	H23年度 265ha 【参考】H22年度 282ha	R2年度 180ha	R2年度 325ha以上
78	農業用使用済プラスチックの組織的回収率	農業用使用済プラスチック排出推定量のうち組織的な回収量の割合	H23年度 51 % 【参考】H22年度 59.5%	R2年度 89.3 %	R2年度 80 %以上
30 再掲	耕作放棄地の解消面積(H25～H32累計)	毎年市町村等が実施する耕作放棄地全体調査で把握された耕作放棄地のうち解消された面積	H23年 255ha 【参考】H22年 204ha	R2年(暫定) 4,359ha	R2年 400ha以上 (延べ3,000ha以上)
32 再掲	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積	農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金)の交付対象面積	H23年度 35,561ha 【参考】H22年度 37,856ha	R2年度 64,390ha	R2年度 45,000ha以上
33 再掲	中山間地域等における地域維持活動を行う面積	中山間地域等直接支払交付金の交付対象面積	H23年度 15,625ha 【参考】H22年度 15,874ha	R2年度 14,914ha	R2年度 17,600ha以上

2 農業及び農村の振興に関する基本計画の指標(地方別)

—「ふくしま農林水産業新生プラン」(平成25年3月策定)の主要指標—

第6章 第1節 県北地方					
No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	農林地除染の実施面積	除染対策事業により実施された除染面積	H23年度 3,963 ha	R2年度 18,377 ha	R2年度 増加を目指す
2	出荷自粛品目数	県北管内における緊急時モニタリング検査により基準値を超えた農林産物の自粛品目	H23年度 13 品目	R2年度 7 品目	R2年度 0 品目
3	認定農業者数	年度末における認定農業者数	H23年度 1,871 経営体 【参考】H22年度 1,919経営体	R2年度 1,682 経営体	R2年度 2,000 経営体以上
4	新規就農者数	県北地方における毎年5月2日から翌年5月1日の一年間に就農した新規就農者	H24年度 34 人 【参考】H23年度 46人	R2年度 70 人	R2年度 40 人以上
5	もも出荷数量(福島・伊達地域)	福島(JAふくしま未来福島地区本部)及び伊達(JAふくしま未来伊達地区本部・伊達果実)の出荷数量	H24年 12,757 t 【参考】H22年 12,853 t	R2年度 8,914 t	R2年度 17,200 t 以上
6	農産物直売所の販売額	農産物直売台帳調査の調査結果	H23年度 21.5 億円 【参考】H22年度 20.8億円	R元年度 44.1 億円	R2年度 増加を目指す
7	ほ場整備率(水田)	農振農用地の水田ほ場整備率	H23年度 61.3 % 【参考】H22年度 61.3%	R2年度 61.8 %	R2年度 61.8 %以上
8	緊急点検に基づくため池整備数	緊急ため池(要整備ため池)に位置づけられたため池の整備数	H23年度 2 か所	R2年度 11 か所	R2年度 14 か所以上
9	基幹的水利施設の補修・更新施設数	計画期間内に補修・更新され、安定的な用水補給機能が維持された農業水利施設の数	H23年度 2 施設 【参考】H22年度 2施設	R2年度 9 施設	R2年度 11 施設以上
第6章 第2節 県中地方					
No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	浸水想定区域図が策定された農業用ダム・ため池数	不測の事態に人的被害を及ぼす恐れのある農業用ダム・ため池において減災対策を行う数	H23年度 - か所	R2年度 280 か所	R2年度 77 か所以上
2	緊急時環境放射線モニタリングにおける不検出の割合	緊急時環境放射線モニタリングにおける農林水産物(飼料作物、家畜糞たい肥などの非食料品を除く)の放射性物質検出下限値以下割合	H23年度 80 %	R2年度 99 %	R2年度 不検出を目指す
3	認定農業者数	農業経営基盤強化促進法に基づき、管内の市町村から認定された農業経営改善計画数	H23年度 1,129 経営体 【参考】H22年度 1,177経営体	R2年度 1,729 経営体	R2年度 1,700 経営体以上
4	ほ場整備率(水田)	水田の農振農用地面積に占めるほ場整備実施済みの水田面積割合	H23年度 63.0 % 【参考】H22年度 63.0%	R2年度 64.0 %	R2年度 63.9 %以上
5	主要園芸品目販売額(野菜指定産地品目)	各JA野菜指定産地品目販売額	H23年度 46 億円 【参考】H22年度 53億円	R2年度 40 億円	R2年度 55 億円以上
6	農産物直売所販売額	生産者が組織的に運営している農産物直売所の販売額	H23年度 25 億円 【参考】H22年度 30億円	R元年度 52 億円	R2年度 増加を目指す
7	県中地方・地域産業6次化ネットワーク会員数	ネットワークに登録している会員数	H23年度 186 人 【参考】H22年度 130人	R2年度 400 人	R2年度 400 人以上
8	農業集落排水処理人口	農業集落における生活排水処理施設の整備により生活環境が改善された人数	H23年度 41,179 人 【参考】H22年度 41,807人	R2年度 37,190 人	R2年度 47,000 人以上

第6章 第3節 県南地方

1	エコファーマー認定件数	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく導入計画の認定件数	H23年度 3,773 件 【参考】H22年度 3,442件	R2年度 1,557 件	R2年度 4,000 件以上
2	農業集落排水処理人口	農業集落排水施設の整備済み人口	H23年度 39,290 人 【参考】H22年度 39,494人	R2年度 35,893 人	R2年度 39,385 人以上
3	主要園芸作物栽培面積	JAIにおいて把握しているトマト、きゅうり、ブロッコリー、いちごの栽培面積の合計値	H23年度 333 ha 【参考】H22年度 307ha	R2年度 298 ha	R2年度 349 ha以上
4	新規就農者数	当該年度の5月1日付で発表された新規就農者数	H24年度 18 人 【参考】H23年度 17人	R2年度 13 人	R2年度 15 人以上
5	農業生産法人数	農業委員会からの農業生産法人認定報告	H23年度 47 法人 【参考】H22年度 44法人	R2年度 70 法人	R2年度 71 法人以上
6	農産物直売所販売額	管内の農産物直売所の年間販売額	H23年度 12 億円 【参考】H22年度 13.5億円	R元年度 15.6 億円	R2年度 増加を目指す
7	農林業・農村体験者受入数	グリーンツーリズムインストラクター及びしらかわ広域連携グリーンツーリズム推進協議会で受け入れを把握した数	H23年度 1,245 人 【参考】H22年度 4,970人	R2年度 698 人	R2年度 5,750 人以上
8	農商工連携体を把握した件数及び農業・農村6次化法認定件数	農業者と商工業者の連携体を地方ネットワーク構成員が把握した件数および6次産業化法における計画認定件数（累計）	H23年度 5 件 【参考】H22年度 3件	R2年度 36 件	R2年度 20 件以上

第6章 第4節 会津地方

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数	管内でグリーンツーリズムインストラクターが受け入れて、農業、自然、工芸など様々な体験プログラムを指導等した人数	H23年 82,420 人 【参考】H22年 125,411人	R2年 38,159 人	R2年 149,000 人以上
2	あいづまるごとネット(会津地域産業6次化ネットワーク)会員数	ネットワークの会員登録延べ件数	H23年度 493 人 【参考】H22年度 376人	R2年度 771 人	R2年度 670 人以上
3	認定農業者数	年度末における認定農業者数	H23年度 1,610 経営体 【参考】H22年度 1,611経営体	R2年度 1,741 経営体	R2年度 1,700 経営体以上
4	アスパラガス施設面積	管内におけるアスパラガスの施設面積	H23年度 29 ha 【参考】H22年度 28ha	R2年度 29 ha	R2年度 50 ha以上
5	農用地利用集積面積	担い手に対して利用集積された農用地面積	H23年度 16,783 ha 【参考】H22年度 16,447ha	R元年度 19,042 ha	R2年度 21,800 ha以上
6	浸水想定区域図が作成された農業用ダム・ため池数	人的被害を及ぼす恐れのある農業用ダム・ため池における浸水想定区域図作成件数	H23年度 - か所	R2年度 270 か所	R2年度 177 か所以上
7	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積	農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）に取り組んでいる交付対象農地面積	H23年度 11,345 ha 【参考】H22年度 11,370ha	R元年度 19,455 ha	R2年度 15,000 ha以上
8	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積(H25～R2累計)	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	H23年度 - ha 【参考】H22年度 1,333ha、H23年度 770ha	R2年度 12,049 ha	R2年度 11,785 ha以上

第6章 第5節 南会津地方					
No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	年間販売額1千万円以上の直売所・加工所の組織数	年間販売額1千万円以上の直売所・加工所の組織数	H23年度 7 組織 【参考】H22年度 6組織	R元年度 11 組織	R2年度 11 組織以上
2	教育旅行受入者数(延べ宿泊数)	子ども農山漁村交流プロジェクト等の受入協議会が、小中高等学校の団体体験旅行で受け入れた年間の児童・生徒の延べ宿泊者数	H23年度 528 人 【参考】H22年度 4,158人	R2年度 0 人	R2年度 4,400 人以上
3	新規就農者数	新規就農者の人数	H24年度 6 人 【参考】H23年度 13人	R2年度 14 人	R2年度 9 人以上
4	県オリジナル品種導入面積	そば(会津のかおり)、リンドウ(件育成品種、県オリジナル品種)、アスパラガス(ハルキタル、はるむらさき)の作付面積	H23年度 134 ha 【参考】H22年度 131ha	R2年度 215.8 ha	R2年度 185 ha以上
5	かん水同時施肥導入率(夏秋トマト)	夏秋トマトにおける自動かん水同時施肥導入施設面積の割合	H23年度 25 % 【参考】H22年度 26%	R2年度 77 %	R2年度 46 %以上
6	あいづ”まるごと”ネット(会津地域産業6次化ネットワーク)会員数	ネットワークの会員登録延べ件数	H23年度 493 人 【参考】H22年度 376人	R2年度 771 人	R2年度 670 人以上
7	小規模農家民宿数	小規模農家民宿を新たに開設した件数(累計)	H23年度 175 軒 【参考】H22年度 170軒	R2年度 198 軒	R2年度 240 軒以上
8	エコファーマー数	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく導入計画の認定件数	H23年度 684 人 【参考】H22年度 595人	R2年度 367 人	R2年度 700 人以上
9	補修・更新により安定的な用水供給が維持される面積	土地改良施設の補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される受益面積	H23年度 - ha	R2年度 67 ha	R2年度 76 ha以上

第6章 第6節 相双地方					
No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	海岸保全施設整備率(農地海岸)	海岸保全区域指定延長に対する海岸保全施設の整備割合	H23年度 1.2 % 【参考】H22年度 60.8%	R2年度 90 %	R2年度 84 %以上
2	農林業施設等復旧率	災害復旧工事を完了した箇所数	H23年度 0 %	R2年度 100.0 %	R2年度 100 %以上
3	ほ場整備率(水田)	水田面積に対するほ場整備済み面積(30a以上)の割合	H23年度 41.8 % 【参考】H22年度 72.2%	R2年度 63.6 %	R2年度 72.5 %以上
4	認定農業者数	管内の認定農業者数	H23年度 948 経営体 【参考】H22年度 1,025経営体	R2年度 701 経営体	R2年度 964 経営体以上
5	特別栽培米面積	管内の特別栽培米作付面積	H23年度 574 ha 【参考】H22年度 3,565ha	R2年度 293 ha	R2年度 3,500 ha以上
6	養液栽培面積	管内の養液栽培面積	H23年度 145,753 m ² 【参考】H22年度 161,568m ²	R2年度 225,838 m ²	R2年度 220,000 m ² 以上
7	肉用牛飼養頭数	管内の肉用牛飼養頭数	H23年度 2,495 頭 【参考】H21年度 14,094頭	R元年度 3,343 頭	R2年度 9,000 頭以上

第6章 第7節 いわき地方

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	ほ場整備率(水田)	農振農用地区域内の農地で区画整備や道路、用排水路などの農業生産基盤が整備されている面積の割合(要整備面積を分母とする)	H23年度 50.3 % 【参考】H22年度 50.0%	R2年度 55.1 %	R2年度 57.6 %以上
2	観光農業の推進 (入場料をとっている観光農園数)	入場料を取っている観光農園数	H23年度 7 農園 【参考】H22年度 7農園	R2年度 14 農園	R2年度 15 農園以上
3	園芸作物の振興(いちごの収穫量)	JA福島さくら、農業法人、個別生産者のいちご生産量	H23年度 132 t 【参考】H22年度 151 t	R2年度 66 t	R2年度 220 t 以上
4	〃(ねぎの収穫量)	JA福島さくらのねぎ生産量	H23年度 624 t 【参考】H22年度 790 t	R2年度 395 t	R2年度 820 t 以上
5	〃(養液栽培面積)	トマト及びイチゴ(高設育苗含む)等における養液栽培の面積	H23年度 1,937 a 【参考】H22年度 1,937 a	R2年度 2,359 a	R2年度 2,400 a 以上
6	農業生産法人数	農業生産法人数及び認定農業者である法人数	H23年度 38 法人 【参考】H22年度 38法人	R2年度 68 法人	R2年度 46 法人以上
7	エコファーマー数	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた人数	H23年度 587 人 【参考】H22年度 614人	R2年度 392 人	R2年度 1,320 人以上

用語解説

あ

●エコファーマー

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、知事が認定した農業者の呼称です。

か

●環境と共生する農業

(かんきょうときょうせいするのうぎょう)

自然環境を守りながら、安全・安心な農産物を生産するため、農業の持つ物質循環機能を開き、生産性との調和を図りながら、地域における有機性資源の循環利用を図ることを基本とした農業のことです。環境保全型農業ともいいます。

●GAP [Good Agricultural Practice]

(ぎゃっぷ)

農業生産の現場において、食品の安全確保をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から、安全に農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを記録、検証して、より良い農業を実践するための活動のことです。農業生産工程管理と訳されています。



●緊急時環境放射線モニタリング (きんきゅうじかんきょうほうしゃせんもにたりんぐ)

原子力施設に異常状態が生じ、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合には、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体及び原子力事業者はそれぞれの防災計画に従い、所要の防災対策を講ずることとなっており、その防災対策の一環として、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施されるモニタリングのことです。

●グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ「滞在型の余暇活動」のことです。

さ

●持続性の高い農業生産方式 (じぞくせいのたかいのうぎょうせいさんほうしき)

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法のことです。

●実需者 (じつじゅしゃ)

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人(食品加工業者など)のことです。

●集落営農 (しゅうらくえいのう)

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を行うことです。

●主業農家（しゅぎょうのうか）

農業所得が50%以上で、65歳未満の農業従事60日/年以上の者がいる農家のことです。

●準主業農家（じゅんしゅぎょうのうか）

農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日/年以上の者がいる農家のことです。

●食品中の放射性物質に関する基準値（新基準値） （しょくひんちゆうのほうしゃせいぶつにつにかんするきじゅんち）

より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げて算出された基準値。一部経過措置の品目を除き、平成24年4月1日より施行されました。（例）一般食品の放射性セシウムの基準値：100ベクレル/kg

●水稲直播栽培（すいとうちょくはさいばい）

育苗や田植えを行わず、ほ場に直接播種し、育てる栽培技術です。育苗、田植えのコストや手間を省くことができます。

●ストックマネジメント

農業水利施設や農道などの施設の定期的な機能診断により適切な保全対策を実施し、継続的・効率的・合理的に施設を管理する手法や技術体系のことです。

た

●大区画ほ場（だいくかくほじょう）

1区画が、1ha以上に整備された農地です。

●WCS [ホールクロップサイレージ]

（だぶりゅーしーえす）

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰める、またはロール状に整形してプラスチックフィルム

でラッピングすることで乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物（飼料作物）の子実と茎葉部を混合してサイレージ化したものをホールクロップサイレージといいます。稲のホールクロップサイレージは、平成20年から、米の生産調整の取組として取り扱う米穀等に含まれるとともに、昨今の輸入飼料の高騰を背景として、作付拡大が図られています。

●地域産業6次化（ちいきさんぎょうろくじか）

農林水産業の6次産業化や農商工連携などの動きを進展させ、農林水産業と食品加工業や観光産業との連携を推進するなど、これまでの枠組みを超えた異業種や産学民官など多様な主体が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組を「地域産業6次化」と定義し、戦略的に推進しています。

●中山間地域等直接支払事業

（ちゅうさんかんちいきとうちょくせつしはらいじぎょう）

中山間地域において、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止など、適切な農業生産活動に対して、一定の条件の下で直接支払を実施する事業です。

●登熟（とうじゅく）

米、麦、豆類の種子が次第に発育・肥大していくことをいいます。

●特別栽培（とくべつさいばい）

化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行栽培に比べて5割以上削減した栽培方法です。

●トレーサビリティシステム

トレーサビリティとは、追跡が可能であることを意味します。問題発生時に食品の流通ルートを通ることによって問題の原因把握、当該食

品の回収・撤去を容易にする体制をいいます。

な

●認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営者自らが、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のことです。

●農業産出額〔農業粗生産額〕

（のうぎょうさんしゅつがく）

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額のことです。

●農地・水保全管理支払交付金

（のうちみずぼぜんかんりしはらいこうふきん）

農地や農業用水などの農業基盤や農村環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域住民等の多様な主体が参画した地域ぐるみの効果の高い活動を支援する施策です。平成19年度から開始された「農地・水・環境保全向上対策」を継続し、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図った制度となっています。

平成26年度からは「多面的機能支払」として取り組まれています。

は

●バイオマス

有機性（光合成によってつくり出される生物由来の）資源の総称です。バイオマスは、太陽、水、炭酸ガス、植物があれば繰り返し生産し、活用することができます。

●販売農家（はんぱいのうか）

農家の中で、経営耕地面積が30アール以上、

または農産物販売額が50万円以上の農家のことです。

●副業的農家（ふくぎょうてきのうか）

65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家のことです。

ま

●木質バイオマス燃料

（もくしつぱいおますねんりょう）

木に由来する有機性資源の総称です。木材の他に枝葉、製材工場などの残材や建築廃材などを含みます。

や

●有機農業（ゆうきのうぎょう）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないこと、さらに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式で行う農業のことです。

●遊休農地（ゆうきゅうのうち）

遊休農地とは、農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義されています。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策
 - 第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）
 - 第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条－第18条）
- 第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第19条－第22条）
- 附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要で

ある。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

こうした中で発生した東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、農業及び農村を取り巻く環境に重大な影響をもたらし、特に、原子力災害による放射性物質の影響は、甚大な被害をもたらした。この災害から立ち上がり、これを乗り越えていくため、本県の農業及び農村の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確

立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

- 2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。
- 3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。
- 4 東日本大震災により甚大な被害を受けた農業及び農村は、農産物の信頼回復及び活力ある農村復活のため、復興再生が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

- 2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
- 二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。
- 四 環境と調和し持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。
- 五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、放射線への対応を含めた農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、営農再開への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上等)

第11条 県は、放射線への対応を含めた農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、農業及び農村振興のため、農地の除染の着実な推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第13条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、県産農産物の安全性の確保、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、県産農産物の検査体制の更なる強化促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第14条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第15条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第16条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

(基本計画の策定)

第19条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第21条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第22条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成13年3月27日公布（施行）〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成25年10月11日公布（施行）〕